

参考資料

平成21年4月3日

金融庁

目次

制度

I. 協同組織性

・ 協同組織金融機関の特色	6
・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）	7
・ 信用金庫法（抄）	8
・ 中小企業等協同組合法（抄）	10
・ 労働金庫法（抄）	12
・ 農業協同組合法（抄）	14
・ 相互扶助性	16
・ 非営利性	17
・ 剰余金の配当	18

II. 協同組織金融機関の制度の変遷

・ 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の沿革	19
・ 協同組織金融機関の変遷	20
・ 過去の議論①（昭和42年）	21
・ 過去の議論②（昭和48年）	24
・ 過去の議論③（昭和55年）	25
・ 過去の議論④（平成元年・平成2年）	27
・ 過去の議論⑤（平成4年）	30
・ 「協同組織形態の金融機関のあり方について」（平成元年5月15日金融制度調査会金融制度 第一委員会中間報告）「第1章 協同組織金融機関の基本的あり方」の主なポイント	32
・ 信用金庫・信用組合に係る主な制度改正	34
・ 信用金庫・信用組合の業務範囲の主な変遷	36

・信用金庫・信用組合の組織等の主な変遷	38
III. 現在の協同組織金融機関制度	
・協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の主な相違点	40
・協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の機関の比較	42
・協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の監事制度と銀行の監査役会制度	44
・信用金庫・信用組合と銀行の決算等の状況	45
・協同組織金融機関の中央機関の機能	46
IV. 海外の協同組織金融機関	47
V. 相互会社	
・相互会社についての基本的な考え方	48
・保険会社の形態	50
・株式会社と相互会社の比較	51
・保険会社（相互会社形態）におけるガバナンス強化の取組み①	53
・保険会社（相互会社形態）におけるガバナンス強化の取組み②	54
(参考)	
・「協同組織形態の金融機関のあり方について」（平成元年5月15日金融制度調査会 金融制度第一委員会中間報告）（抄）	55
・「規制改革推進のための3か年計画」（抄）	61
・「多重債務問題改善プログラム」（抄）	63

現状

I. 信用金庫・信用組合の現状について	
・地域金融機関の計数等の比較	65

・協同組織金融機関（信金・信組）数の推移	67
・協同組織金融機関（信金・信組）の分布	68
・預金量の分布状況（20年3月末）	69
・協同組織金融機関（信金・信組）の預金量の推移	70
・協同組織金融機関（信金・信組）の貸出金の推移	71
・協同組織金融機関（信金・信組）の預金・貸出金（末残）の推移	72
・信用金庫・信用組合の預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較と預証率の推移	73
・預貸率・預証率（平残）の推移	74
・業態別の預貸率の推移	75
・業態別の預証率の推移	76
・信金・信組が行う地方公共団体向け貸出	77
・員外預金比率の状況	78
・自己資本比率・不良債権比率（金融再生法開示債権）の推移	79
・業態別自己資本比率の推移	80
・業態別不良債権比率の推移	81
・信用金庫の不良債権処分量等の推移	82
・信用組合の不良債権処分量等の推移	83
・全国銀行の不良債権処分損等の推移	84
・金融機関のバランスシート（イメージ）	85
・協同組織金融機関（信金・信組）の会員・組合員数の推移	86
・協同組織金融機関（信金・信組）の店舗数の推移	87
・協同組織金融機関（信金・信組）の従業員数の推移	88
・本店所在地の状況（20年3月末）	89
・地方におけるネットワークの状況（19年3月末現在）	90
・規模別企業数の推移	91
・倒産件数と負債総額の推移	92
・業態別中小企業向貸出残高	94
・信用金庫の業種別貸出金残高シェア	95

・信用組合の業種別貸出金残高シェア	96
・中小企業の取引金融機関（従業者規模別）	97
・中小企業（法人企業）の取引金融機関（資本金階級別）	98
・中小企業の取引金融機関（売上高別）	99
・中小企業（小売業）の取引金融機関（売上高別）	100
・中小企業への融資姿勢に対する評価（業態別）	101
・地域金融機関に期待する役割の具体的な内容	102
・直近1年間で零細企業主が利用した借入期間別の資金調達先（重複回答）	103
・金利帯別貸出残高の比較	104
・多重債務者に対する生活支援貸付の事例について	105
・信用金庫数の推移及び減少理由内訳	106
・信用組合数の推移及び減少理由内訳	107
・協同組織金融機関（信金・信組）の破綻要因分析（平成3年度～平成14年度）	108
・地区規制と事業の範囲	109
・過去10年間の地区拡張等の実績	112
・地区に係る関連条文（信用金庫）	113
・地区に係る関連条文等（信用組合）	114
・協同組織中央機関について	115
・協同組織中央機関の余資運用について	116

II. 信用金庫・信用組合における地域密着型金融の取組みについて

・地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の経緯	118
・リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（基本的考え方）	119
・リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム	120
・新アクションプログラム（平成17～18年度）の経緯等	121
・地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム	122
・地域密着型金融（15～18年度第2次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況の概要	124
・地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について	127

・地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて	128
・信用金庫・信用組合の地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて	129
・信用金庫・信用組合の総会・総代会に関する取組み	130
・A信用金庫及びB信用組合のディスクロージャーからみる総（代）会の項目	131

III. その他

・信金・信組の大口信用供与規制	133
・協同組織金融機関に係る諸計数	134
・協同組織中央機関（単体）に係る諸計数	135

その他

I. 2008年10月のG7以降に講じた市場安定化・金融円滑化のための主な措置	136
・金融円滑化「大臣目安箱」について（平成20年10月17日）	137
・貸出条件緩和債権の見直しについて	139
・中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置（平成20年11月7日）	141
・金融担当大臣談話（改正金融機能強化法の成立にあたって）（平成20年12月12日）	144
II. 金融機能強化法の改正について	
・現行の金融機能強化法と今般の見直しの内容	145
・協同組織金融機関の中央機関への資本参加の枠組み	146
・金融機能強化法改正の概要	
【個別の金融機関への資本参加スキーム（既存スキーム）】	147
【協同組織金融機関の中央機関への資本参加スキーム（新設スキーム）】	148
・金融機能強化法関係の政令・内閣府令等の改正のポイント	149
III. 参考資料	
・東京情報大学准教授 堂下 浩氏「貸金3法改正後の課題」	153

協同組織金融機関の特色

- 協同組織金融機関は、「会員又は組合員の相互扶助を基本理念とする非営利法人」。「そもそも中小企業、農業漁業者及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたもの」。

(平成元年5月15日金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告「協同組織形態の金融機関のあり方について」)

- 信用金庫・信用組合（地域・業域・職域）・労働金庫・農林系統金融機関の4つの業態が存在。
- 日本の制度はドイツの協同組合を参考にしたもの。諸外国においても協同組織金融機関に類する制度が存在。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

第二十二条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

信用金庫法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第七条 次に掲げる金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条において「私的独占禁止法」という。）の適用については、私的独占禁止法第二十二条第一号に掲げる要件を備える組合とみなす。

一 信用金庫であつて、その会員である事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ その常時使用する従業員の数が三百人を超えない事業者

ロ その資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額を超えない法人である事業者

二 （略）

2 （略）

3 第一項第一号ロの規定に基づき政令で金額を定める場合には、小規模の事業者の相互扶助に資するとともに公正かつ自由な競争の確保を図る見地から定めるものとする。

(加入)

第十三条 金庫に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき金庫の承諾を得て引受出資口数に応ずる金額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

(自由脱退)

第十六条 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がいないときは、会員は、金庫に対し、定款で定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

2 (略)

(議決権)

第十二条 会員は、各一個の議決権を有する。

2～7 (略)

(剰余金の配当)

第五十七条 (略)

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。

3 出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

中小企業等協同組合法（抄）

（法律の目的）

第一条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第七条 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十二条第一号の要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者

ロ 常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）を超えない事業者

二・三（略）

2・3（略）

(加入の自由)

第十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(加入)

第十五条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

(自由脱退)

第十八条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 (略)

(議決権及び選挙権)

第十一条 組合員は、各々一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2～6 (略)

(剰余金の配当)

第五十九条 (略)

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員（火災共済協同組合にあつては、火災共済事業の利用者）が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。

3 (略)

労働金庫法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

（原則）

第五条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

2・3 （略）

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第九条 金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条、第十一条の四十九第一項第五号、第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四において「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第二十二条第一号及び第三号に掲げる要件を備える組合とみなす。

(加入)

第十四条 金庫に加入しようとするものは、定款の定めるところにより、加入につき金庫の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

(任意脱退)

第十六条 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受けるものがないときは、会員は、金庫に対し、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

(議決権)

第十三条 会員は、各一個の議決権を有する。ただし、第十一条第二項の規定による会員（以下「個人会員」という。）は、議決権を有しない。

2～5 (略)

(剰余金の配当)

第六十一条 (略)

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。

3 出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

農業協同組合法（抄）

（法律の目的）

第一条 この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（営利の禁止）

第八条 組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

（独占禁止法の適用除外）

第九条 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条、第十一条の四十九第一項第五号、第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四において「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第二十二條第一号及び第三号に掲げる要件を備える組合とみなす。

（加入妨害の禁止）

第二十条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(任意脱退)

第二十一条 出資組合の組合員は、いつでも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がいないときは、組合員は、出資組合に対し、定款の定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

2～4 (略)

(議決権及び選挙権)

第十六条 組合員は、各々一箇の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、第十二条第一項第二号から第四号まで又は第二項第二号若しくは第三号の規定による組合員（以下「准組合員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2～8 (略)

(剰余金の配当)

第五十二条 (略)

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資組合の事業の利用分量の割合に応じ、又は年八分以内において政令で定める割合を超えない範囲内で払込済みの出資の額に応じてしなければならない。

相互扶助性

○明治 24 年 11 月 28 日内務大臣（品川弥二郎）による信用組合法案提出理由説明

茲に政府の提出致しました信用組合法案と申しますものは、即ち此中産以下の人民のために金融の便を開いて低利に資本を使用することを得せしめ、兼て勤儉、自助の精神を興し、以て地方の実力を養成せんとするの目的でございます。

（出典）『産業組合法要義』平田東助著（『協同組合の名著 第1巻』より引用）

○昭和 24 年 5 月 7 日衆・商工委員会 中小企業等協同組合法案提出理由説明

要するに経済九原則の実施により、異常な困難に直面せんとしております中小企業が、今後よつてもつて立つ手段は、基本的にはその組織化と、相互扶助の力による競争力の培養、増強以外にはない

○昭和 52 年 6 月 20 日最高裁第二小法廷判決

思うに、中小企協組合は、中小企業者の個別収益の助成促進を目的として組織される人的結合体であり、資本主義社会における経済的弱者である中小企業者の自己防衛的相互扶助団体であり、協同組合の一形態として、……、一八四四年ロツチデール衡平開拓者組合以来の「組合員の相互扶助」、「組合の組合員に対する直接奉仕」、「一人一票主義」等の協同組合理念に基づき設立されているのである。中小企業等協同組合法五条が、組合は、組合員の相互扶助を目的とすべきこと（一項一号、以下「相互扶助性」という。）、組合の行う事業によつて組合員の直接の奉仕をすることを目的とすべきこと（二項、以下「直接奉仕の原則」という。）、組合の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等であるべきこと（一項三号、以下「一人一票主義」という。）等を中小企協組合の基本原則として掲げていることは、わが国の中小企協組合も、右の歴史的・伝統的な組合理念に基づいて設立され、この理念に則つて行為すべきことを明らかにしたものにほかならない。

（注）中小企協組合＝中小企業等協同組合

非営利性

基準<1> 会社の営利性の概念

① 対外的に事業を行い、

② それによって得た利益を構成員に分配することを

③ 目的とするか

「営利ヲ目的トスル社団ニシテ…会社ト看做ス」(旧商法第52条②)

(参考)『会社法 第八版』神田秀樹著

(注) 会社法では「会社」を「営利を目的とする社団」と定めていないが、これは、『会社法上、会社の株主・社員には、利益配当請求権・残余財産分配権が認められていることは明らかであり、会社が対外的活動を通じて上げた利益を社員に分配することを意味する「営利を目的とする」という用語を用いる必要がないため」。(出典)『一問一答 新会社法』相澤哲編著

協同組織金融機関

① 員外規制 ② 配当制限 ③ 相互扶助目的 → 非営利

大審院判決

○ 昭和元年12月27日

会社が目的たる事業の経営を他人に一任し、また社員に利益配当を行わないことにした場合であっても、会社解散の際に社員に分配すべき残余財産を増殖するのに妨げのない契約であれば、営利法人たる会社の本質と相容れないものではない。

(参考)『判例ハンドブック 商法総則・会社法』

倉沢康一郎・奥島孝康編著

基準<2> 商法上の商人の要件

① 収支の差額を利得することを

② 目的とするか

「商人」＝「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」

(商法第4条①)

・業とする…営利の目的で同種の行為を、継続的・計画的に行うこと。

(参考)『商法 I—総則・商行為〔第3版〕』落合誠一・大塚龍児・山下友信著

協同組織金融機関

② 相互扶助目的

非営利

最高裁判決

○ 昭和63年10月18日最高裁第三小法廷判決

「信用金庫法に基づいて設立された信用金庫は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するために設けられた協同組織による金融機関であり、…信用金庫の行う業務は営利を目的とするものではないというべきであるから、信用金庫は商法上の商人には当たらないと解するのが相当」

○ 平成18年6月23日最高裁第二小法廷

「中小企業協同組合法に基づいて設立された信用協同組合は、…業務は営利を目的とするものではないというべきであるから、商法上の商人には当たらないと解するのが相当」

剰余金の配当

- 信用金庫・信用組合の剰余金は、定款の定めにより、事業の利用分量又は出資額に応じて配当することとされている。

【信用金庫法】

(剰余金の配当)

第五十七条 (略)

- 2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。
- 3 出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

【中小企業等協同組合法】

(剰余金の配当)

第五十九条 (略)

- 2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員（火災共済協同組合にあつては、火災共済事業の利用者）が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。
- 3 (略)

- すべての信用金庫・信用組合では出資配当が採用されている。

配当率の最頻値 信用金庫：4%、信用組合：3% (出典) 平成18年度決算速報

- 一部の職域信用組合・業域信用組合においては、出資配当に加え、利用分量配当が併用されている。(平成18年度においては、全28業域信用組合中2つの業域信用組合、全18職域信用組合中6つの職域信用組合で採用。) (出典) 平成18年度決算速報 (社)全国信用組合中央協会作成資料

例 A信用組合 預金利息 : 100円につき40円の割合
貸付金利息 : 100円につき25円の割合

(出典) A信用組合平成18年度ディスクロージャー誌

協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の沿革

○ 明治半ば以降、各地に信用組合が設立

明治 25 年の掛川信用組合の誕生が最初

○ 明治 33 年「産業組合法」制定

購買・販売・生産の事業組合とともに、信用事業を行う組合を「産業組合」として初めて法制化

○ 大正 6 年「産業組合法」改正

都市部の中小商工業者向けの金融を念頭に、産業組合法の中に市街地信用組合制度を創設。員外預金、手形割引を許容。

○ 昭和 18 年「市街地信用組合法」制定

産業組合法から市街地信用組合制度を分離

○ 昭和 24 年「中小企業等協同組合法」・「協同組合による金融事業に関する法律」制定

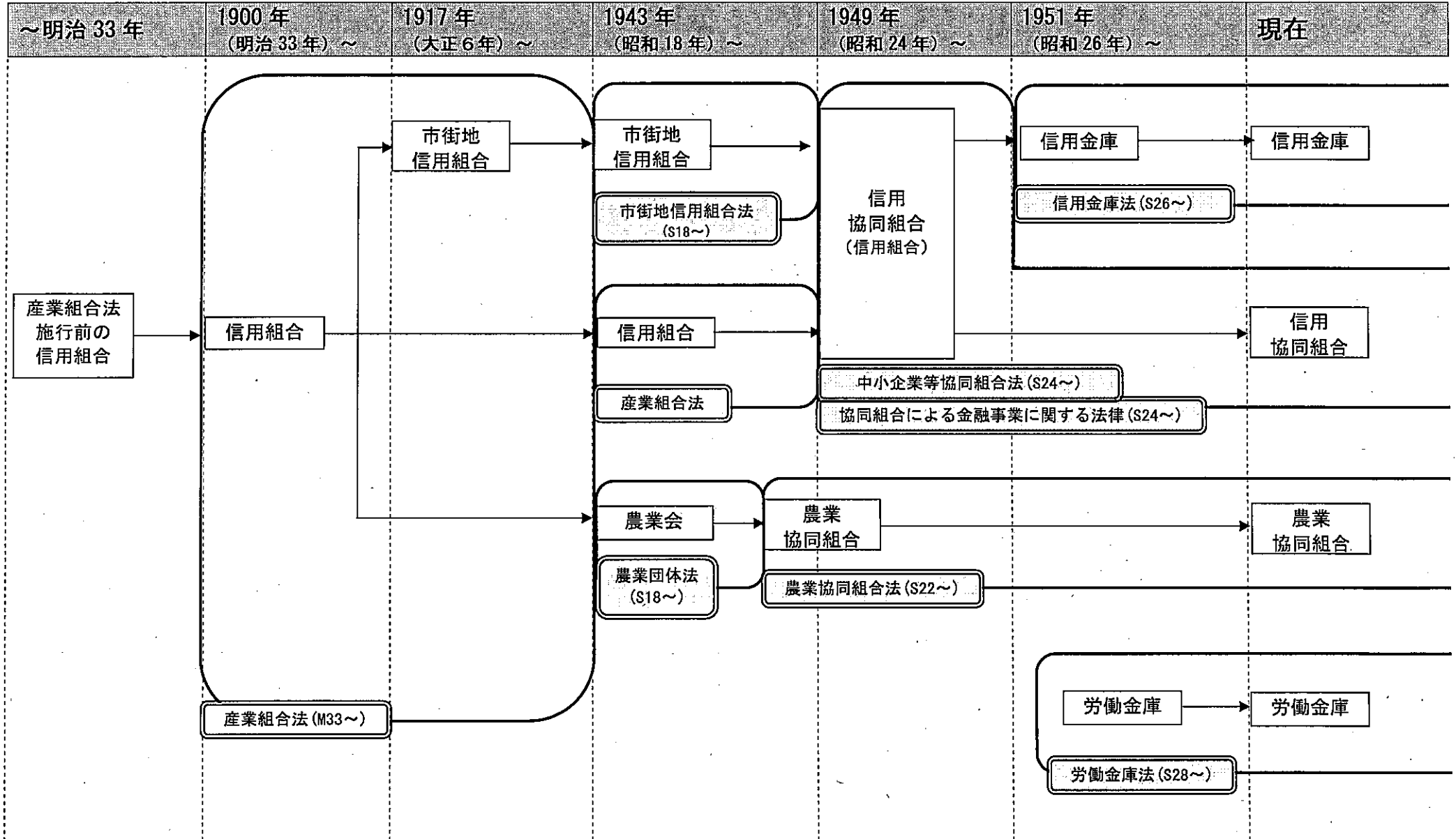
市街地信用組合を含め、中企法に統合。預金者保護・健全経営の確保の観点から、中企法に加え、信用事業を営む協同組合を協金法により規制。

○ 昭和 26 年「信用金庫法」制定

金融機関としての機能を拡大しようとする組合を念頭に、中企法から分離して、信用金庫法において信用金庫制度を創設。多くの信用組合が信用金庫に改組。

〔信用金庫法施行時（S26.6.15）653 組合⇒（S28.6.14）改組：560 組合 残存：72 組合 消滅：21 組合〕

協同組織金融機関の変遷



過去の議論①（昭和42年）

「中小企業金融制度のあり方について」（昭和42年10月20日金融制度調査会答申）

総論

○ 中小企業金融機関の現状と問題点

- <現状>・金融機関の同質化 ・規模の格差の増大等 ・対象とする中小企業の成長
- <問題点>・会員意識の稀薄化 ・総代選任及び総代会の運営の名目化

○ 民間中小企業金融専門機関の必要性

- ・中小企業金融の安定性（都市銀行等の中小企業金融は景気動向により激しく変動）
- ・中小企業に適した金融（中小企業の一般的性格の十分な理解・きめ細かい経営上のアドバイス）
- ・わが国中小企業金融の特殊性（中小企業が経済全体に占める比重が大きいこと・一般的に大企業との付加価値生産性の格差が著しいこと等）

各論

○ 類型

- ・民間中小企業金融機関として「相互銀行」「信用金庫」「信用組合」の3種類を存続させるか、2種類の専門機関に改めるか以下の3つの考え方を中心に討議
 - （イ）3種類説：現行の3種類の金融機関を存続
 - （ロ）2種類説（A案）：信用金庫を相互銀行とともに中小企業銀行に一本化し、信用組合は存続
 - （ハ）2種類説（B案）：株式会社組織の専門機関と協同組合組織の専門機関の2種類とし相互銀行は主として前者に、信用組合は主として後者に移行。信用金庫のうち、機能の拡充を希望するものは株式会社組織の専門機関に、協同組織性を維持したいものは協同組合組織の専門機関に移行

→結論：3種類の制度は存続（（イ）案）

- <理由>・規模、業態が多種多様である中小企業に対する金融については、ふさわしいパイプを用意しておくことが望ましいこと
 - ・急激な制度改革による混乱が生じるおそれ
 - ・2種類のみ（株式会社組織と協同組合組織）では、中位以下の中小企業や小規模零細企業に対する融資に断層が生じ、また、融資が不円滑になるおそれ

○ その他

<信用金庫の事業>

- ・ 会員となりうる事業者の範囲については、現在の従業者基準のほかに資本金基準を設けてそのいずれかを満たせばよいこととし、資本金は1億円以下とする
- ・ 会員は、金庫を利用し、また金庫の運営に関心を持ちうる者に限定することが望ましく、その方法として、会員1人当たりの出資金額を引き上げることが考えられる（東京特別区及び指定市：1万円以上・その他：5,000円以上）
- ・ 新たな員外貸出として、条件付きで「卒業生金融」及び小口員外貸出を認めることが必要

<融資限度>

- ・ 融資限度について、自己資本に対する比率限度は、信用金庫および信用組合は現行通り20%で差し支えなく、金額限度は信用金庫1億円、信用組合5,000万円を基準とすることが望ましい

<最低出資金>

- ・ 最低出資金は、以下のとおり定める（信用金庫：東京特別区及び指定市1,000万→1億円・その他500万→5,000万円、信用組合：東京特別区及び指定市500万円→2,000万円・その他200万→1,000万円）

<地区>

- ・ 信用金庫及び信用組合については、構成員を地区内の中小企業者等に限定するため、地区の規定は必要

<合併・転換>

- ・ 異種金融機関相互間の合併、転換を可能とするよう法律上の道を開いておく必要

3 試案の概要

	川口試案〔3種類説〕	末松試案〔2種類説(A案)〕	金融制度調査官試案〔2種類説(B案)〕
1. 専門機関の必要性和専門性の確保	<p>(1) 今後、中小企業に対する恒常的な信用制限はなお存続すると思われるので、中小企業に対する信用制限を緩和し、その必要資金を確保するためには、引続き専門機関の存在が必要</p> <p>(2) 中小企業金融専門機関を中小企業分野に定着させるため、融資対象、融資金額、営業地域等について制約を加えるとともに特典を付与</p>	<p>(1) 中小企業に対する金融の円滑化を図り、中小企業に対する金融上の不公正な取扱いを排除するため専門機関が必要</p> <p>(2) 融資対象を規制</p>	<p>(1) 中小企業金融の安定性を確保し、中小企業に適した金融を行うためには、専門機関が必要</p> <p>(2) 融資対象と融資限度を規制し地域性を持たせる</p>
2. 専門機関の類型	<ul style="list-style-type: none"> 相互銀行(普通銀行に転換させ、小規模地方銀行も参加させた乙種銀行とすることも考えられる。) 信用金庫 信用組合 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業銀行(相互銀行、信用金庫を一本化) 信用組合 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社組織 協同組合組織
3. 営業又は事業形態	<p>中小企業を対象</p> <p>ただし、</p> <p>(イ) 過去一定期間の顧客関係を条件として卒業生金融を容認</p> <p>(ロ) 信用金庫について、小口員外貸出(1件30万以下、総貸出残高の20%まで)を容認</p> <p>(ハ) 信用金庫について、必要な限度でサービス対象を会員外へ拡大することを容認</p>	<p>中小企業銀行の融資対象：資本金2億円以下または従業員1000人以下とするが、必要に応じ卒業生金融も容認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協同組合組織：構成員を中小企業基本法による中小企業に限定。かつ事業対象を構成員に限定して預金・貸出両面とも員外貸出を禁止 株式会社組織：営業対象を資本金1億円(または2億円～3億円)以下の中小企業とすることにより専門性を持たせる。専門性を損なわない範囲で中小企業以外との取引も容認
4. 地域	<p>ケース・バイ・ケースで営業地域の適正化を図る</p>	<p>特定の地域にしぼることなく、専ら店舗行政の運営に任せる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協同組合組織：構成員資格の限定により事業区域を限定 株式会社組織：店舗設置規制により営業区域の限定
5. 規模	<ul style="list-style-type: none"> 地域信用組合：過小規模是正のために最低会員数の増加または最低出資額の引上げを考慮 	<ul style="list-style-type: none"> 中企業銀行：資金量300億以上 信用組合：資金量50億円以上 	<ul style="list-style-type: none"> 協同組合組織：比較的小規模が適当 株式会社組織：所在地域の経済力、取引先中小企業の数や規模の大きさによって異なる

過去の議論②（昭和 48 年）

「中小企業金融制度の整備に関する答申」（昭和 48 年 1 月 18 日金融制度調査会答申）

- 「中小企業金融制度のあり方について」（昭和 42 年 10 月金融制度調査会答申）の意図
 - 相互銀行、信用金庫及び信用協同組合について、それぞれ中小企業金融専門機関としての性格を明解にするとともに、各金融機関がより広い範囲で適正な競争を行うことができるような環境を整備し、金融の効率化を通じて中小企業金融の一層の円滑化を促進すること
 - 今日においても基本的な変更を加える必要はない

- しかしながら、ここ数年における国際化の著しい進展、中小企業の資本装備率の上昇等、客観情勢の推移に即して、以下のような改正を行うことが適当
 - ・ 中小企業基本法における中小企業者の定義の改訂に伴う信用協同組合の組合員資格の改正
 - ・ 信用金庫の会員資格および相互銀行の融資対象者の資本の額または出資の限度は、前者を 1 億円以下→2 億円以下に、後者を 2 億円以下→4 億円以下に引き上げる
 - ・ 信用金庫連合会について員外預金の受入れ等を容認
 - ・ 信用協同組合が、預金総額の 100 分の 20 の限度内において員外預金を受け入れることを容認
 - ・ 信用協同組合に対する監督を一層強化する必要があると認められることから、都道府県知事の要請を受けた場合の大蔵大臣による検査を導入
 - ・ 信用協同組合が行うことができる業務の代理を、必要な限度において拡大 等

過去の議論③（昭和 55 年）

「中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について」 （昭和 55 年 11 月 26 日金融制度調査会答申）

1. 中小専門機関の必要性

- ・ 中小企業金融の現状：高度成長から安定成長への移行等に伴って、かつてのような慢性的な資金不足はなくなっているとする見方があるが、中小企業については、その特色を生かした創意工夫の発揮や事業の転換等が要請されているところでもあり、その資金需要はなお引き続き根強いものと予想される
- ・ 中小企業金融の問題点：金融機関借入については、総じて金利が高く、担保・保証条件が厳しい 等
- ・ 中小専門機関の必要性：銀行と並んで、中小企業金融に専念する金融機関を設けておく必要

<理由>

- ・ 中小企業への資金の安定的供給（銀行による中小企業への資金供給が安定的な構造を備えるに至ったかどうかについては、推移を見守る必要）
- ・ 中小企業の多様性に即した金融（個々の業態・企業の経営内容に精通している金融機関が、きめ細かな経営上のアドバイスを与えること等）
- ・ 地域経済に密着した活動（中小企業には、地域経済に密着した活動を行っているものが多いため、このような企業に対する金融については、地域の経済・社会に深い関わりを持った金融機関が大きな役割を果たしていくことが期待される）

2. 中小専門機関の今後のあり方

- ・ 中小企業金融に専念する金融機関としては、現在、相互銀行、信用金庫及び信用組合の三種類の機関が存在しているが、下記の理由から、この構成をそのまま維持することが適当

<理由>

- ・ 資金を供給する側にあっても、中小企業の規模別等の差異に対応して重層的に活動していくような構成をとっていることが望ましい
- ・ 三種類の専門機関の金融取引構造は、中小企業金融の充実のためによりよく機能している
- ・ それぞれの中小企業と取引実績を積み重ねてきている状況に急激な変革を加える必要もない
- ・ 中小専門機関の業務に関しては、銀行から三種類の中小専門機関までを通じて重複部分が拡大し、ある程度同質化が進展していく傾向が認められる。これは大勢としては競争の促進につながり、そのような競争を是認して金融の効率化を進めていくという観点から、中小企業専門機関につき、その業務内容の拡充整備を図っていくことが適当

3. 中小専門機関の機能発揮等のための具体的施策

- ・ 中小企業者及び法人会員（組合員）資格の範囲の拡大（資本金基準：相互銀行 4 億円以下→8 億円以下、信用金庫 2 億円以下→4 億円以下）
- ・ 信用組合の地公体等に対する預金積金担保貸付け以外の貸付け・組合員以外への預金積金担保の範囲内での貸付けを、総貸出額の 20% の限度内において容認
- ・ 信用金庫の外国為替業務は、我が国経済の国際化に伴って中小企業の海外取引が一段と進んでいること等にかんがみ、これを容認
- ・ 信用組合の内国為替取引について、「組合員のためにする」の文言を削除することが適当
- ・ 資本金（出資金）の最低限度の引上げ（相互銀行：東京都及び指定市 3 億円→6 億円・その他 2 億円→4 億円、信用金庫：東京都特別区及び指定市 1 億円→2 億円・その他 5,000 万円→1 億円）

過去の議論④（平成元年・平成2年）

「協同組織形態の金融機関のあり方について」 （平成元年5月15日金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告）

1. 協同組織金融機関の基本的あり方

- ・中小企業等の分野を専門とする協同組織形態の金融機関の存在は今後とも必要
　　<理由> 中小企業等の分野は、貸付規模が比較的小口であるとともにリスク判断において個別の事情を斟酌する必要がある 等
- ・中小企業等の分野を専門とする金融機関が協同組織形態を採ることは十分合理性を有するものと考えられる
　　<理由> ・利用者ニーズへの的確かつきめ細かな対応（協同組織金融機関は地縁・人縁を基盤としていることから会員等のニーズ把握が安易であり、業務及び組織の運営上、会員等の利益が第一義的に考慮されることから）
　　・長期的な視点に立った適切な金融仲介機能の発揮（資金の借り手は原則として会員又は組合員であり、金融機関との間に強い密着性又は連帯が存在するため）

2. 協同組織金融機関の業務のあり方

- ・協同組織金融機関の預金及び貸出について、会員又は組合員中心の業務運営を変更することは、協同組織金融機関の協同組織性を損なうこととなりかねないため、このような基本的考え方については維持することが適当
- ・その他金融業務に関しては、適切と判断される場合には、業務範囲の拡大について弾力的な対応を行うことが適当
- ・業務範囲を拡大するにあたっては、協同組織としての性格を維持することを基本とし、一般の金融機関との同質化との問題が生じないよう留意する必要があると考えられる

3. 協同組織金融機関の組織のあり方

(1) 「地区」の範囲

- ・信用金庫、地域信用組合及び農林系統金融機関のように地域を基盤とする金融機関の性格が強いものにあつては、地区の範囲は、人的結合体としての統合の基盤を成す同質的な地域経済の圏域の中に限定するのが合理的
- ・経営面で困難な状況が生じているような場合においては、必要性について十分検討した上で、地区の範囲を弾力的に扱うことが適当

(2) 会員及び組合員資格

- ・人的結合体としての協同組織の基本的な性格を維持しつつ、経済規模の拡大等に伴い、会員及び組合員資格の適切な見直しを行うことが必要

(3) 組織運営

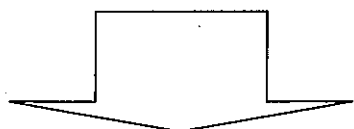
- ・協同組織としての組織運営の原則は維持する必要があるが、金融機関としての組織運営の弾力性を確保することも重要であり、こうした観点から、組織運営のあり方について適時適切な見直しを行うことが必要

4. 連合組織の役割及び連合組織の機能のあり方

- ・ 単位組織間の相互扶助及び連合組織による単位組織の機能の補完の重要性が拡大していくものと考えられる

5. 合併・転換

- ・ 協同組織金融機関の4つの業態（信用金庫・信用組合・労働金庫及び農林系統金融機関）は、引き続き存続させることが必要であると考えられるが、より広範囲な業務が可能な業態へ転換する場合には、合併転換法に基づき適切に対処することが適当



引き続き、協同組織金融機関の業務及びあり方に関する具体的事項の検討を実施

「協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について」

（平成2年7月13日金融制度調査会・金融制度調査会金融制度第一委員会作業部会報告）

1. 組合員資格の範囲

- ・ 基本部分については、引き続き中小企業基本法の中小企業者の定義に準拠する【信組】

2. 組織

- ・ 合併等については総会決議事項であるため、機動的対応が困難。合併等の手続きのあり方については、民主的運営を損なわないことが必要であり、行政当局において検討【信組】
- ・ 総会及び総代会の議長の選任方法は、最も民主的な方法であり、敢えてこれを改める必要はない【信組】
- ・ 員外理事（代議員以外の理事）枠の拡大【労金連】

3. 業務

(1) 貸出

- ・ 員外貸出の量的規制の緩和について行政当局において検討【農協】
- ・ 員外貸出の対象範囲の拡大【労金・農協】
- ・ 小口員外貸出の限度額を、適切な水準に引き上げ【信金・信組・労金】

(2) 外国為替、国債等の窓口販売・ディーリング業務

- ・ 外国為替業務に係る制度の導入【信組・労金・農協】
- ・ 国債等の窓口販売・ディーリング業務の制度の導入については行政当局において検討【信組・労金・農協】

(3) その他

- ・ 保護預りは、員外取引者の取引ニーズに応じていく必要があること等から「組合員（会員）のためにする」の文言を削除【信組・信組連・労金・労金連】
- ・ 有価証券の貸付けは、金融機関に対するもの等安全性の高いものについては員外利用を容認【信組・信組連】等

4. 同一人に対する信用供与の制限

- ・ 金額限度の引上げ【信金・信組】
- ・ 組合員向け・員外向けについて区別することなく、同じように自己資本比率の20%とすることが適当【農協】 等

5. 余裕金の運用

- ・ 余裕金運用の法定制限については、これを改め、機動的な余裕金運用ができるよう、規定の整備を行うことが適当【信組】

過去の議論⑤（平成4年）

「協同組織金融機関の優先出資について」 （平成4年12月11日協同組織金融機関の優先出資に関する研究会報告）

1. 協同組織金融機関の自己資本充実の必要性

- ・協同組織金融機関は、相互扶助組織としての機能のみならず、我が国金融システムの一翼を担うものとして、銀行と同様に自己資本充実が要請される
- ・協同組織金融機関の出資による自己資本の充実は、連合組織においては会員数の増大が期待できないこと等の困難性があること等から、自己資本充実策の多様化を図ることが喫緊の課題であり、広く員外から出資を受け入れる自己資本充実策の検討が必要

2. 協同組織金融機関の新たな自己資本充実策（優先出資制度の基本的構想）

- ・員外から出資を受け入れる制度（優先出資制度）の導入を考える場合、この制度の導入が協同組織性を損なうことのないよう十分配慮する必要があり、以下のような制度が想定される
 - (1) 無議決権（不特定多数の者を想定している優先出資者は議決権を有しない）
 - (2) 優先権の付与（剰余金の配当等について優先的内容）
 - (3) 優先出資の発行口数の規制（優先出資の発行口数は普通出資の発行口数の一定割合以内）
 - (4) 配当の上限規制（協同組織金融機関の運営が配当原資確保に傾斜し、営利団体化することを防止）
 - (5) 不特定多数の者からの受入れ
 - (6) 優先出資証券の発行（権利の移転・行使の円滑化を考慮すると有価証券化することが望ましい）

3. 優先出資制度についての理論的検討（協同組織性との整合性）

・員外出資の妥当性

→ 人的結合組織である協同組織においては、出資と会員としての地位の間には必然的な関係はない。優先出資により協同組織金融機関の財務基盤が強化され、会員の利便向上に寄与することを考慮すると、会員の同意があれば、外部から出資を受入れること自体が問題になることはない

・協同組織組合原則との関係

→ 優先出資制度を導入することは、以下のように、独占禁止法第24条に表れている協同組合原則（我が国各種協同組織法制に共通する原則）に反するものではなく、むしろこれを一層充実させるものである

- ①「相互扶助」の目的をよりよく果たしていくためにも、厳しい競争に耐えうるような自己資本の充実が必要であり、優先出資制度の導入は「相互扶助」の充実をも図るものである
- ②優先出資制度導入後も「加入・脱退の自由」は維持
- ③優先出資者は普通出資者総会における議決権は与えないものとしており、組合員の「平等の議決権」には何ら影響を与えない
- ④優先出資にかかる配当についても、「配当の上限」を設ける

・協同組織の非営利性との関係

→ 以下の理由から、優先出資の受入れが協同組織金融機関の非営利性を損なうことはないものと考えられる

- ①優先出資に対する配当も、普通出資に対する配当と同様、事業運営に必要な資本金調達のための必要的経費である
- ②優先出資者は協同組織金融機関の運営に自己の営利意思を反映させることはできない
- ③優先出資は普通出資の補完的役割を果たすものであり、優先出資の発行口数を普通出資の口数の一定の割合に制限
- ④優先出資に係る配当についても上限を定めること

「協同組織形態の金融機関のあり方について」 (平成元年5月15日金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告)

「第1章 協同組織金融機関の基本的あり方」の主なポイント

1. 中小企業、個人等に対する専門金融機関の必要性

- ・中小企業、個人等の主たる活動分野における協同組織金融機関の貸出は着実に増加するとともに、そのシェアも依然として高い水準にある
→これらの分野における貸し手としての協同組織金融機関の重要性は引き続き大きい
- ・我が国経済の内需主導型成長への転換・定着が展望される中で、中小企業の重要性は一層増大。こうした中小企業にとって、経済の構造転換対応するための技術開発や設備投資の推進が課題
- ・個人の分野においても、住宅をはじめ、多様化する消費者のニーズに的確に対応し、豊かな国民生活の実現を図ることが課題
→こうした状況から、中小企業、個人等の分野において円滑な資金の供給等多様な金融サービスの提供を確保することが引き続き重要
- ・上記のような事情に加え、下記のような点を踏まえると、中小企業、個人等の分野において十分な金融サービスを確保するため、これらの分野を専門とする金融機関の存在は今後とも必要
 - 中小企業、個人等の分野においては、貸付規模が比較的小口であること、及びリスク判断においても個別の事情を斟酌する必要があること等の理由から、円滑な金融を確保するため
 - 中小企業、個人等の分野は、取引先が多数にのぼることに加え、その金融ニーズも個々の事情に即し極めて多様
 - 金融情勢の如何に関わらず、中小企業、個人等に対する安定的な資金供給を確保する必要

2. 協同組織形態を採ることの意義

- ・利用者ニーズへの的確かつきめ細かな対応

<理由>

- －地縁・人縁を基盤としていることから、利用者である会員・組合員のニーズの把握が容易
- －非営利の相互扶助組織であるため、業務及び組織の運営上、会員・組合員の利益が第一義的に考慮される

- ・長期的な観点に立った適切な金融仲介機能の発揮

<理由>

- －原則、借り手が会員又は組合員であり、貸し手である金融機関との間に強い密着性又は連帯が存在するため

3. 金融環境等の変化と協同組織金融機関のあり方

- ・協同組織形態を採っていることの特質を発揮し、預金、貸出業務に加え、情報提供や経営指導・相談業務等幅広いサービスの提供に努めることが肝要
- ・協同組織金融機関は、会員又は組合員となりうる者の地域的範囲を限定するため、「地区」を定めることとされており、その意味で、多かれ少なかれ、地域を基盤とする金融機関の性格を有している（中でも、信用金庫・地域信用組合は、その性格が強い）
- ・地域を基盤とする金融機関は、地域から資金を吸収し、それを地域に還元するという役割を担っており、地域経済の活性化・個性化が我が国の重要な課題とされる中、その役割は一層増大していくものと考えられる

信用金庫・信用組合に係る主な制度改正

○昭和 43 年 「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」・「金融機関の合併及び転換に関する法律」制定

<背景> 『中小企業金融制度のあり方に関する答申』(昭和 42 年 10 月金融制度調査会)

具体的
内容

- 【信用金庫】・ 最低出資金の引上げ (指定都市等：1 千万円→1 億円、その他：5 百万円→5 千万円) *
 - ・ 会員資格拡大 (資本金等規模の導入)
 - ・ 員外貸出拡大 (卒業生金融、小口員外貸出)
- 【信用組合】・ 最低出資金の引上げ (指定都市等：5 百万円→2 千万円、その他：2 百万円→1 千万円)
 - ・ 一組合員に対する貸出限度の新設
- ・ 異種業態間の合併・転換を可能に

* 昭和 57 年政令第 45 号において、指定都市等：1 億円→2 億円、その他：5 千万円→1 億円に引上げ

○昭和 48 年 「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」制定

<背景> 『中小企業金融制度の整備に関する答申』(昭和 48 年 1 月金融制度調査会)

具体的
内容

- 【信用金庫】・ 会員資格拡大 (資本金 1 億円以下→2 億円以下)
 - ・ 信用金庫連合会の業務範囲の拡大 (員外預金の受入れ等)
- 【信用組合】・ 員外預金の制限 (総預金積金の 100 分の 20 まで)

○昭和 56 年 「中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」制定

<背景> 『中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について』(昭和 55 年 11 月金融制度調査会)

具体的
内容

- 【信用金庫】・ 法人会員資格の資本金等基準を拡大 (2 億円以下→4 億円以下) *1
 - ・ 業務範囲の拡大 (外国為替業務等)
- 【信用組合】・ 業務範囲の拡大 (内国為替等の員外利用可、政令で定めるところによる員外貸出*2)
 - * 1 昭和 62 年政令第 61 号において 4 億円以下→6 億円以下、平成 5 年政令第 29 号において 6 億円以下→9 億円以下に拡大
 - * 2 貸付等総額の 100 分の 20 の範囲内で行う預金担保貸付・地方公共団体に対する貸付等

○平成元年 「信用金庫法の一部を改正する法律」制定

<背景>『全国信用金庫連合会の債券発行について』（平成元年1月金融制度調査会金融制度第一委員会）

具体的
内容

- ・ 全国を地区とする信用金庫連合会の債券発行を可能に

○平成4年 「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」制定

<背景>『新しい金融制度について』（平成3年6月金融制度調査会）

具体的
内容

- ・ 自己資本比率規制 ・ 業務範囲の拡大（信託業務、社債等の募集の受託等）
- ・ 監事機能の強化（業務監査義務、理事会への出席・意見の陳述）
- ・ 連合会の子会社による証券業務及び信託業務を可能に

○平成5年 「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」制定

<背景>『協同組織金融機関の優先出資について』（平成4年12月協同組織金融機関の優先出資に関する研究会）

具体的
内容

- ・ 協同組織金融機関の自己資本充実策として、優先出資制度（優先的配当、無議決権、不特定多数に発行）を導入

○平成8年 「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」・「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」制定

<背景>『金融システムの安定化のための諸施策』（平成7年12月金融制度調査会）

具体的
内容

- ・ 早期是正措置導入 ・ 役員の兼業・兼職制限 ・ 外部監査・員外監事の登用の義務付け
- ・ 協同組織金融機関に更生手続を規定

○平成10年 「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」が制定

<背景>『我が国金融システムの改革について』（平成9年6月金融制度調査会）等

具体的
内容

- ・ 業務範囲の拡大（有価証券店頭デリバティブ取引等） ・ 子会社の範囲、株式の取得の制限（10%ルール）

信用金庫・信用組合の業務範囲の主な変遷

	信用金庫	信用組合
昭和26年改正		<p>◆員外預金制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体 ・組合員と生計を一にする配偶者、その他親族
昭和27年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○会員のためにする有価証券払込金の受入れ等 ○地方公共団体、金融機関に対する貸し付け 	
昭和43年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○内国為替、有価証券の払込金の受入れ等の員外利用 ○卒業生金融、小口員外貸出 <p>◆一会員に対する貸出限度の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員のためにする内国為替、有価証券の払込金の受入れ等 ○地方公共団体等に対する預担貸し <p>◆一組合員に対する貸出限度の新設</p> <p><中央機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○会員のためにする内国為替、保護預り ○地方公共団体等に対する預担貸し ○信用組合の組合員に対する貸付け
昭和48年改正	<p><中央機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○会員以外の者の預金の受入れ ○有価証券の払込金の受入れ等 ○国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理 	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員以外の者の預金又は定期積金の受入れ ○国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理
昭和56年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○外国為替業務 ○国債等の窓販 	<ul style="list-style-type: none"> ○内国為替、有価証券の払込金の受入れ等の員外利用 ○組合員以外の者に対する政令で定めるところによる貸付け <p><中央機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○信用組合と同様の業務を全て行う
昭和60年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○国債等公共債のディーリング業務の取扱い 	
平成4年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○信託業務 ○社債等の募集の受託等 	<ul style="list-style-type: none"> ○信託業務 ○社債等の募集の受託等 ○国債等の窓販及びディーリング業務 ○外国為替業務 ○員外者に対する有価証券等の保護預り ○余裕金の運用制限の撤廃

		○債務保証に係る制限の緩和
平成10年改正	○有価証券デリバティブ等 ○投資信託窓販	○有価証券デリバティブ等 ○投資信託窓販
平成12年改正	○保険窓販（一部解禁）	○保険窓販（一部解禁）
平成14年改正	○振替業 ○有価証券等清算取次ぎ	○振替業 ○有価証券等清算取次ぎ
平成15年改正	○有価証券の売買等に係る書面取次ぎ ○証券仲介業	○有価証券の売買等に係る書面取次ぎ ○証券仲介業
平成16年改正	○信託契約代理業 ○信託受益権販売業	○信託契約代理業 ○信託受益権販売業
平成17年改正	○信用金庫等代理業（銀行や他の協同組織金融機関の業務の代理・媒介）	○信用組合等代理業（銀行や他の協同組織金融機関の業務の代理・媒介）
平成19年改正	○保険窓販（全面解禁）	○保険窓販（全面解禁）

（注）上記表の印については、「○」：業務範囲拡大、「◆」：業務範囲制限をそれぞれ表している。

信用金庫・信用組合の組織等の主な変遷

	信用金庫	信用組合
昭和27年改正		○員外役員枠の設定
昭和43年改正	○解散、合併等について総代会において決議可	
昭和55年改正		○役員を選出方法として従来の選挙制に加えて選任制を追加
平成4年改正	<ul style="list-style-type: none"> －役員規定の見直し ○員外役員枠の設定 ◆監事機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・監事の役割を業務監査まで拡大 ・理事会への出席、意見の陳述 ◆経営の健全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・経営の健全性の確保に関する銀行法の規定を準用 ＜中央機関＞ ・大口信用供与規制（親子連結ベース） ・子会社等の間における弊害防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆役員規定の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・監事の役割を業務監査まで拡大 ・理事会への出席、意見の陳述 ◆経営の健全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・経営の健全性の確保に関する銀行法の規定を準用 ＜中央機関＞ ・大口信用供与規制（親子連結ベース） ・子会社等の間における弊害防止措置 <p>○解散、合併等について、総代会において決議可</p>
平成8年改正	<ul style="list-style-type: none"> ◆役員、支配人、職員の兼職・兼業を制限 ◆監査体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・監査報告書の作成・提出義務等 ・預金等総額：1,000億円以上の信金に員外監事の登用を義務付け ・預金等総額：2,000億円（*）以上の信金に外部監査を義務付け ◆早期是正措置の導入（銀行法の準用） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆役員兼職・兼業を制限 ◆監査体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・監査報告書の作成・提出義務等 ・預金等総額：1,000億円以上かつ員外預金比率15%以上の信用協同組合に員外監事の登用を義務付け ・預金等総額：2,000億円（*）以上かつ一定員外預金比率15%以上の信用協同組合に外部監査を義務付け ◆早期是正措置の導入（銀行法の準用）
平成10年改正	<ul style="list-style-type: none"> ◆預金者等に対する情報の提供に関する銀行法の規定を準用 ◆ディスクロージャー誌の縦覧 	<ul style="list-style-type: none"> ◆預金者等に対する情報の提供に関する銀行法の規定を準用 ◆ディスクロージャー誌の縦覧
平成13年改正	◆員外監事・外部監査義務付けの基準（預金等総額）の引下げ （員外監事：1,000億円→50億円、 外部監査：2,000億円→500億円）	◆員外監事・外部監査義務付け基準（預金等総額）の引下げ （員外監事：1,000億円→50億円、 外部監査：2,000億円→500億円）※員外預金比率は変更なし
平成16年改正	◆外部監査義務付け基準（預金等総額）の引下げ	◆員外監事・外部監査義務付け基準（預金等総額、員外預金比率）の引

	(外部監査：500億円→200億円)	下げ (員外監事：員外預金比率：15%→10% 外部監査：500億円→200億円かつ員外預金比率：15%→10%)
平成17年改正	○職員の兼職・兼業制限撤廃 ○電磁的方法による議決権行使の導入 ○監事の任期の変更（最大3年→最大4年） ○業務報告書の総会の承認制から報告制への緩和	◆出資等の外部負債規制の廃止 ○電磁的方法による議決権行使の導入 ○監事の任期の変更（最大3年→最大4年） ○業務報告書の総会の承認制から報告制への緩和

(注) 上記表の印については、「○」：組織設計等の柔軟化、「◆」：組織設計等の規制をそれぞれ表している。

(*) 平成9年4月1日から1年を経過する日までの間に開始する事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは5,000億円（経過措置）。

協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の主な相違点

	信用金庫		信用組合	銀行
1. 法律	信用金庫法		中小企業等協同組合法 協同組合による金融事業に関する法律	銀行法 会社法
2. 目的	国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する		組合員の相互扶助を目的とし、組合員の経済的地位の向上を図る	国民大衆のために金融の円滑を図る
3. 組織	会員・組合員の出資による協同組織			株式会社
4. 議決権等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員・組合員は出資額に関わりなく 1 人につき 1 個の議決権 ・ 総会（総代会）において議決権を行使 （総代会を設置する場合には、会員等から選ばれた総代で構成） 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主は 1 株につき 1 個の議決権 ・ 株主総会において議決権を行使
5. 配当制限	出資配当は出資額の年 1 割以下 （信用金庫定款例）		出資配当は出資額の年 1 割以下（法律）	制限なし（株主総会で決議）
6. 地区	定款記載事項（→定款変更は認可事項）			制限なし
7. 会員・組合員資格	地区内において、 ・ 住所又は居所を有する者 ・ 事業所を有する者 ・ 勤労に従事する者			制限なし
	事業者についての制限	従業員 300 人又は資本金 9 億円以下等	従業員 300 人又は資本金 3 億円以下等	
8. 出資金の最低限度	特別区・指定都市	2 億円	2,000 万円	20 億円
	その他	1 億円	1,000 万円	
9. 業務	員外預金	制限なし	<原則>組合員	制限なし
	例 外 量的 制限		<例外>組合員以外の者の預金の受入れは、預金及び定期積金の総額の 20% を超えてはならない	
	員外貸出	<原則>会員・組合員		制限なし
	例 外 量的 制限	<例外>以下①・②の条件に合致するものは会員・組合員以外の者への貸出可 ①貸出総額の 20% を超えてはならない		
	例 外 貸付先 制限	②預金等を担保とする貸付け等 ※ 3 年以上会員であった事業者に対する一定期間内貸付け（いわゆる卒業生金融）も可	②預金等を担保とする貸付け等	
10. ディスクロージャー	半期開示（法令上努力規定あり）			四半期開示（上場銀行） 半期開示（非上場銀行）
11. 外部監査	預金等総額 200 億円以上の金庫は必須		預金等総額 200 億円以上、かつ、員外預金比率が 10% 以上の組合は必須	必須

協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の主な相違点（税制）

		信用金庫	信用組合	銀行
国 税	法人税	<税率> $22/100$		$30/100$
		<一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の特例> ① 貸倒引当金の計算方法として、以下のいずれかを選択可 ・ 一括評価金銭債権の合計額×貸倒実績率 又は ・ 一括評価金銭債権の合計額×法定繰入率（3/1000） ② 貸倒引当金の繰入限度額は、上記①により計算した金額の116%相当額へ割増可 （適用期限：平成21年3月31日）		特例なし 一括評価金銭債権の合計額×貸倒実績率
	印紙税	預金通帳：非課税 預金証書：課税（1万円未満非課税） 受取書：課税（会員・組合員あて及び3万円未満非課税）		預金通帳：課税 預金証書：課税 受取書：課税（3万円未満非課税）
地 方 税	固定 資産税	<事業用不動産（事務所及び倉庫に限る）の課税標準の特例> 通常の課税標準となるべき価格の $3/5$ （注2）		特例なし
	事業税	所得割額のみ ・ 所得割 所得のうち、 年400万円以下の部分… 5% 年400万円超の部分… 6.6%	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額 ・ 付加価値割… 0.48% ・ 資本割… 0.2% ・ 所得割 所得のうち、 年400万円以下の部分… 3.8% 年400万円超 ～年800万円以下の部分… 5.5% 年800万円超の部分… 7.2%	
	事業所 税（注1）	<課税標準の特例> 通常の課税標準となるべき事業所床面積・従業者給与総額のそれぞれ $2分の1$		特例なし

（注1）本来の事業の用に供する施設に係る事業所等において行う事業に対して課す場合。

（注2）平成19年度税制改正において特例措置を見直し、 $1/2$ （従来）→ $3/5$ となった。なお、経過措置は以下のとおり。

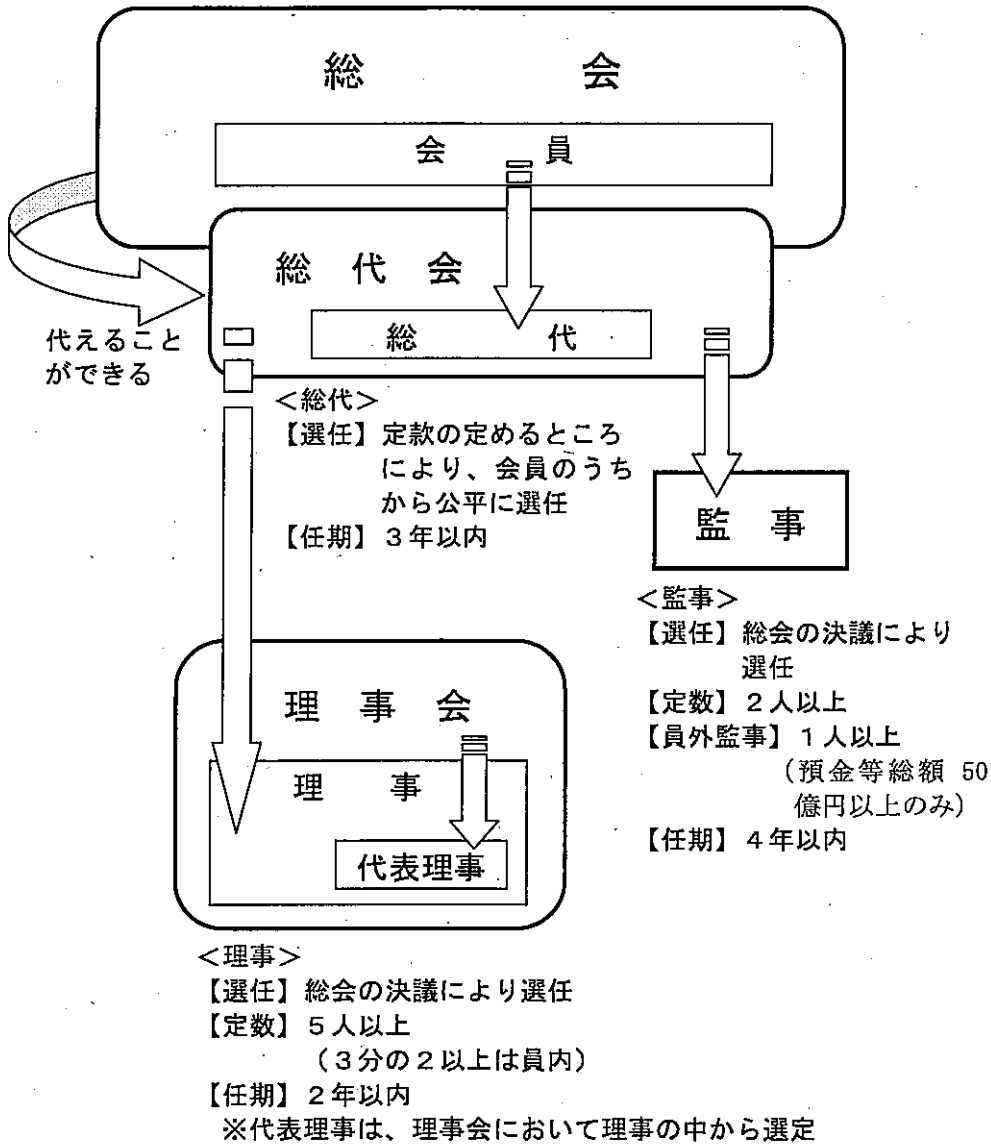
① 預金等の額が5,000億円以上であるもの：課税標準となるべき価格の $3/5$ に、平成19年度： $53/60$ 、平成20年度： $56/60$ をそれぞれ乗じた額を課税標準とする。

② ①以外のもの：課税標準となるべき価格の $3/5$ に、平成19年度： $52/60$ 、平成20年度： $54/60$ 、平成21年度： $56/60$ 、平成22年度： $58/60$ をそれぞれ乗じた額を課税標準とする。

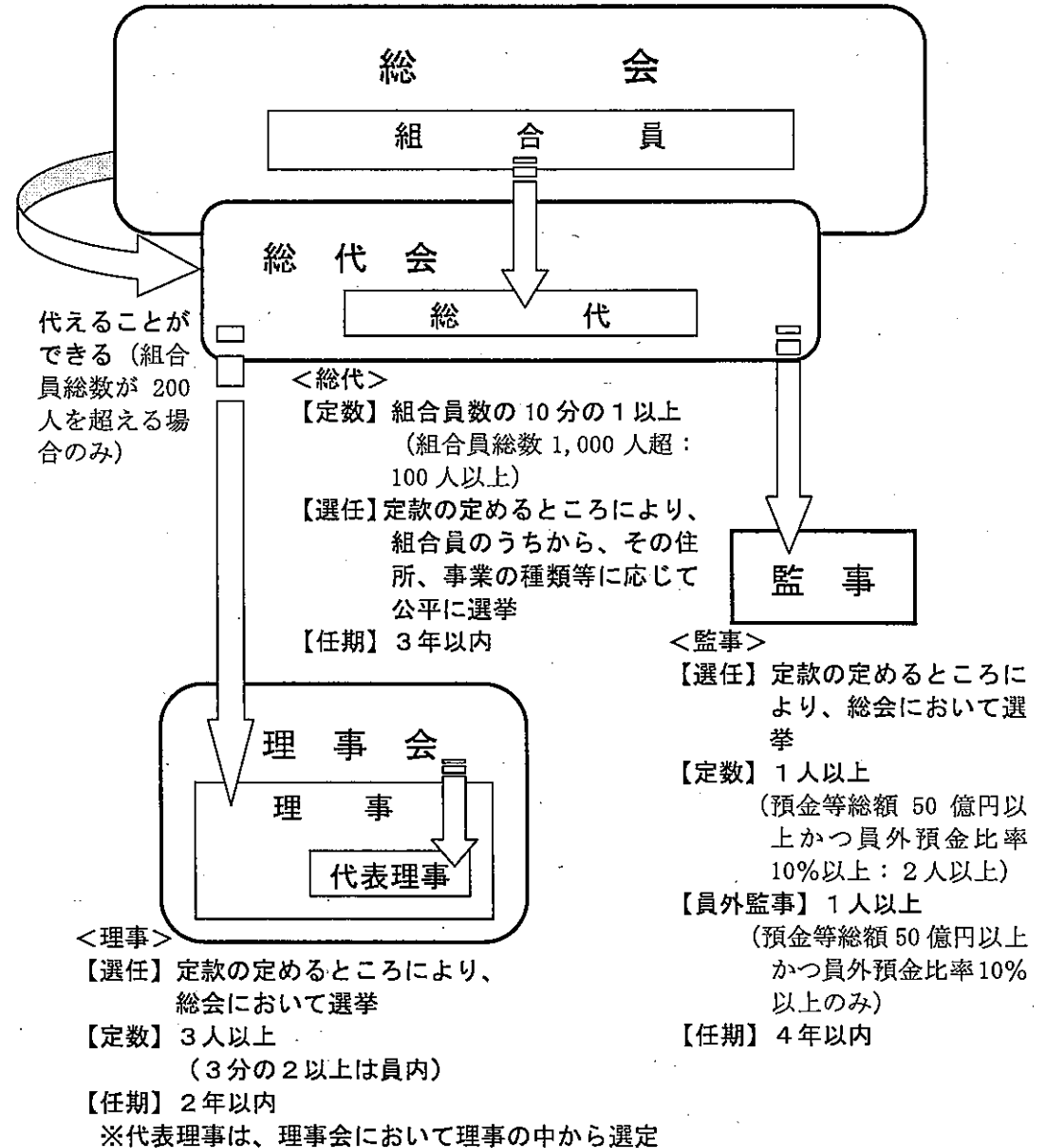
（注3）法人税率の差は住民税に、固定資産税の課税標準の特例は都市計画税に、それぞれ影響。

協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の機関の比較

信用金庫

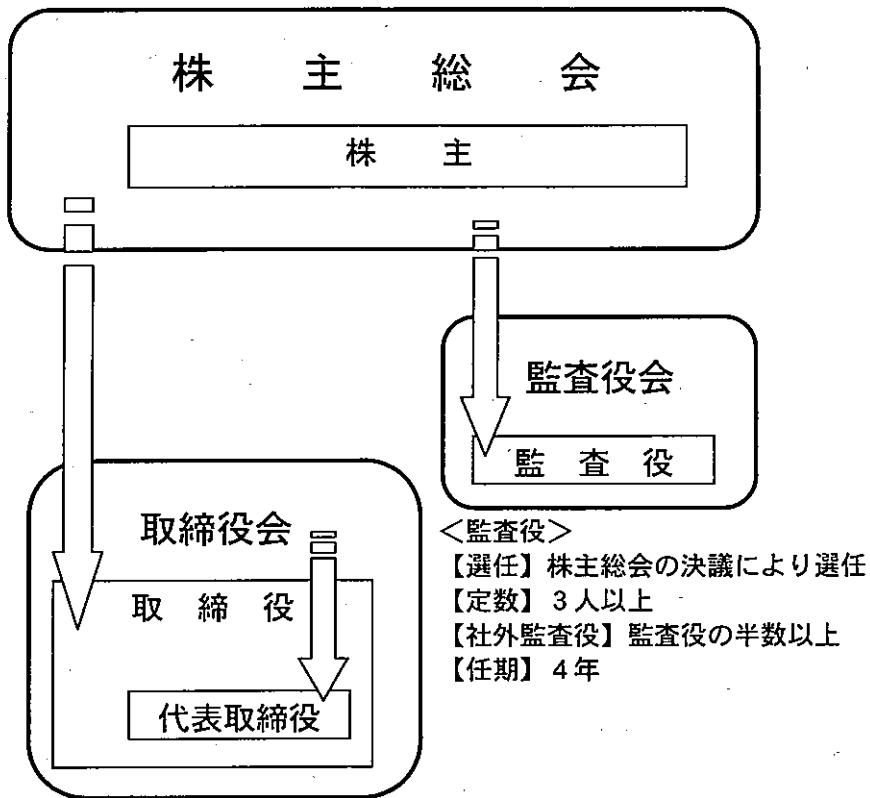


信用組合



(参考) 農業協同組合においては、従来の理事会が有していた①組合の意思決定機能と②日常的業務執行機能という2つの機能を分離し、それぞれ「経営管理委員会」と「理事会」という別々の機関に担わせる経営管理委員会制度を各組合の判断で導入できる(単位組合は従来の理事会制との選択制、農林中金・信連は義務)こととされている。

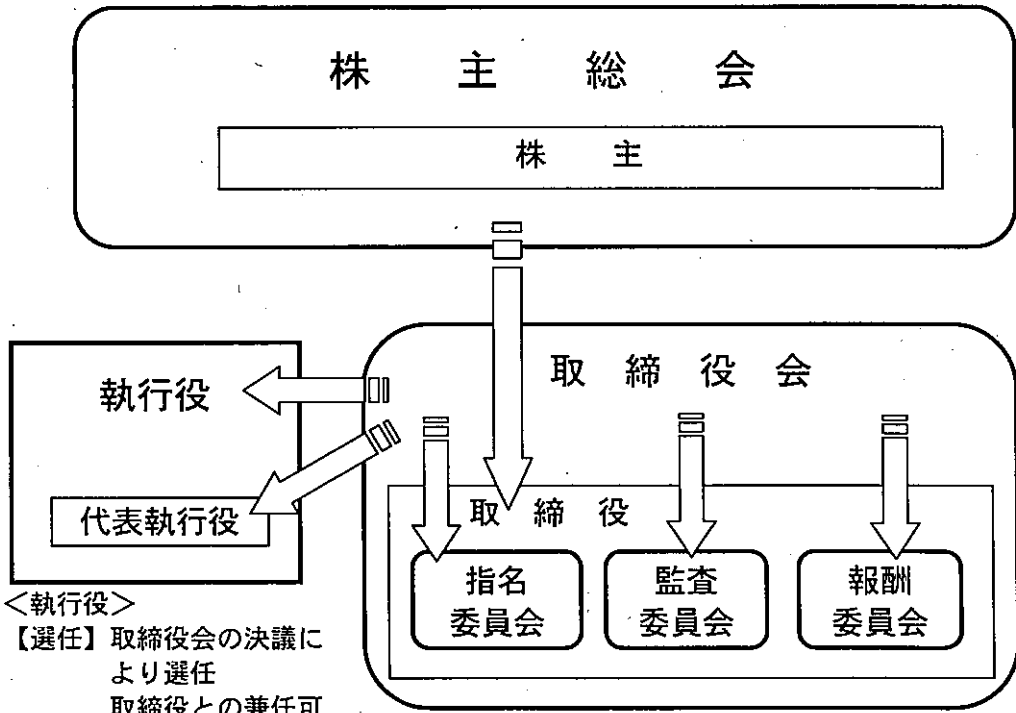
銀行（監査役会設置会社）



＜監査役＞
 【選任】株主総会の決議により選任
 【定数】3人以上
 【社外監査役】監査役の半数以上
 【任期】4年

＜取締役＞
 【選任】株主総会の決議により選任
 【定数】3人以上
 【任期】2年以内
 ※代表取締役は、取締役会において取締役の中から選定

銀行（委員会設置会社）



＜執行役＞
 【選任】取締役会の決議により選任
 取締役との兼任可
 【定数】1人以上
 【任期】1年以内
 ※代表執行役は、取締役会において執行役の中から選定

＜取締役＞
 【選任】株主総会の決議により選任
 【定数】3人以上
 【任期】1年以内

＜それぞれの委員会の委員＞
 【選任】取締役会の決議により選定
 【定数】3人以上
 【社外取締役】委員の過半数
 【任期】1年以内

協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の監事制度と銀行の監査役会制度

規模等要件	信用金庫		信用組合		銀行 (監査役会設置会社)
	<預金等総額> 以上 ←50億円→ 未満		<員外預金比率> 以上 ←10%→ 未満	<預金等総額> 以上 ←50億円→ 未満	
定数	2名以上		2名以上		1名以上
構成条件	員外監事を設置（1人以上）		員外監事を設置（1人以上）		3名以上
	<員外監事> ①会員以外 かつ、 ②元理事・職員等以外（就任前5年間当該金庫の理事又は職員等でなかった者）		<員外監事> ①組合員以外 かつ、 ②元理事・職員等以外（就任前5年間当該組合の理事又は職員等でなかった者）		社外監査役を設置 （定数の半数以上） <社外取締役> 元取締役・職員等以外（過去に株式会社の取締役又は支配人その他使用人等でなかった者）
	常勤監事を選定		常勤監事を選定		常勤監査役を選定
選任	総会（総代会）の決議		総会（総代会）の選挙又は総会（総代会）による選任		株主総会の決議
選任等に関する監事の意見陳述権等	総会（総代会）に出席し意見陳述可		総会（総代会）に出席し意見陳述可		株主総会に出席し意見陳述可
	・理事が監事の選任に関する議案を総会（総代会）に提出するには、監事の過半数の同意必要 ・理事に対し、監事の選任を総会（総代会）の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会（総代会）に提出することを要求可		・理事が監事の選任に関する議案を総会（総代会）に提出するには、監事の過半数の同意必要 ・理事に対し、監事の選任を総会（総代会）の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会（総代会）に提出することを要求可		・取締役が選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役の過半数の同意必要 ・取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること又は監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを要求可
解任	会員からの解任請求手続き		組合員からの解任請求手続き		株主総会の決議
解任等に関する意見陳述権	総会（総代会）に出席し意見陳述可		総会（総代会）に出席し意見陳述可		株主からの解任請求手続き
					株主総会に出席し意見陳述可
任期	4年以内		4年以内		4年
権限	独任制（独立して権限を行使）		独任制（独立して権限を行使）		独任制に留意しつつ、権限を監査役会と監査役に分配

(注) 信用組合の規模等要件の表示について：点線左囲み内の規律が適用される組合は、預金等総額と員外預金比率の両方の基準に該当する場合のみ（例：監事の定数が2名＝預金等総額が50億円以上かつ員外預金比率10%以上の組合のみ、常勤監事の選定義務あり＝預金等総額200億円以上かつ員外預金比率10%以上の組合のみ）。従って、預金等総額又は員外預金比率の基準のうち、片方でも該当しない場合には、点線左囲み内に記載の規律は適用されない。

信用金庫・信用組合と銀行の決算等の状況

		信用金庫	信用組合	銀行		一部の銀行等(注5)
		信用金庫法	協同組合による金融事業に関する法律	銀行法	会社法	金融商品取引法
決算	年度	○ [38①]	○ [5条の7①]	○ [20①、②]	○(注3) [435②][444③]	○ [24①]
	半期	—	—	○ [20①、②]	—	○(注6) [24条の5①]
	四半期	—	—	—	—	◇(注7) [24条の4の7①]
開示 (公衆縦覧)	年度	○ [89①(準用銀行法21)]	○ [6①(準用銀行法21)]	○ [21①、②]	○(注4) [442③]	○ [25②]
	半期	△ [89①(準用銀行法21)]	△ [6①(準用銀行法21)]	○ [21①、②]	—	○(注6) [25②]
	四半期	—(注1)	—	△ [21⑦]	—	◇(注7) [25②]
監査 (会計監査人)	年度	△(注2) [38条の2③]	△(注2) [5条の8③]	—	○(注3) [436②][444④]	○ [193条の2①]
	半期	—	—	—	—	○(注6) [193条の2①]
	四半期	—	—	—	—	◇(注7) [193条の2①]

※ 上記表中、[] 内の番号は各法律の条項、「○(義務)」及び「△(努力義務)」は、原則として、その義務対象範囲に連結を含む。

「◇」は、一定の要件に該当する銀行のみ義務であり、義務対象範囲に連結を含む(ただし、四半期報告書に係る規定は連結のみ)。

(注1) 信金中金には、信用金庫法において公衆縦覧(四半期)の努力義務あり。

(注2) 特定金庫(預金等総額200億以上等)、特定組合(預金等総額200億以上かつ員外預金比率が10%以上等)は会計監査義務あり。

(注3) 第444条の適用は有価証券報告書提出義務のある銀行のみ。

(注4) 単体のみ義務あり。なお、閲覧謄写を請求することができる者は株主及び債権者。

(注5) 上場銀行、その発行する有価証券の募集又は売出しについて有価証券届出書を提出した銀行、株主数500人以上の非上場銀行、優先出資証券を上場している信金中金は金融商品取引法の適用あり。

(注6) 四半期報告書の提出義務がない場合に適用あり。

(注7) 四半期報告書に係る規定は、上場銀行、優先出資証券を上場している信金中金に対し適用あり。

協同組織金融機関の中央機関の機能

	信用金庫	信用組合	農業協同組合（信用事業）
中央機関	信金中央金庫	全国信用協同組合連合会	農林中央金庫（農中）
構造	信用金庫を会員とする全国レベルの組織	信用組合を会員とする全国レベルの組織	・農業協同組合（JA） ・JAが会員となっている都道府県レベルの信用農業協同組合連合会（信連）等を会員とする全国レベルの組織
会員の指導等			
根拠法令等	自主的取組み	自主的取組み	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律
資料等の提出・報告	信用金庫経営力強化制度（経営分析制度、経営相談制度）により、経営分析、経営相談等を実施	信用組合経営安定支援制度（モニタリング制度、監査・指導制度）により、経営分析、助言・指導等を実施	・経営管理資料等の提出 ・行政検査・JA監査等の指摘事項について報告 ・必要に応じ、オンサイトモニタリングを実施
経営改善			自己資本比率・体制整備状況等に応じ、経営改善に向けた取組みを義務付け
資金運用制限			自己資本比率・体制整備状況等に応じ、資金運用を制限
資本増強	・信用金庫経営力強化制度（資本増強制度） ・信用金庫相互援助資金制度	・信用組合経営安定支援制度（資本増強支援制度） ・全国信用組合保障基金制度 ・合併支援資金制度	自己資本比率・体制整備状況等に応じ、支援前提条件の充足により、指定支援法人による支援実施（農中・信連・JAは、毎年度、指定支援法人への財源を拠出）
余裕金の預入れ	任意	任意	JA→信連 3分の2以上 信連→農中 2分の1以上
債券の発行	○	—	○

※ 農林中金が信連・JAに対して信用事業の強化等に必要な指導を行うため、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」（再編・強化法）第4条に定める「基本方針」を定めることとされている。

※ 農林中金による会員の指導等は、再編・強化法（報告権限等）や「基本方針」に基づき実施され、基本方針を遵守しない会員に対しては、勧告・警告・強制脱退の措置が講じられる。

海外の協同組織金融機関

	ドイツ	フランス	オランダ	イギリス		アメリカ(注2)	
	信用協同組合	クレディ・アグリコル	ラボバンク	住宅金融会社	信用組合	貯蓄金融機関	クレジット・ユニオン
会員資格	出資者 (資格制限なし)	出資者 (資格制限なし)	なし	貯蓄口座開設者 (資格制限なし)	預金者 (職域・地域等の 共通の繋がりを有 する個人)	預金者 (資格制限なし) ※相互会社形態の場 合	預金者 (職域・地域等の 共通の繋がりを有 する個人・団体)
業務(員 外取引規 制)	預金:自由 貸出:自由	預金:自由 貸出:自由	預金:自由 貸出:自由	預金:会員の貯蓄 口座残高が総負 債の50%以上 貸出:運用資産の 75%以上が居住 用不動産担保貸 付	預金:会員(個人) 貸出:会員(個人)、 信用組合その他 の金融機関向け のみ	預金:会員 貸出:員外規制な し(ただし、商 工業者向け貸出 は総資産の20% まで等、資金使 途による規制あ り)	預金:会員のほか に、他のクレジ ット・ユニオン、 政府職員からの 受入のみ 貸出:会員のほか に、他のクレジ ット・ユニオン 向けのみ
系統の組 織構造	<二(三)層構造> ・DZバンク (・WGZバンク) (注1) ・信用協同組合	<三層構造> ・クレディ・アグ リコルS. A. ・地域圏金庫 ・地方金庫(金融 業務は行わな い)	<二層構造> ・ラボバンク・ネ ダーランド ・地元銀行	なし	なし	なし	<三層構造> ・USセントラ ル・クレジッ ト・ユニオン ・コーポレート・ クレジット・ユ ニオン ・クレジット・ユ ニオン
グループ の機能	・BVR(全国レベ ルの非事業組 織)による金融 機関保護基金の 運営 ・11の地区監査連 合会による信用 協同組合の監 査・経営指導	・グループ内の相 互保証制度 ・クレディ・アグ リコルS. A. による傘下金融 機関の検査・監 督	・グループ内の相 互保証制度 ・ラボバンク・ネ ダーランドによ る傘下金融機関 の監督	—	—	—	・FedWire(FRB が運営する決済 ネットワーク) に加盟し、組合 間の資金過不足 を調整

(注1) ドイツのWGZバンクは、西ドイツのノルトライン-ヴェストファレン州とラインラント-プファルツ州の一部をエリアとする地域中央機関。

(注2) アメリカには、協同組織形態ではないが、中小企業金融の担い手として、法人所得税が非課税となるSコーポレーション銀行が存在。

(出典) 『海外における協同組織金融機関の現状』日本銀行信用機構局 2004.10

『フランス・オランダの地域金融システム』山村延郎 等を参考に作成

相互会社についての基本的な考え方 [保険審議会報告「保険業法等の改正について」平成6年6月24日]

存在意義

- 相互会社は、
- ・ 社員が相互に保険を行うことを目的として設立された会社
 - ・ 社員が会社に対して保険料を払い込み、これに対して会社は社員に対して保険給付を行うという保険事業を行う
 - ・ 事業の結果として剰余金が生じたときには社員に対してその分配がなされる
- ⇒ 実費主義の理念に基づく可及的に安い費用での保険保護の提供

基本的属性

- (1) 相互性：「社員が相互に保険を行うことを目的とする」ということ
[相互会社の相互性] 保険加入者を団体構成員とすることによって保険制度を構築
- (2) 法人：単一の権利義務の帰属体
- (3) 社団：財産・債務が社員を離れて相互会社自体に属する。
社員が不断に加入・脱退により変動するにもかかわらず、集合体としての統一性を失わずに存続。
- (4) 非営利法人：事業から生じた利益を出資者に分配することを目的とする営利法人には属さない
⇒ 相互会社は非営利法人

基本的属性の現代的意味

(1) 確実な保険保護の提供と内部留保の充実

- ・ 支払能力を維持していく財務上の準備が必要不可欠
⇒ 剰余金分配は、実費主義を理念としながら、保険事業継続に必要な内部留保への貢献分を除いた上での清算として捉えられるべき

(2) 会社損益の帰属

- ・ 相互会社の社員は、保険事業継続に必要な内部留保への貢献という形で社員としての責任を負っている
⇒ 直接的な形で実現されるものではなく、継続企業として社員に対して確実な保険給付をなすという相互会社の理念に照らして修正された形で実現

(3) 相互会社の社員の権利義務

- ・ 個々の社員の有する自益権としての請求権の内容についても、保険計理的に公正・衡平な計算に基づき算出されることが要請
- ・ 退社員の貢献にかかる部分が蓄積されるという形での内部留保の形成は相互会社の目的の限度において認められるものであり、これを担保するものとして、社員自治を補完する保険監督法的な規制手段の整備が必要

(4) 相互会社の機関

- ・ 総代会の設置は、多数の社員が一人一議決権を有するため総会開催が物理的に困難であるということにより認められているのであり、総代の地位の正当性は適正な選任手続を経ることで担保
- ・ 総代でない社員には各種の共益権により、経営に参与する権利が確保されることが重要

(5) 相互会社の目的の範囲

- ・ 保険事業に有用な範囲内で、保険事業以外の業務を行うこと・子会社を保有すること
⇒ 相互性・非営利性に反しない

保険会社の形態

- 旧保険業法（平成8年以前）においては、株式会社から相互会社への組織変更のみ可能
〔株式会社〕株主資本に対する還元が求められるが、資本調達能力を背景にした事業展開が容易
〔相互会社〕社員である契約者と株主の利害対立がないことから、社員自治、実費原則の下で、事業の成果の多くを契約者に公平に還元

- 平成8年に現行の保険業法を施行する際、相互会社から株式会社への組織変更が可能に

【保険審議会答申（平成4年6月17日）】

保険業法の改正に先立ち、保険審議会では、

- 経営チェックの実効性、株価を通じた含み益の株主への還元や企業の総合的評価等の観点から、今後の保険事業の担い手としては、相互会社より株式会社の方が望ましい
 - 等の株式会社への転換を指向すべきとする意見が出された一方、
 - 株式会社への転換によって経営チェック等の問題が解決するとは考え難い
 - 相互会社の方がより多くの契約者還元をなしうることから、契約者にとっては、経営チェックの充実を図り、相互会社の特色が発揮されることが望ましい
- 等の相互会社の意義が認められるとする意見も出された。

- 平成8年以降、3社の生命保険会社が相互会社から株式会社に組織変更

大同生命保険相互会社 ⇒ 平成14.4 大同生命保険株式会社

太陽生命保険相互会社 ⇒ 平成15.4 太陽生命保険株式会社

三井生命保険相互会社 ⇒ 平成16.4 三井生命保険株式会社

（第一生命保険相互会社 ⇒ 平成22年度上半期を目途に株式会社化の方針を決定）

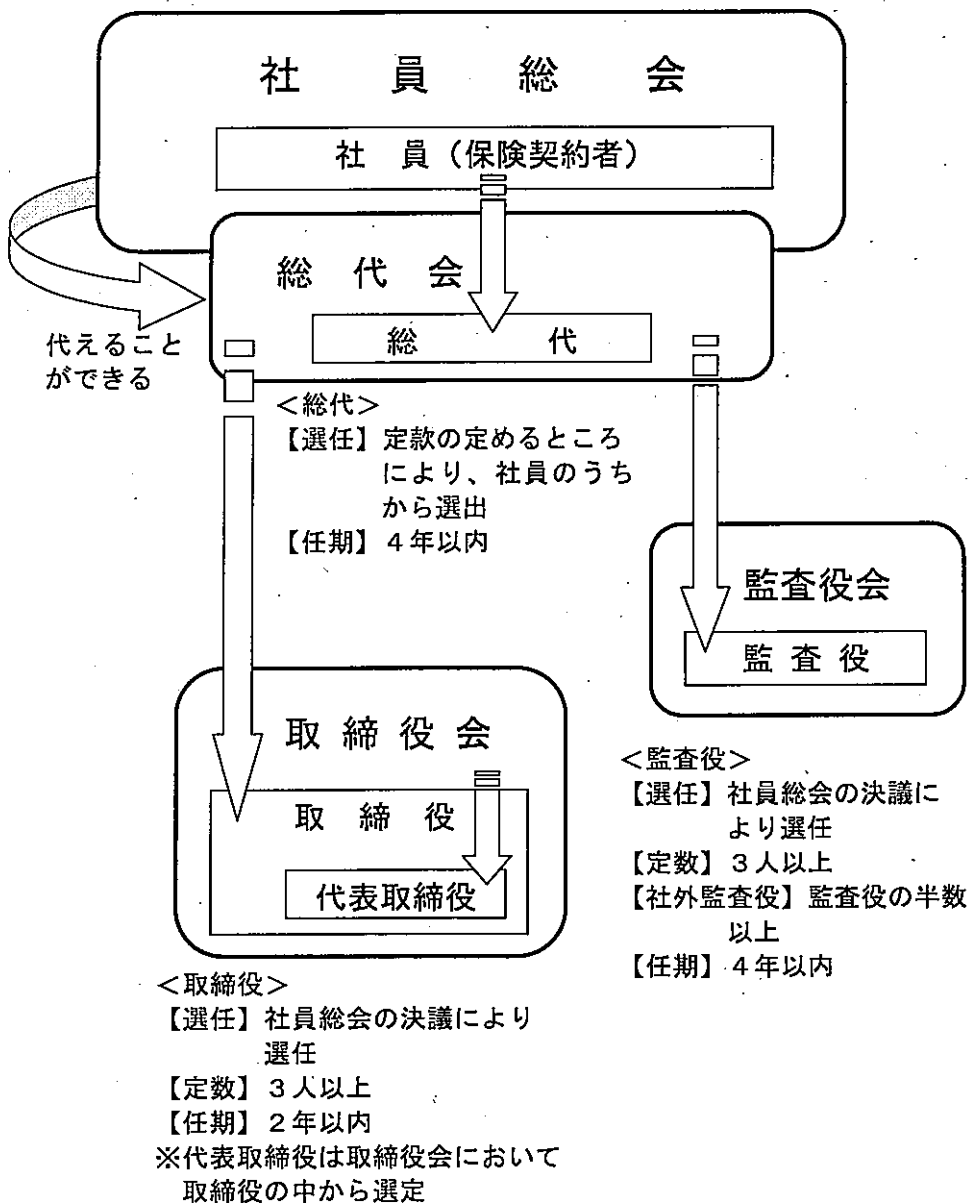
- 生命保険会社43社中、6社が相互会社形態（平成20年4月2日現在）

株式会社と相互会社の比較

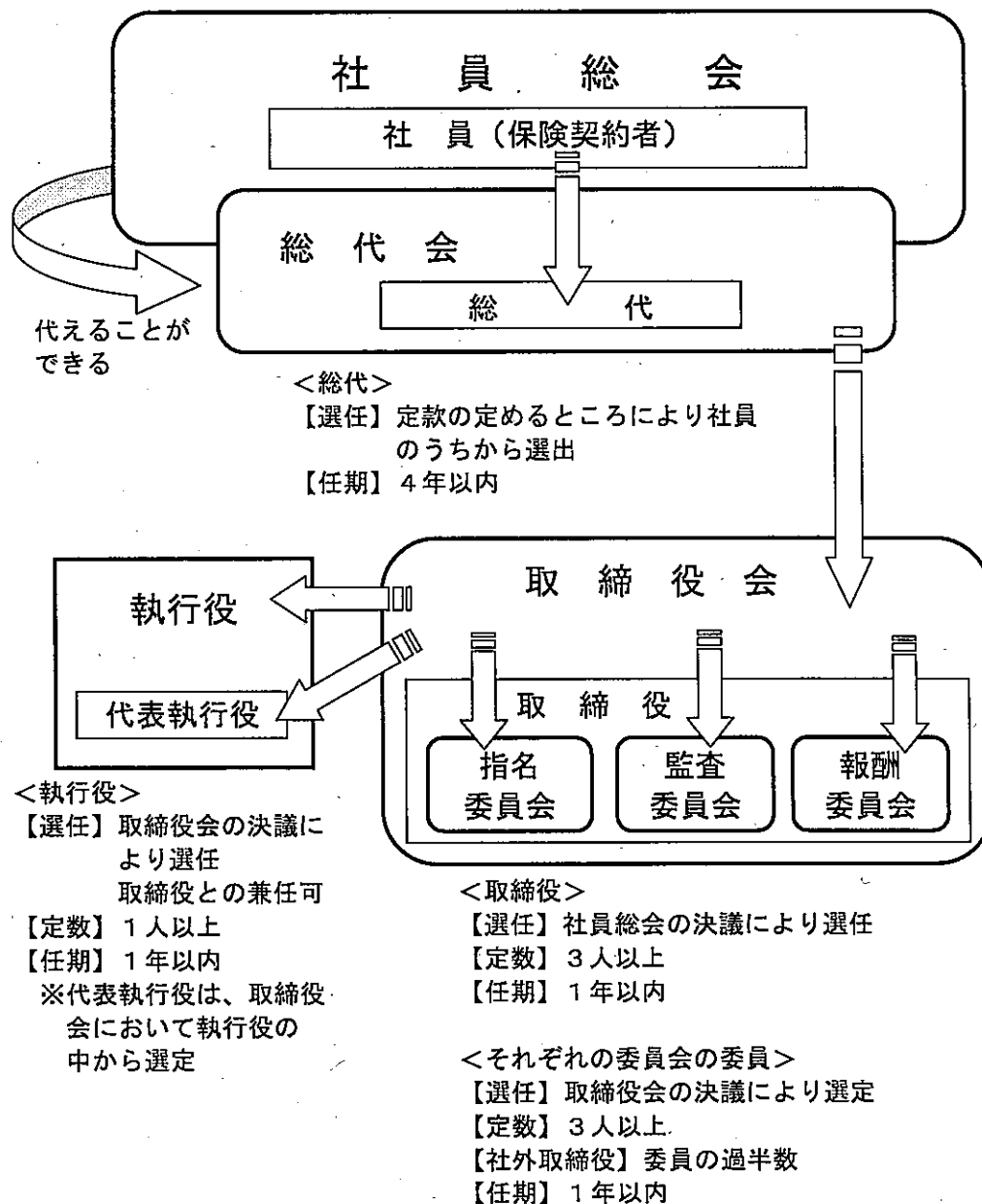
	株式会社	相互会社
性質	営利を目的とする法人 (会社法に基づき設立される)	営利も公益も目的としない中間法人 (保険業法に基づき設立され、会社法上の会社には属さない)
資本	株主(会社の構成員)の出資する資本金	基金拠出者(会社の構成員ではなく、単なる債権者)の拠出する基金
構成員	株主	社員=保険契約者
意思決定機関	株主総会	社員総会(総代会)
保険関係	営利保険 (保険契約により保険契約が発生する)	相互保険 (社員と保険関係が同時に発生。なお、非社員関係の契約も認められている。)
損益の帰属	株主 (ただし、契約者配当が可能な商品も販売可能)	社員

保険会社（相互会社形態）の機関

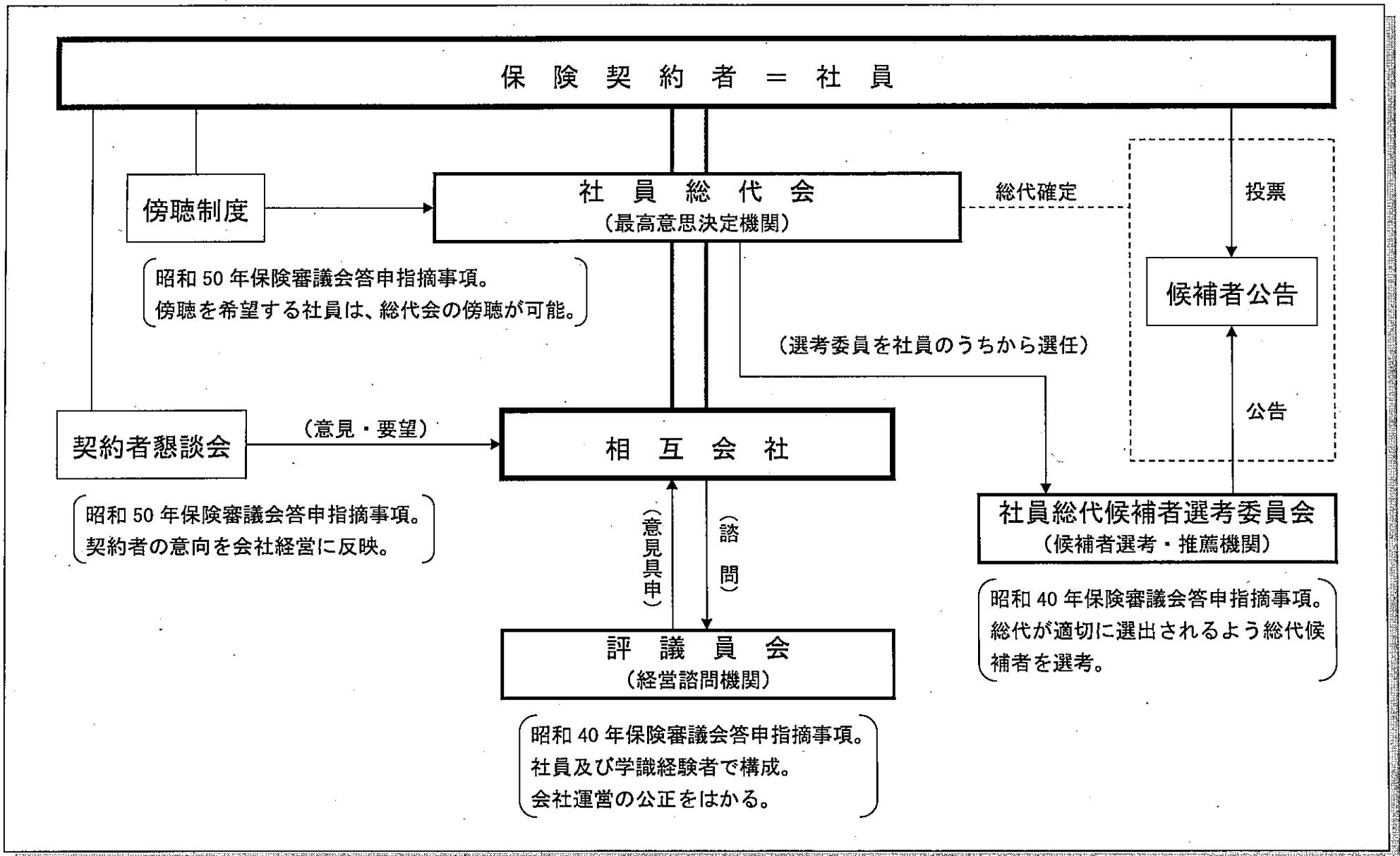
監査役会設置会社



委員会設置会社



保険会社（相互会社形態）におけるガバナンス強化の取組み①



保険会社（相互会社形態）におけるガバナンス強化の取組み②

生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告

（平成13年6月26日、金融審議会金融分科会第二部会報告）

- ・ 総代数について、その大幅な拡充を図る
- ・ 立候補制の導入など総代の選考方法の多様化を図る
- ・ 総代の構成が実際の社員全体の構成（保険種類、職業、年齢、地域等）と乖離している現状にかんがみ、総代の選抜範囲の拡大等を図る
- ・ 総代会の議事についてディスクロージャー誌やインターネット等を活用し公開を進める等、社員に対するガバナンスに係る情報提供を拡充することが適当
- ・ 契約者懇談会等との連携を進める
- ・ 保険募集に当たって、社員としての権利義務に関する的確な説明義務を課し、社員に対してもガバナンスの担い手としての自覚を促すべき

生命保険をめぐる対応策

（平成14年1月25日、金融審議会金融分科会第二部会第9回）

- ・ 総代数及びその数を適正とする考え方について、ディスクロージャー誌に記載するとともに、総代会において説明
- ・ 総代になることを希望する社員が総代候補者に選出される方策の有無を含めた総代の選考方法に関する考え方についてディスクロージャー誌に記載するとともに総代会において説明
- ・ 保険種別、職業別、年齢別、地域別それぞれの総代の構成と社員の構成とをディスクロージャー誌に記載
- ・ 総代会議事録について、各議決事項に対する主な賛成意見及び反対意見を記載するとともに、インターネット・ホームページの活用等による開示
- ・ 保険会社の財務に関する基本的事項について、事業報告書への記載事項の追加等により、総代会への説明の充実を図る
- ・ 傍聴を希望する社員に対する機会の付与、傍聴者に対する総代会の直前・直後の会社への意見・質問等の機会の付与
- ・ 契約者懇談会での契約者の意見を総代会に報告
- ・ 保険募集時に、保険契約者に社員としての権利義務に関する説明を義務付け

協同組織形態の金融機関の

あり方について (抄)

— 金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告 —

平成元年 5 月 15 日

はじめに

金融の自由化・国際化の進展等、金融環境が変化する中で我が国の金融制度のあり方を検討するため、昭和60年9月、金融制度調査会の下に、「専門金融機関制度をめぐる諸問題研究のための専門委員会（制度問題研究会）」が設置され、長期信用銀行制度、信託銀行制度、外国為替専門銀行制度及び相互銀行制度等のあり方について審議が行われ、昭和62年12月、報告が取りまとめられた。

この報告を受けて、昨63年2月には、金融制度第一委員会及び金融制度第二委員会が設置され、金融制度をめぐる諸問題についてさらに検討を深めることとされた。

当金融制度第一委員会は、相互銀行制度及び協同組織形態の金融機関に係る制度のあり方について検討を行うこととされ、このうち、相互銀行制度のあり方については、昨年5月に当委員会としての報告をとりまとめたところである。

これに引き続いて、昨年10月からは、協同組織金融機関のあり方について検討を開始し、これまでに8回の審議を行ってきた。この間、当委員会においては、業界を代表する4人の委員及び5人のその他の委員から意見の聴取を行った。

また、協同組織金融機関のあり方に関する検討の一環として、昨年12月、上部組織としての連合組織の機能の充実について検討を行うための作業部会を設置し、各連合組織を代表する4人の委員からの意見の聴取を含め、計7回の審議を行ったところである。

本報告は、当委員会及び作業部会でのこれまでの審議を踏まえ、協同組織金融機関のあり方に関する基本的な考え方に焦点を合せて、現段階における中間的な取りまとめを行ったものである。

なお、業務範囲の拡大等具体的な事項については、今後、引き続き検討を行うこととしている。

目 次

第1章 協同組織金融機関の基本的あり方	
第1節 協同組織金融機関の現状	1
第2節 中小企業、農林漁業者、個人等に対する専門金融機関の必要性	2
第3節 協同組織形態を採ることの意義	4
第4節 金融環境等の変化と協同組織金融機関のあり方	5

第2章 協同組織金融機関の業務のあり方	
第1節 預金及び貸出業務	7
第2節 その他の金融業務	8
第3節 協同組織金融機関と一般の金融機関との同質化	9

第3章 協同組織金融機関の組織のあり方	
第1節 問題の所在	10
第2節 基本的考え方及び検討の方向	10

第4章 連合組織の役割及び連合組織の機能のあり方	
第1節 連合組織の役割	12
第2節 連合組織の機能のあり方	13

第5章 合併・転換

第1節 合併	15
第2節 転換	17

(別添) 全国信用金庫連合会の債券発行について

第1章 協同組織金融機関の基本的あり方

第1節 協同組織金融機関の現状

1. 協同組織金融機関として、我が国には、信用金庫、信用組合、労働金庫及び農林系統金融機関の4つの業態が存在している。

これらの業態に属する各金融機関は、会員又は組合員の相互扶助を基本理念とする非営利法人とされており、この点において、株式会社形態を採っている一般の金融機関と比較して独自の性格を有している。

2. 他方、これらの金融機関は、それぞれ次のとおり、その主たる活動分野を異にしている。

信用金庫	中規模ないし小規模零細企業金融、個人金融
信用組合	
地域信用組合	小規模零細企業金融、個人金融
業域信用組合	小規模零細企業金融
職域信用組合	個人金融
労働金庫	個人金融（労働者団体及びその構成員を含む 広義の個人）
農林系統金融機関	農林漁業金融、個人金融

3. 協同組織金融機関は、そもそも中小企業、農林漁業者及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるよう

にすることを目的として設立されたものである。

しかしながら、近年、資金不足状態が緩和されるとともに、大企業の資金調達も直接金融に移行している状況の下で、中小企業、農林漁業者、個人等、元来、協同組織金融機関が専門としている分野において、一般の金融機関が急速に貸出を伸ばしており、協同組織金融機関の存在意義及び今後におけるその役割について、改めて検討を行うことが求められている。

第2節 中小企業、農林漁業者、個人等に対する専門金融機関の必要性

1. 中小企業、農林漁業者、個人等、協同組織金融機関の主たる活動分野において、一般の金融機関の貸出が拡大していることは前述したとおりであり、これらの分野における協同組織金融機関の貸出のシェアは低下しているが、それは他の業態の貸出の伸びが協同組織金融機関のそれを上回ったことに起因するものであり、これらの分野における協同組織金融機関の貸出は着実に増加するとともに、そのシェアも依然として高い水準にあることを考慮すると、これらの分野における貸し手としての協同組織金融機関の重要性は、引き続き大きいものがある。

2. 今後、我が国経済の内需主導型成長への転換・定着が展望される中で、我が国経済における中小企業の重要性は一層増大している。こうした中小企業にとっては、経済の構造転換に対応するための技術開発や設備投資の推進が課題になっている。

農林漁業の分野においても、国際化に対応して生産体制の再編成等を推進し、その健全な発展を図ることが重要な課題となっている。

個人の分野においても、住宅をはじめ、多様化する消費者のニーズに的確に対応し、豊かな国民生活の実現を図ることが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、中小企業、農林漁業者、個人等の分野において、円滑な資金の供給等多様な金融サービスの提供を確保することが引き続き重要である。

3. 以上のような事情に加え、さらに次の諸点を考慮すると、中小企業、農林漁業者、個人等の分野において十分な金融サービスを確保するため、これらの分野を専門とする金融機関の存在は、今後とも必要であると考えられる。

(1) 金融機関の経営の効率化が進められる中で、中小企業、農林漁業者、個人等の分野においては、貸付規模が比較的小口であること、及びリスク判断において個別の事情を斟酌する必要があることなどの理由から、円滑な金融の確保のためには、一般の金融機関に加えて、これらの分野を専門とする金融機関の必要性が高いと考えられること。

(2) 中小企業、農林漁業者、個人等の分野は、取引先が多数にのぼることに加え、その金融ニーズも個々の事情に即し極めて多様であり、一般の金融機関のみでは、十分な対応が困難と考えられること。

(3) 金融情勢の如何にかかわらず、中小企業、農林漁業者、個人等に対する安定的な資金供給を確保する必要がある、こうした観点からも、これらの分野を専門とする金融機関を存置する必要性が高いと考えられること。

4. なお、上述のような金融機関の専門分野については、他の金融機関が当

該専門分野に参入することが排除されているわけではない。したがって、金融の効率化を推進するという観点からみても、このような「対象の専門性」による専門金融機関が存在することが、金融機関相互間の競争を制限することにはならないと考えられる。

第3節 協同組織形態を採ることの意義

中小企業、農林漁業者、個人等の分野を専門とする金融機関が協同組織形態を採ることは、以下の諸点にかんがみ、十分合理性を有するものと考えられる。

(1) 利用者ニーズへの的確かつきめ細かな対応

協同組織金融機関は地縁・人縁を基盤としていることから、利用者である会員・組合員のニーズの把握が容易であり、また非営利の相互扶助組織であって、業務及び組織の運営上、会員・組合員の利益が第一義的に考慮されることから、利用者ニーズに即したきめ細かな金融サービスの提供が可能となる。

(2) 長期的な観点に立った適切な金融仲介機能の発揮

協同組織金融機関にあっては、資金の借り手は原則として会員又は組合員であり、貸し手である金融機関との間に強い密着性又は連帯が存在するため、貸出を行う際、長期的な観点から、借り手の立場に立った幅広い与信判断がなされることが期待される。

なお、中小企業、農林漁業者、個人等の分野を対象とする協同組織形態の専門金融機関にあっては、当該専門分野への他の金融機関の参入が排除され

ておらず、他方、相互扶助組織として税制等の面で一般の金融機関に比べて有利な扱いがなされている。

第4節 金融環境等の変化と協同組織金融機関のあり方

1. 経済の安定成長への移行等に伴い、資金不足の状況は大幅に改善されており、その意味で近年の社会経済情勢及び金融環境は、協同組織金融機関が相互扶助の理念に基づいて創設された当時とは相当変化してきているという指摘がある。

しかしながら、前2節で述べたような事情は、今後の一層の金融の自由化とこれに伴う金融機関の経営の効率化を展望すると、今後とも続くものと予想され、中小企業、農林漁業者、個人等の分野を専門とする協同組織金融機関は引き続き存在意義を有していると考えられる。

2. 協同組織金融機関が、中小企業、農林漁業者、個人等の金融の分野において、その役割を十分に果たしていくためには、協同組織形態を採っていることの特質を発揮し、会員又は組合員のニーズに対応して、預金、貸出業務に加え、情報提供や経営指導・相談業務等幅広いサービスの提供に努めることが肝要である。また、金融の自由化の進展等、金融環境が変化する中で、こうした変化に適切に対応するため、協同組織金融機関においても、経営基盤の強化、競争力の確保を図るための自己努力を積み重ねることが必要である。

3. 地域を基盤とする金融機関としては、地方銀行及び相互銀行があるが、

協同組織金融機関も、会員又は組合員となりうる者の地域的範囲を限定するため、「地区」を定めることとされており、その意味で、多かれ少なかれ、地域を基盤とする金融機関の性格を有している。中でも、信用金庫、地域信用組合及び農林系統金融機関は、その性格が強い。

これらの地域を基盤とする金融機関は、地域から資金を吸収し、それを地域に還元するという役割を担っており、地域経済の活性化・個性化が我が国の重要な課題とされる中、その役割は一層増大していくものと考えられる。

「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）（抄）

II 重点計画事項

1.1 競争政策・金融

(2) 金融

② 預金取扱金融機関

ク 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）に関する法制の見直し【平成19年度検討開始】

協同組織金融機関は、地域密着型金融の機能強化に取り組んでおり、最も身近な金融機関として地域金融の重要な担い手となっている。一方で昨今では、地域に密着し、借り手との密接なコミュニケーションを維持する金融のあり方が世界的にも注目を集めている。また、貸金業法の抜本改正が行われ、セーフティネット貸付等、零細な借り手への円滑な資金供給方策が政府をあげて検討すべき課題となっている。

信用金庫・信用組合を含む協同組織金融機関の業務及び組織につき、その存立意義の視点からの検討は、平成2年7月13日付けの金融制度調査会・金融制度第一委員会作業部会報告「協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について」を最後に、本格的な見直しは行われていない。それ以降、16年が経過し、その間、協同組織金融機関をめぐる環境は大きく変化している。

そこで、協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）が果たすべき今日的な役割を踏まえ、その業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する必要があると考えられる。

協同組織金融機関は、業務や資金調達手段が制約されているため、今日の環境のなかでその制約を見直すことにより協同組織金融機関が一層そのあるべき機能を発揮できるようになるとの指摘がある一方、協同組織金融機関については税制上の優遇措置が認められており、今後、銀行と同一の条件で業務を行っていくのであれば、税制上の優遇措置の根拠を何に求めるのか再検討が必要になると考えられる。また、株式会社組織の金融機関に比べれば、ガバナンスが十分に機能していないとの指摘もあり、業務面と合わせて組織面での制度の整備も必要であると考えられる。

したがって、こうした今日における環境の中で、協同組織金融機関が、今後、我が国金融システムにおいてどのような役割を果たしていくべきか、及びその役割を果たすために、例えば、員外取引制限や資金調達手段やガバナンスなど、業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する。

Ⅲ 措置事項

8 金融関係

イ 預金取扱金融機関

事項名	措置内容	前計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑱協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)に関する法制の見直し (金融庁)	協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)が、今後、我が国金融システムにおいてどのような役割を果たしていくべきか、及びその役割を果たすために、例えば、員外取引制限や資金調達手段やガバナンスなど、業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する。	重点・金融②ク	検討開始		
⑲信用金庫等による劣後債の発行 (金融庁)	自己資本の充実を通じた経営基盤の強化を図る観点から、協同組織金融制度の理念の範囲内での信用金庫等による劣後債の発行等の可否について検討する。	計画・金融イ①	検討		
⑳信用金庫の会員資格の見直し (金融庁)	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を発揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	計画・金融イ②	検討		
㉑会員の法定脱退事由の拡大 (金融庁)	信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能か、検討する。	計画・金融イ⑦	検討		

「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）（抄）

3. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

(1) 基本的考え方

消費者が貸金業者等からの債務の返済に窮した場合の対応としては、まずは丁寧な事情の聴取と債務整理等も含めた解決方法の検討が必要であるが、その上で、自己破産・個人再生等の債務整理とあわせて、あくまで多重債務問題解決の一つの選択肢として、セーフティネット貸付けの提供についても検討が必要である。

また、セーフティネット貸付けを行う場合でも、対応の前提として、丁寧な事情の聴取と具体的な解決方法の検討が十分に行われるように、相談窓口とセーフティネット貸付けを行う主体とのネットワークの構築や連携の促進が必要である。

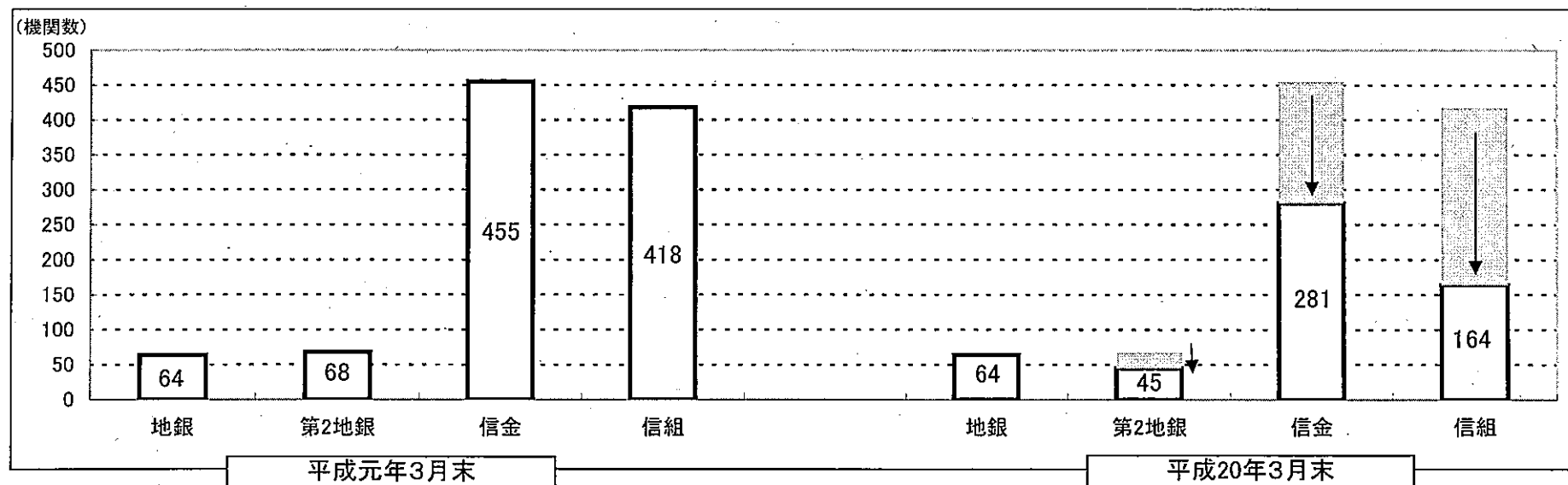
(2) 「顔の見える融資」を行うモデルを広げていく取組み

- ① 高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けを充実させる際には、それぞれの地域において、「顔の見える融資」（相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力としての、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の貸付けを行うこと）を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていくよう取り組む。（関係省庁）
- ② こうした貸付けを行う主体としては、きめ細かい相談対応が前提となることから、各地域に根付いた非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）や民間金融機関（労働金庫、信用金庫、信用組合等）を想定する。
民間金融機関の場合にも、地域の住民に対して適切な貸付けを行っていくことができるよう、創意工夫を凝らしていくことを期待する。（関係省庁）
- ③ 例えば、岩手県消費者信用生活協同組合のように、非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）が新たに高リスク者への貸付けを行う場合に、その原資を集めるには、公的な信用付与が必要と考えられる。
その場合、公的資金を直接拠出する形をとると、貸し手側にモラルハザードが発生するおそれがあるので、例えば、当該非営利機関に融資を行う金融機関に自治体が預託金を預けるといった岩手県消費者信用生活協同組合の例が参考になると考えられる。

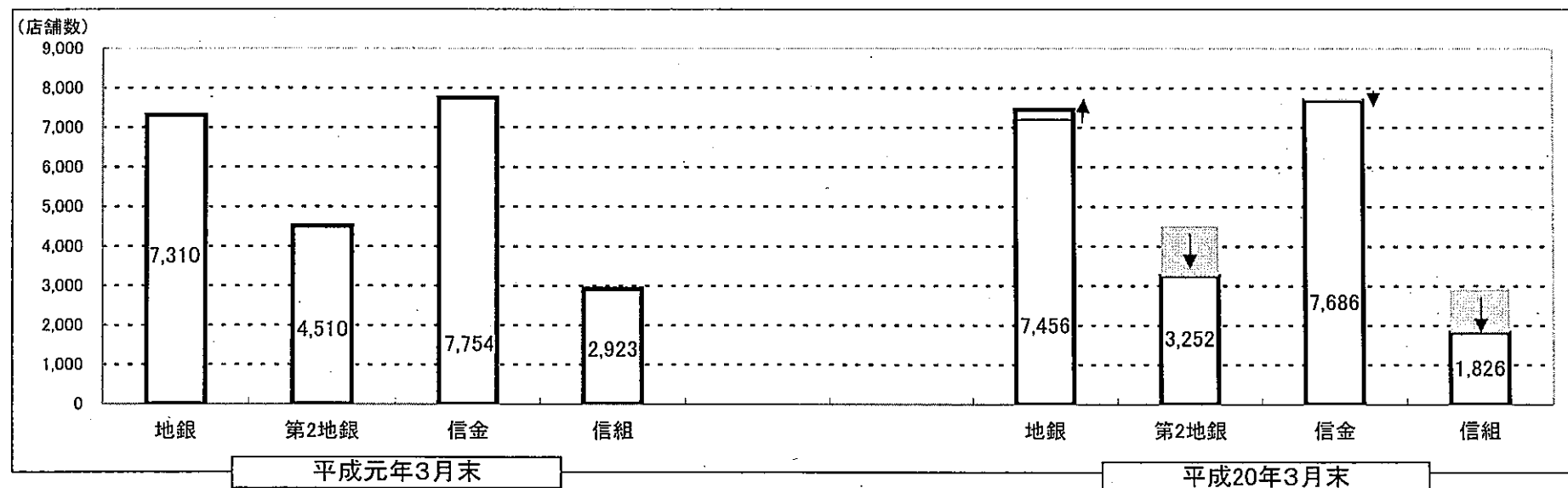
I. 信用金庫・信用組合の現状について

地域金融機関の計数等の比較

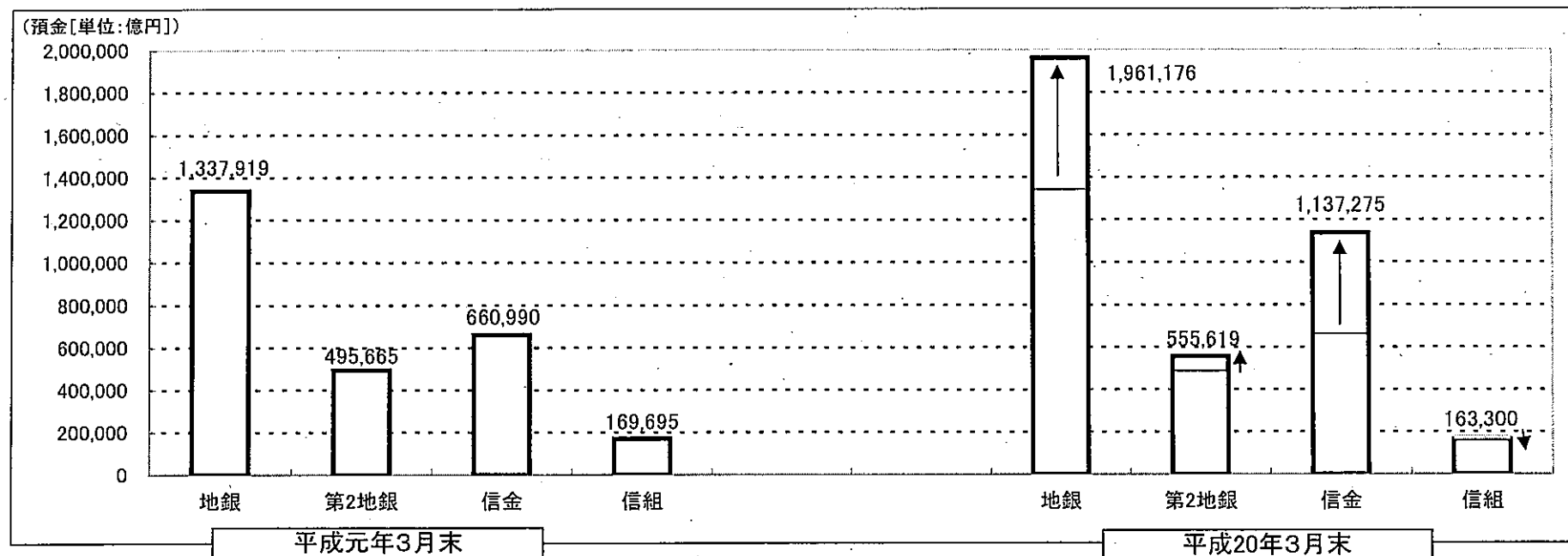
1. 金融機関数



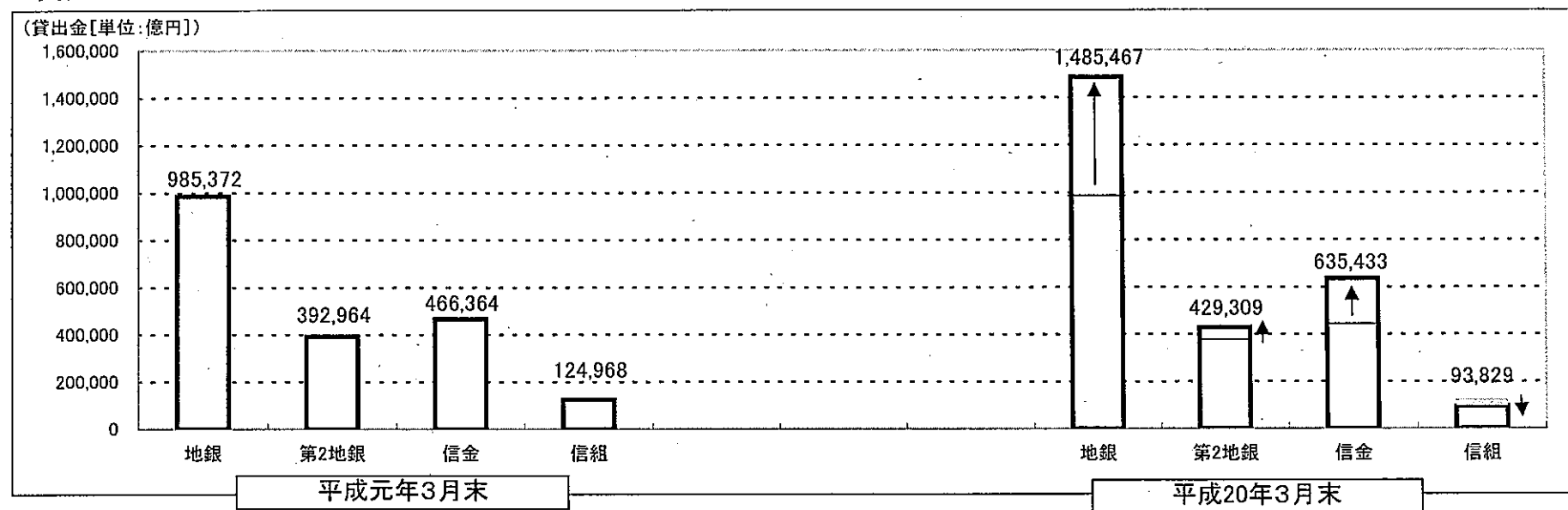
2. 店舗数



3. 預金



4. 貸出金



(注) 上記1. ~ 4. の平成20年3月末のグラフでは、平成元年3月末と比較した表示をしている。
 平成元年3月末と比較して増加した場合：平成20年3月末の棒グラフの内側に、平成元年3月末の数値線を引いている。
 平成元年3月末と比較して減少した場合：平成20年3月末の棒グラフ外(上)に、減少部分について網掛け表示している。

協同組織金融機関（信金・信組）数の推移

（信用金庫）

年度	破たんによる減少	合併等による減少	金庫数
10年度	—	4	396
11年度	2	8	386
12年度	10	5	371
13年度	7	15	349
14年度	6	17	326
15年度	—	20	306
16年度	—	8	298
17年度	—	6	292
18年度	—	5	287
19年度	—	6	281
合計	25	94	—

（信用組合）

年度	破たんによる減少	合併等による減少	組合数
10年度	20	—	322
11年度	15	16	291
12年度	6	5	280
13年度	28	5	247
14年度	43	17	191
15年度	—	10	181
16年度	—	6	175
17年度	—	3	172
18年度	—	4	168
19年度	—	4	164
合計	112	70	—

- (注) 1. 信金法施行時（昭和26年6月15日）の信用組合数は653組合。そのうち、信用金庫への改組を行ったものは560金庫。
 2. 信金法施行に伴う改組期間満了（昭和28年6月14日）後の金庫・組合数のピーク（年度ベース）をみると、信用金庫は昭和28年度の559金庫。信用組合は昭和43年度の542組合。
 3. 信用組合は、平成14年度において4組合が増加。
 4. 金融再生法施行（平成10年10月23日）以降の件数。

協同組織金融機関(信金・信組)の分布

財務局	都道府県	信金数	信組数
北海道	北海道	24	7
東北	青森	4	1
	岩手	6	2
	宮城	5	4
	秋田	3	1
	山形	4	4
	福島	8	4
関東	茨城	2	1
	栃木	6	2
	群馬	7	5
	埼玉	4	3
	千葉	5	3
	東京	23	22
	神奈川	8	6
	山梨	2	2
	新潟	9	13
	長野	6	2

財務局	都道府県	信金数	信組数
東海	静岡	12	1
	愛知	15	9
	岐阜	7	5
	三重	5	1
北陸	富山	8	2
	石川	5	2
	福井	5	2
近畿	滋賀	3	2
	京都	3	1
	大阪	10	11
	兵庫	11	7
	奈良	3	-
	和歌山	2	1
	中国	岡山	8
広島		4	6
山口		6	2
鳥取		3	-
島根		3	1

財務局	都道府県	信金数	信組数
四国	香川	2	1
	徳島	2	-
	愛媛	4	-
	高知	2	2
福岡	福岡	8	6
	佐賀	4	3
	長崎	2	5
九州	熊本	4	2
	大分	3	1
	宮崎	5	1
	鹿児島	3	3
沖縄	沖縄	1	-
計		279	162

※計数は平成20年度末現在

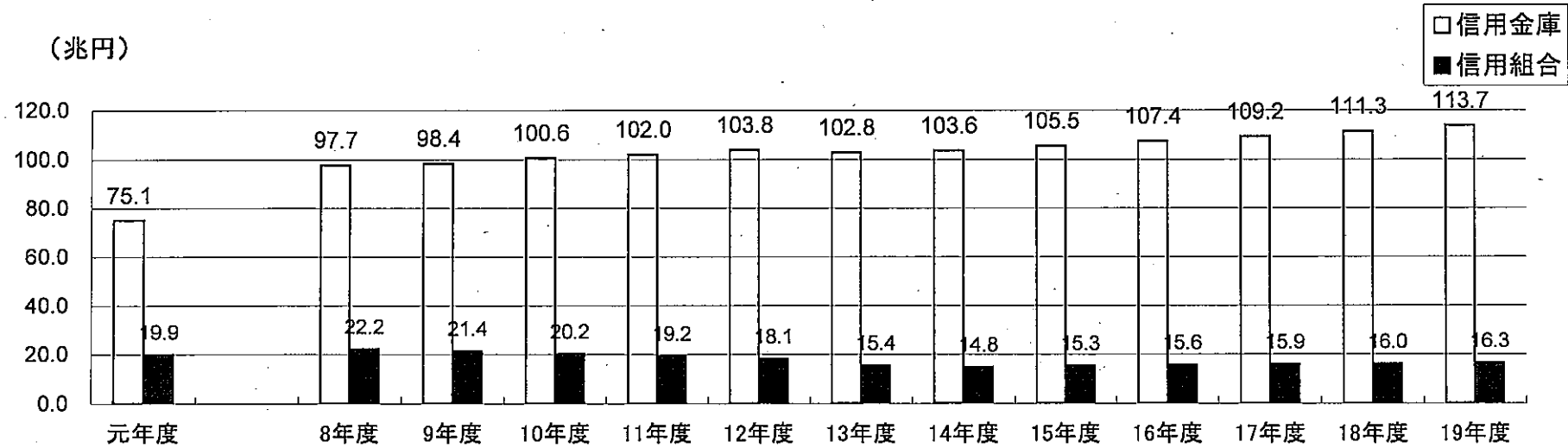
※主たる事務所の所在地ベース

預金量の分布状況（20年3月末）

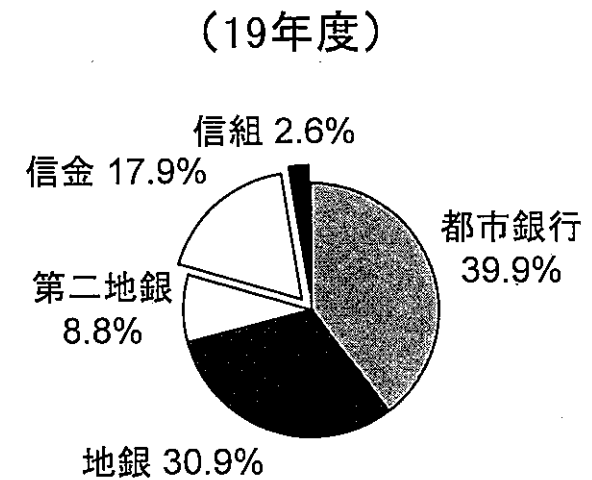
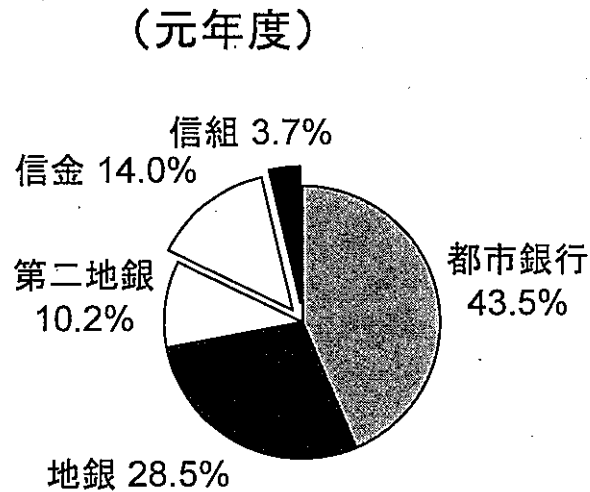
預金量	地方銀行	第二地銀	信用金庫	信用組合
5兆円～	10	1		
2兆円～	31	7	8	
1兆円～	17	14	16	1
5,000億円～	5	14	44	2
3,000億円～	1	7	49	8
2,000億円～		2	37	9
1,000億円～			71	32
500億円～			48	42
300億円～			8	29
100億円～				28
100億円未満				13

(出典)各金融機関公表資料

協同組織金融機関（信金・信組）の預金量の推移



(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の預金量シェア

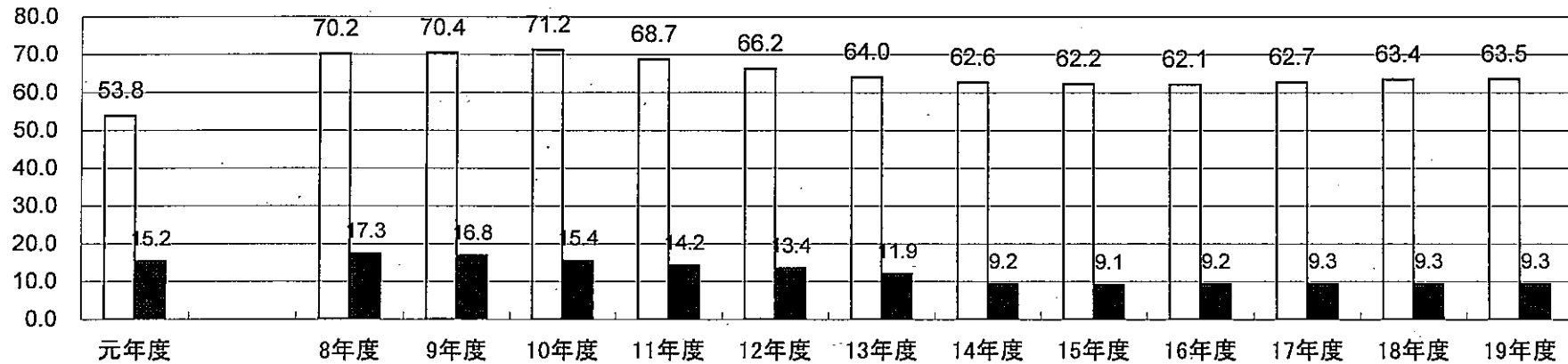


(出典) 日本銀行「民間金融機関の資産・負債」

協同組織金融機関（信金・信組）の貸出金の推移

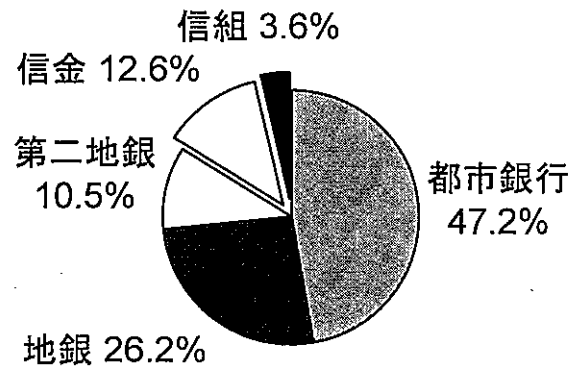
□信用金庫
■信用組合

(兆円)

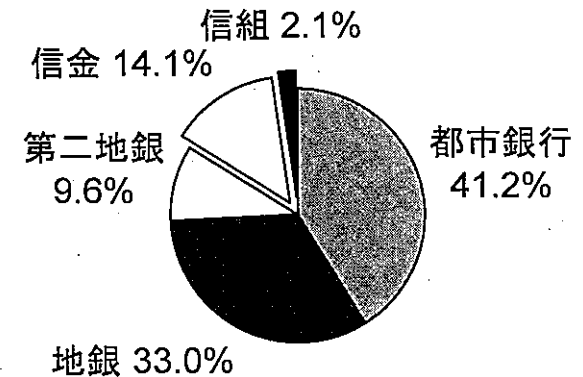


(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の貸出金シェア

(元年度)



(19年度)



(出典) 日本銀行「民間金融機関の資産・負債」

協同組織金融機関（信金・信組）の預金・貸出金（末残）の推移

（単位：億円、％）

＞ 信用金庫

・ 全信用金庫

	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
預金	1,055,175	1,074,324	1,092,212	1,113,772	1,137,275
貸出金	622,364	620,948	626,702	634,954	635,433
預貸率	58.93	57.74	57.31	56.95	55.82

・ 預金量上位10金庫計（20年3月末ベースでの順位）

	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
預金	218,055	223,413	227,504	231,684	237,238
貸出金	136,867	137,349	139,374	142,861	142,877
預貸率	62.62	61.29	61.05	61.53	60.12

・ 預金量下位10金庫計（20年3月末ベースでの順位）

	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
預金	4,179	4,281	4,352	4,429	4,474
貸出金	2,448	2,430	2,432	2,439	2,395
預貸率	58.59	56.76	55.88	55.07	53.53

＞ 信用組合

・ 全信用組合

	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
預金	152,526	156,095	159,430	160,672	163,300
貸出金	91,234	91,836	93,078	93,669	93,827
預貸率	59.75	58.79	58.31	58.21	57.38

・ 預金量上位10組合計（20年3月末ベースでの順位）

	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
預金	44,613	45,956	47,487	48,360	49,793
貸出金	27,790	28,232	28,519	28,983	29,357
預貸率	62.29	61.43	60.06	59.93	58.96

・ 預金量下位10組合計（20年3月末ベースでの順位）

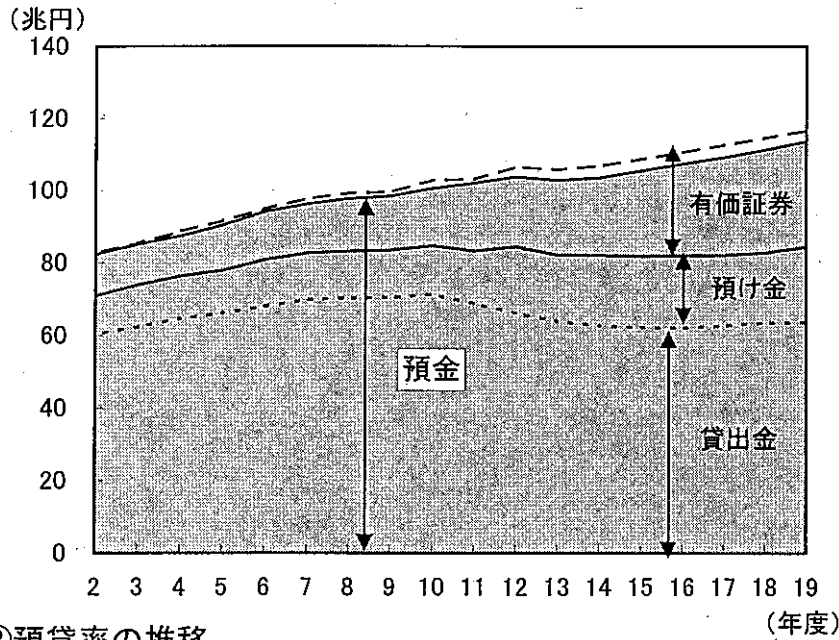
	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
預金	547	560	573	577	586
貸出金	236	242	240	242	237
預貸率	43.14	43.21	41.88	41.94	40.44

（出典）各信用金庫・信用組合ディスクロージャー誌

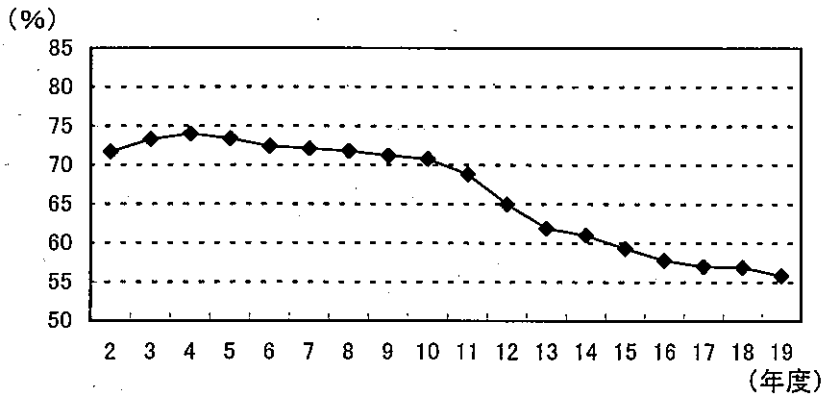
信用金庫・信用組合の預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較と預貸率の推移

信用金庫

①預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較

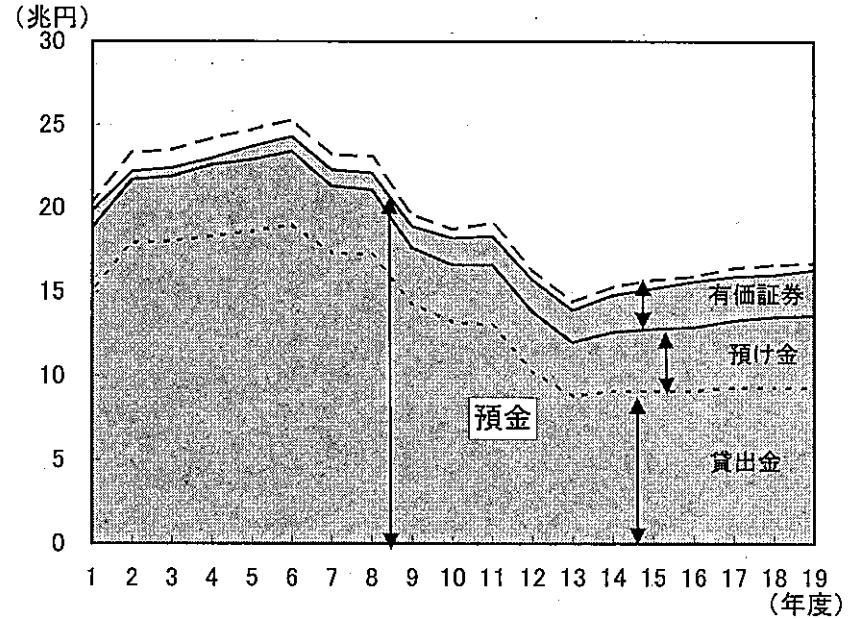


②預貸率の推移

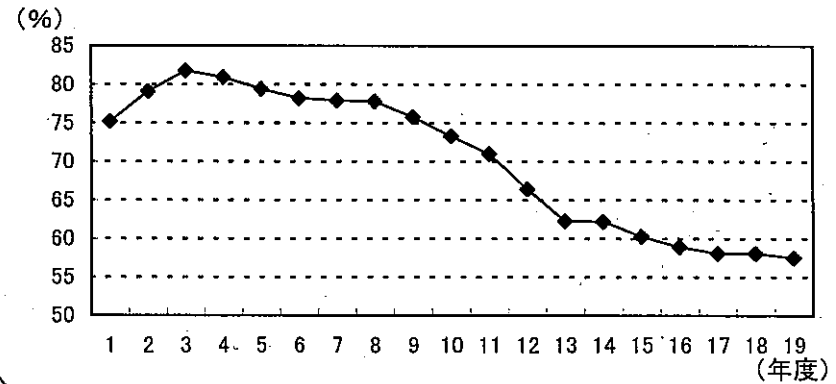


信用組合

①預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較



②預貸率の推移



(注) 各業態の①表における各数値の表示方法は以下の通り。

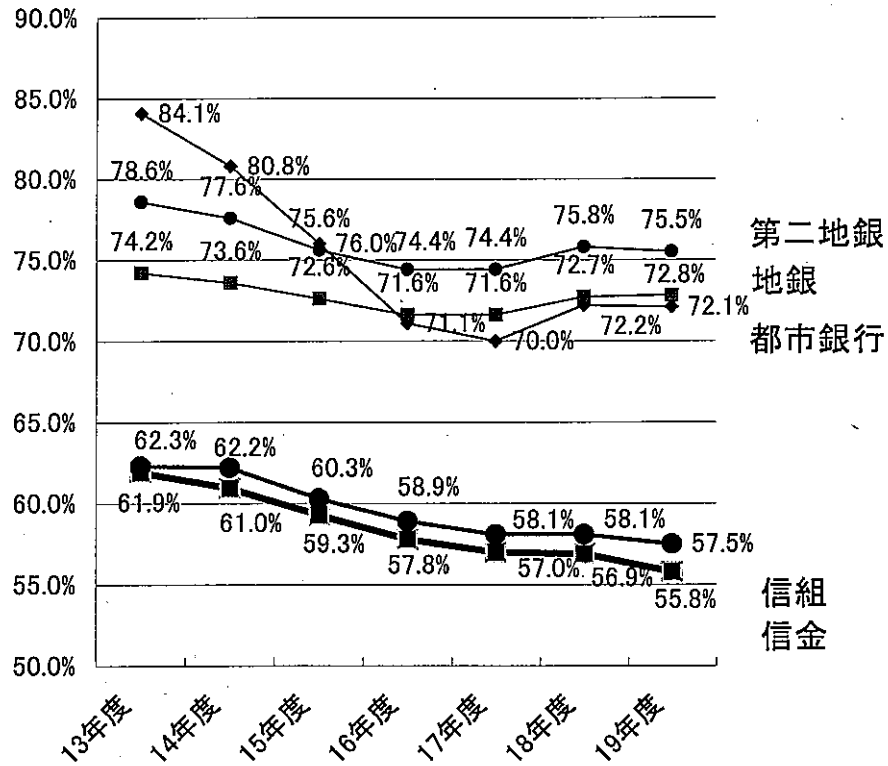
- ・預金：網掛け部分（アウトラインは実線）の量、
- ・貸出金：0兆円から点線（-----）までの量、
- ・預け金：点線（-----）から実線までの量、有価証券：実線から点線（-----）までの量

※各表における矢印は、上記の表示方法の見方を例示したものである。

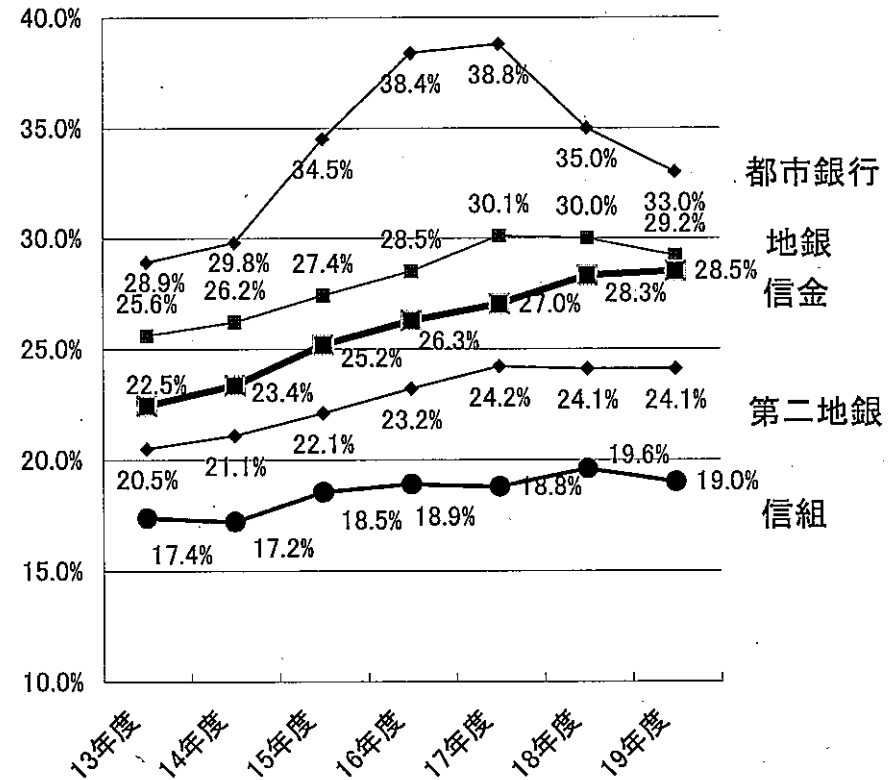
(備考) 「全国信用金庫概況」等の各種資料をもとに作成。

預貸率・預証率（平残）の推移

(預貸率)

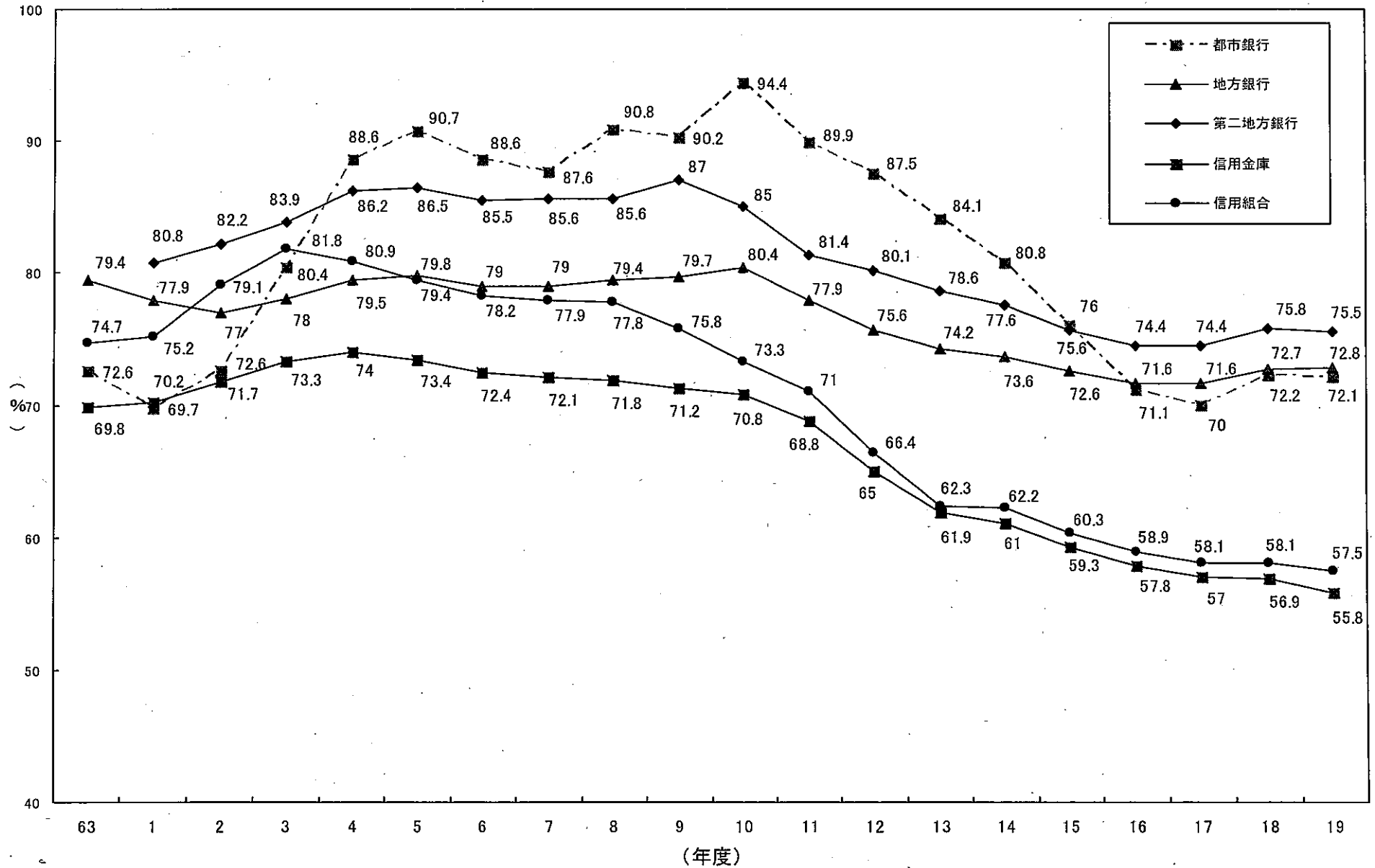


(預証率)



(出典) 全国銀行協会「全国財務諸表分析」等

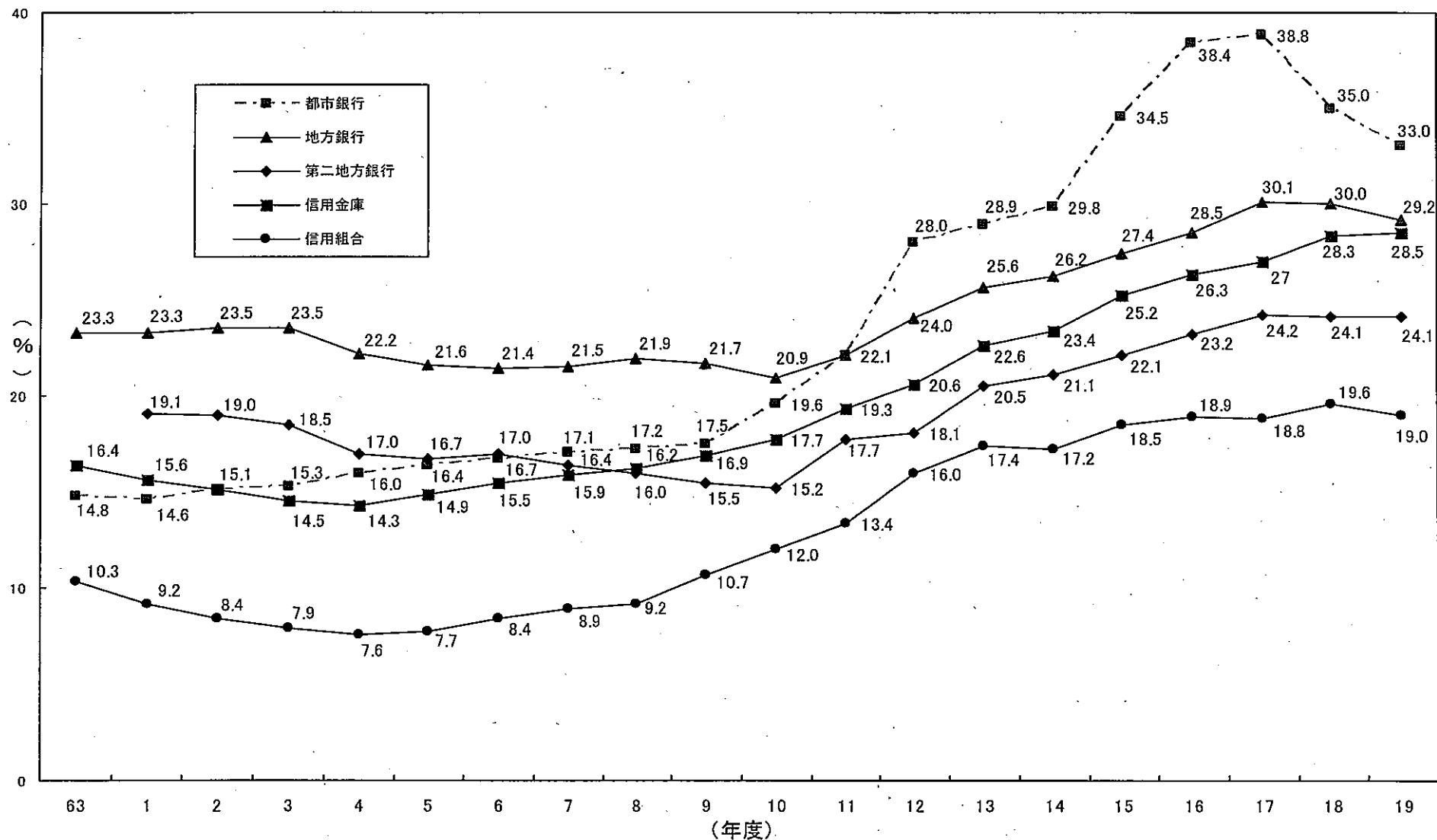
業態別の預貸率の推移



(注1) 資料:「全国信用金庫概況」ほか各種資料より作成。

(注2) 第二地方銀行は平成元年2月以降の転換によることから、昭和63年度は算出していない。

業態別の預証率の推移



(注1) 資料:「全国信用金庫概況」ほか各種資料より作成。

(注2) 信用金庫・信用組合については、別途中央機関への預託を通じて有価証券に投資している部分がある。20年3月期の数値は以下のとおり。

各信用金庫から信金中金への預託 19.9兆円 信金中金による有価証券投資 16.7兆円 (各単体信用金庫の預金量等の総計に対する割合は14.7%)

各信用組合から全信組連への預託 3.8兆円 全信組連による有価証券投資 3.1兆円 (各単体信用組合の預金量等の統計に対する割合は19.0%)

(注3) 第二地方銀行は平成元年2月以降の転換によることから、昭和63年度は算出していない。

信金・信組が行う地方公共団体向け貸出

▶ 地方公共団体に対する貸出実績

(単位:兆円)

(平成20年3月末残高)	貸 出 金 総 額	うち地方公共団体
		信 用 金 庫
信 用 組 合	9.3	0.3 (3.9%)

(出典)協会等

▶ 地方公共団体に対する員外貸出規制

	員外貸出	員外20%規制(※)	根拠法令
信用金庫	○	範囲外	信金法施行令第8条
信用組合	○	範囲内	中企法施行令第14条

※ 会員・組合員外に対する貸出額は、貸出総額の20%を超えてはならないとする規制

員外預金比率の状況

➤ 信用金庫

(単位：%)

	17年3月	18年3月	19年3月
員外預金比率	68.31	68.64	68.50

(参考)

➤ 信用組合

(単位：%)

	17年3月	18年3月	19年3月
員外預金比率	14.49 (38.71)	14.62 (38.30)	14.55 (37.54)

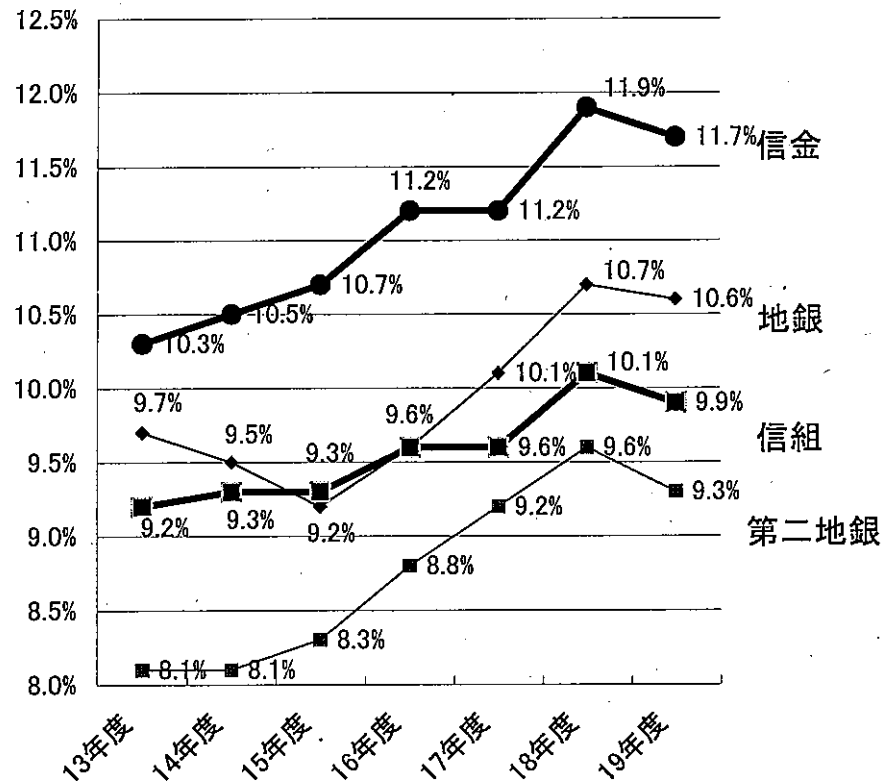
(注1) 信用組合の員外預金比率は、中小企業等協同組合法第9条の8第2項第4号に規定されている組合員以外の者(国、地方公共団体、その他営利を目的としない法人、配偶者等を除く)からの預金及び定期積金の受入れの比率。

(注2) ()の比率は、国、地方公共団体その他営利を目的としない法人、配偶者等を組合員以外の者に含んだ比率。
(信用金庫の比率と同じベース)

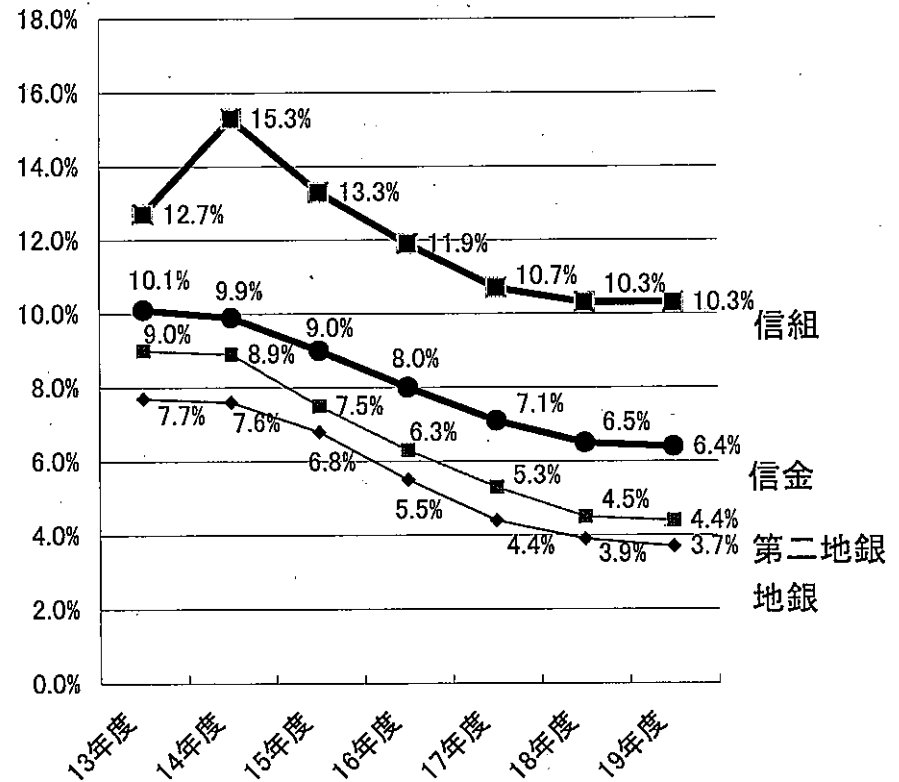
(出典) 全国信用金庫統計、全国信用組合決算状況等

自己資本比率・不良債権比率（金融再生法開示債権）の推移

(自己資本比率)



(不良債権比率)

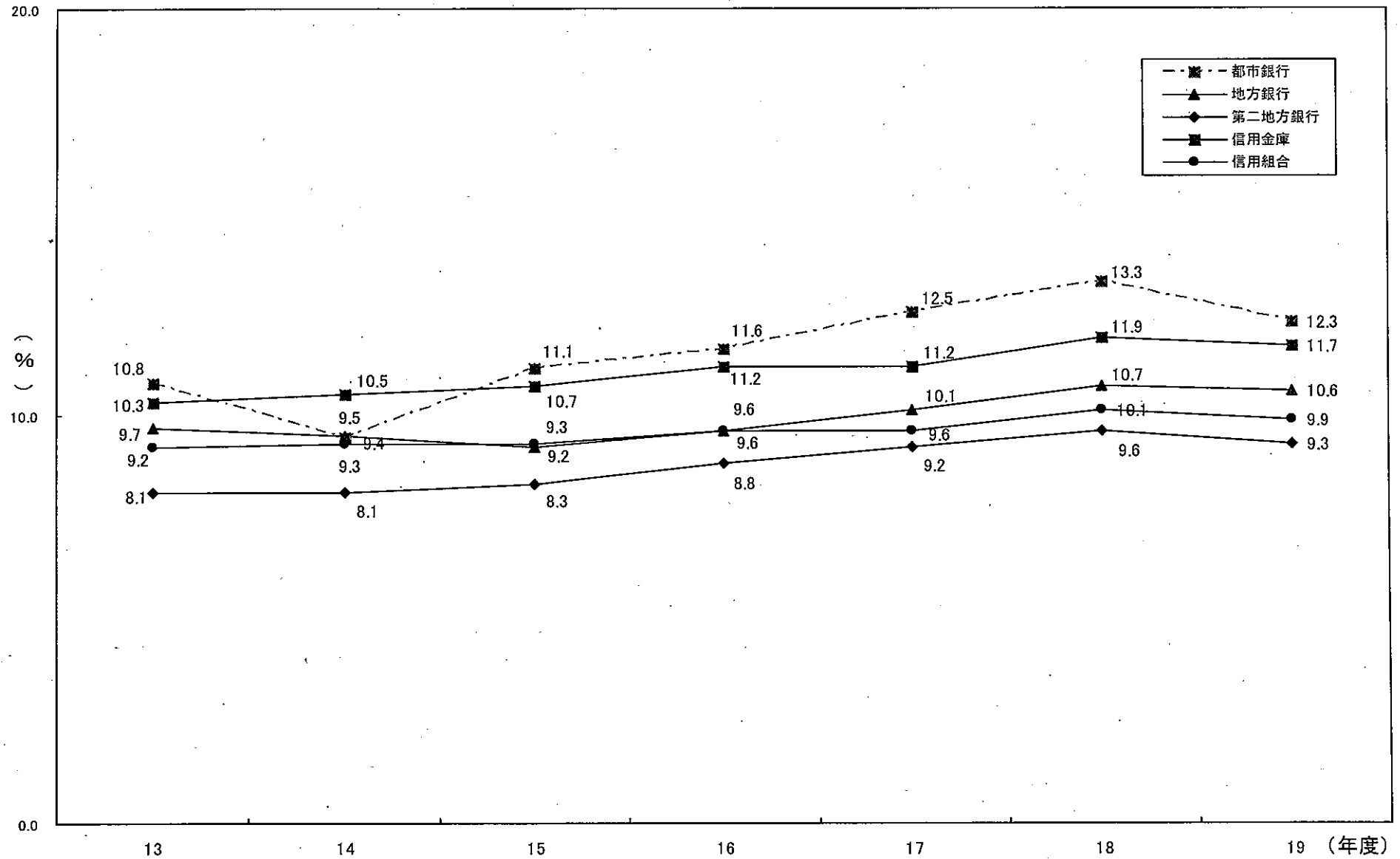


(注) 信金・信組には、中央金融機関を含む。

(出典) 自己資本比率:各業界団体、金融機関公表資料

不良債権比率:当庁公表資料

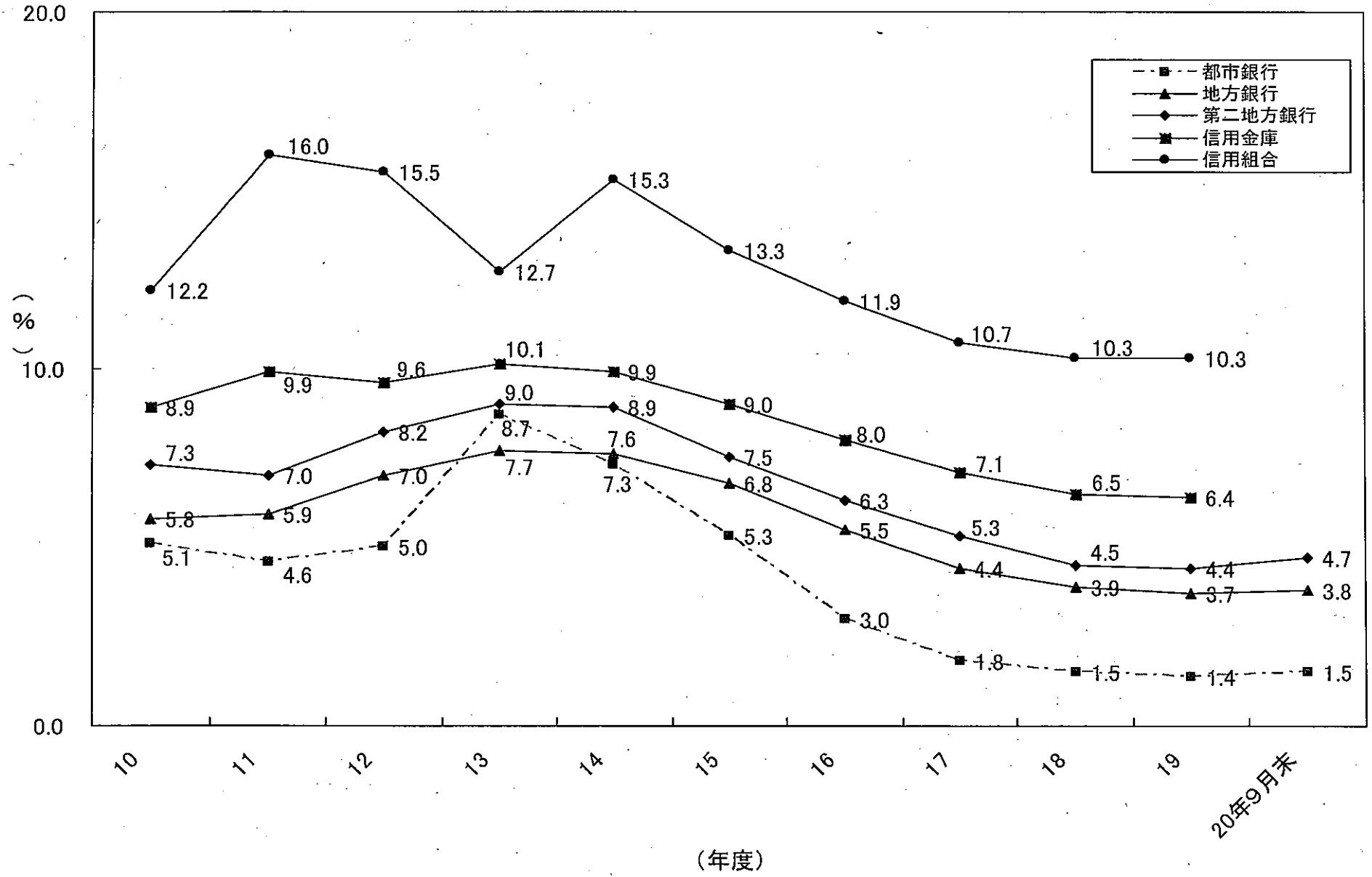
業態別自己資本比率の推移



(注1) 資料:「全国信用金庫概況」ほか各種資料より作成。

(注2) 都市銀行は主要行11行計(13年度は13行計)。(注3) 18・19年度はバーゼルⅡに基づき算出。

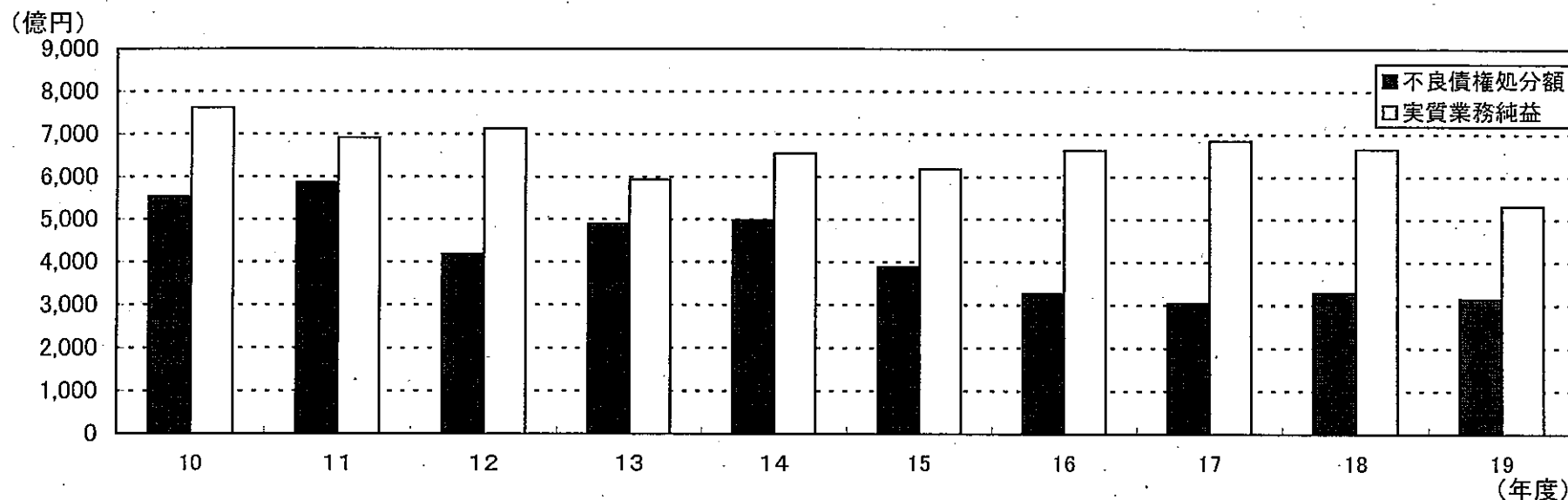
業態別不良債権比率の推移



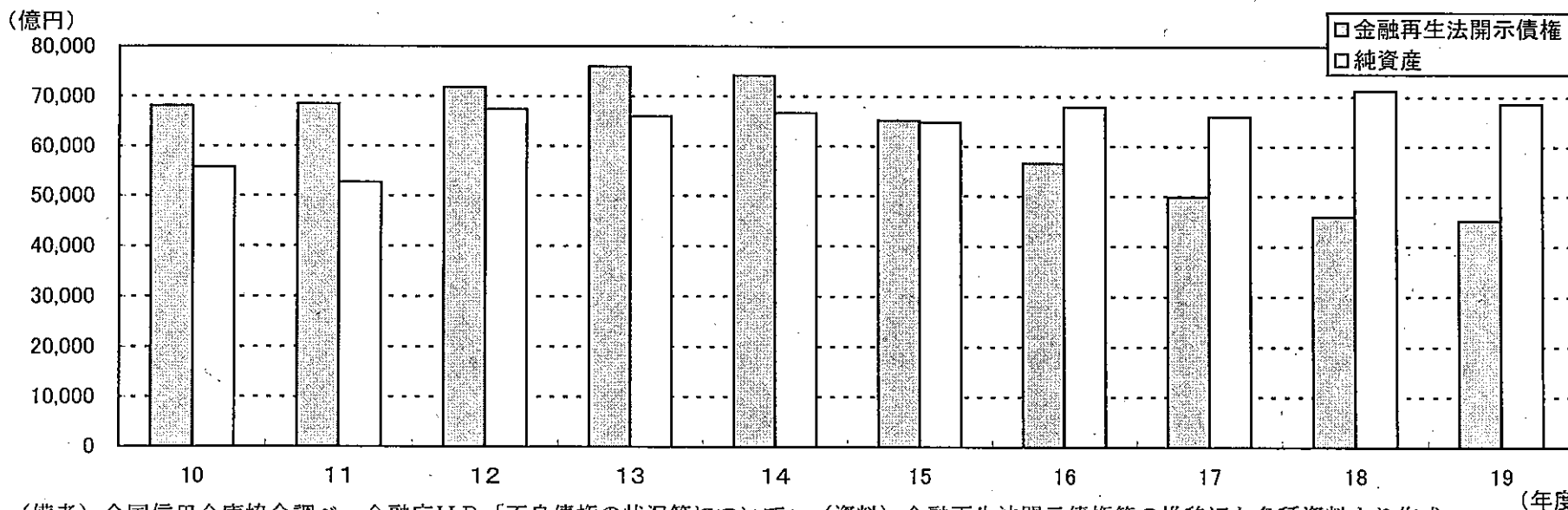
(参考) 金融庁HP「不良債権の状況等について」 (資料) 金融再生法開示債権等の推移

信用金庫の不良債権処分額等の推移

①不良債権処分額及び実質業務純益の推移



②金融再生法開示債権及び純資産の推移



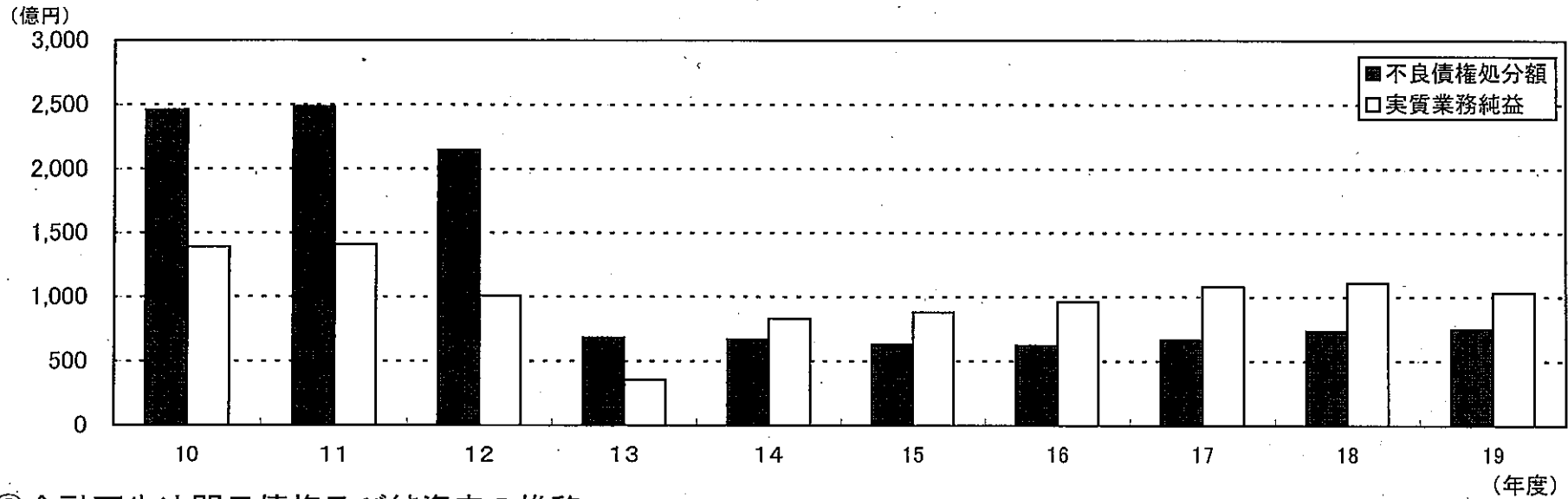
(備考) 全国信用金庫協会調べ、金融庁HP「不良債権の状況等について」(資料)金融再生法開示債権等の推移ほか各種資料より作成。

(注1) ①表：不良債権処分額＝一般及び個別貸倒引当金純繰入額＋貸出金償却（＋(信金中金の場合)特定海外債権引当勘定繰入額)

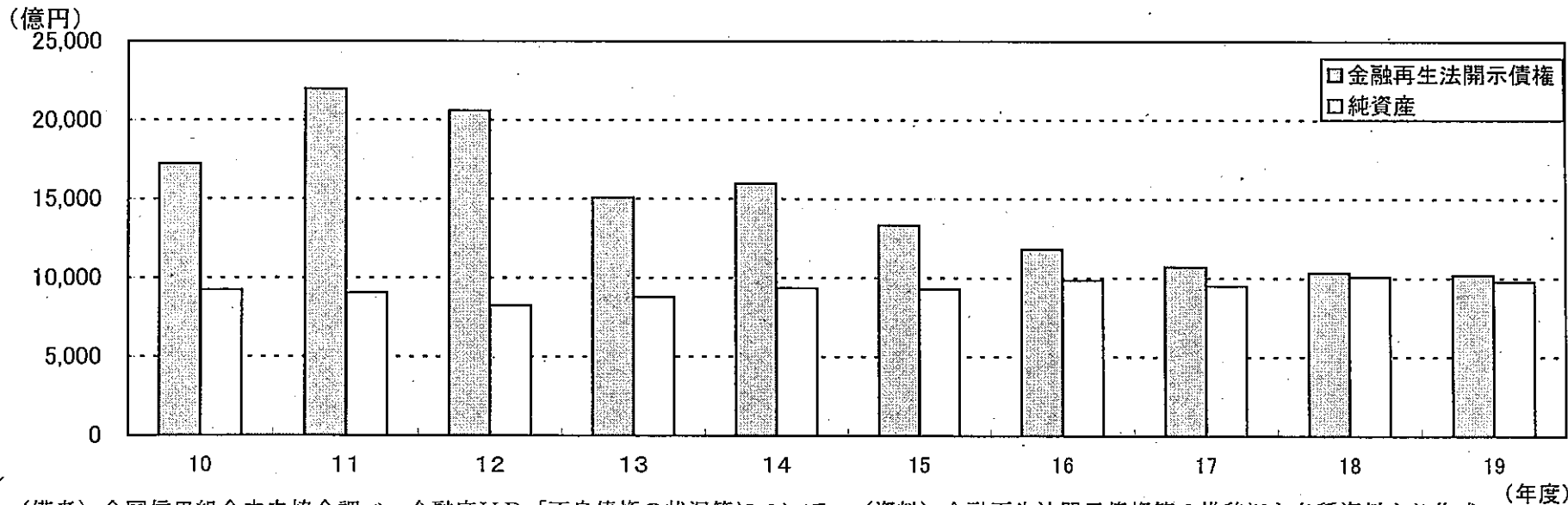
(注2) 12年度以降は信金中金の数値を含む。

信用組合の不良債権処分額等の推移

①不良債権処分額及び実質業務純益の推移



②金融再生法開示債権及び純資産の推移



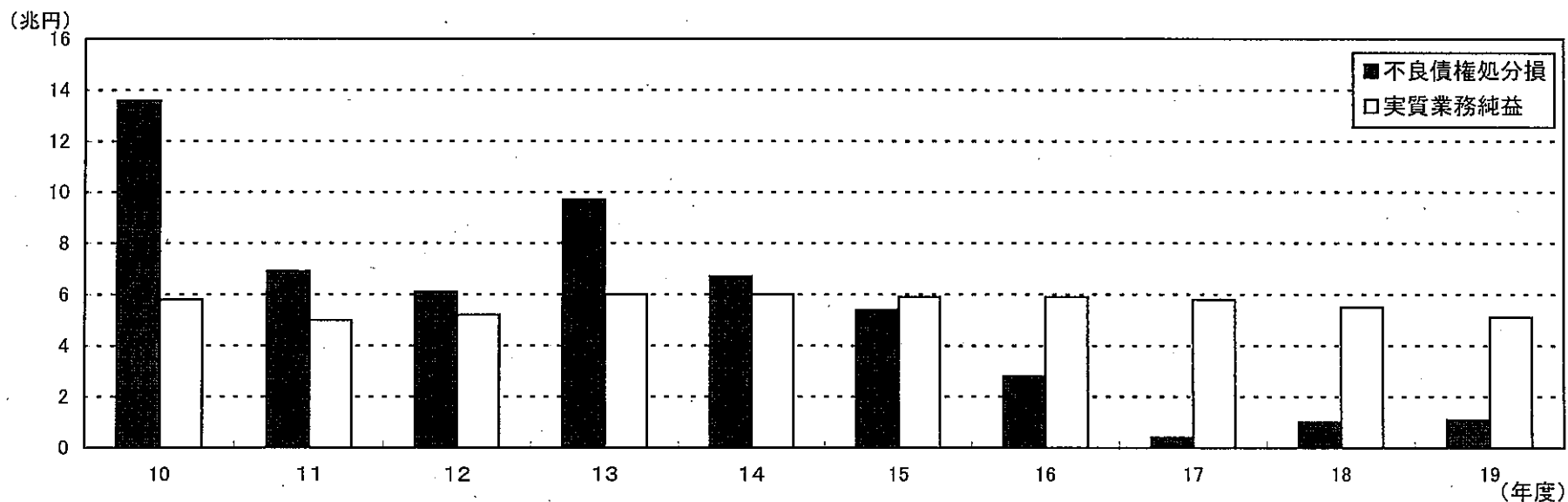
(備考) 全国信用組合中央協会調べ、金融庁HP「不良債権の状況等について」(資料) 金融再生法開示債権等の推移ほか各種資料より作成。

(注1) ①表：不良債権処分額＝一般及び個別貸倒引当金純繰入額＋貸出金償却

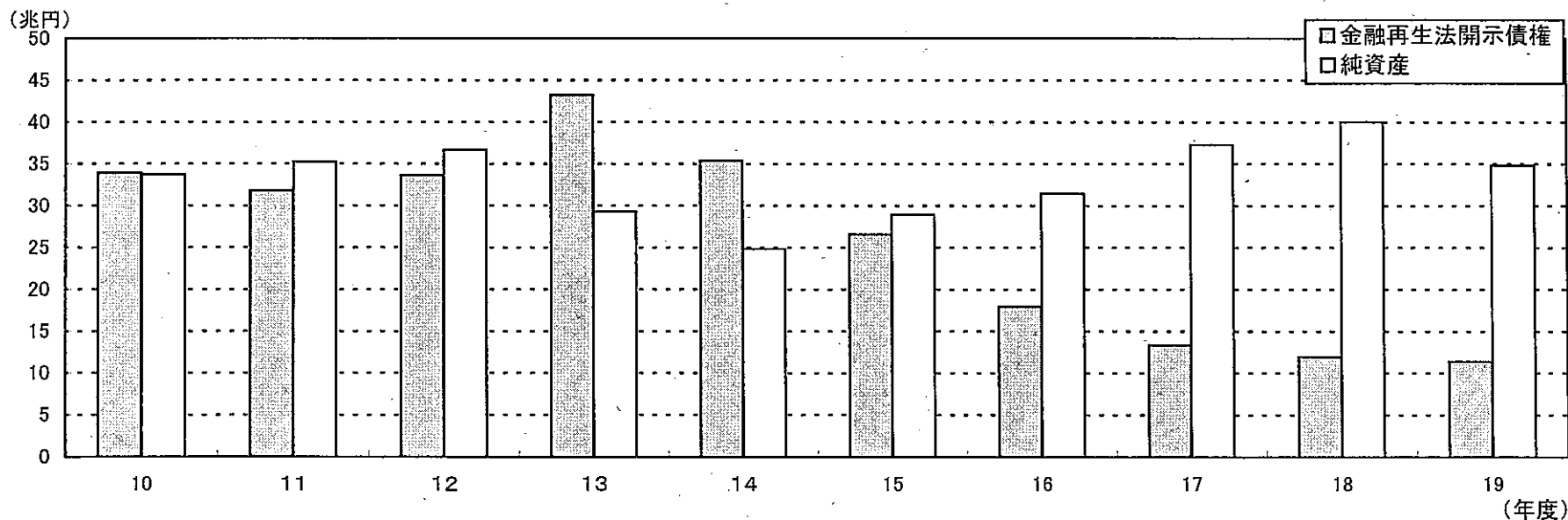
(注2) 12年度以降は全国信用組合連合会の数値を含む。

全国銀行の不良債権処分損等の推移

①不良債権処分損及び実質業務純益の推移



②金融再生法開示債権及び純資産の推移



(備考) 金融庁HP「不良債権の状況等について」(資料)金融再生法開示債権等の推移、『全国銀行財務諸表分析』より作成。

金融機関のバランスシート(イメージ)

通常

資産	負債
証券等	預金
貸出	自己資本

不良債権処理時

資産	負債
証券等	預金
貸出	自己資本
個別貸倒引当金 (△)	

資産	負債
証券等	預金
貸出	自己資本
個別貸倒引当金 (△)	

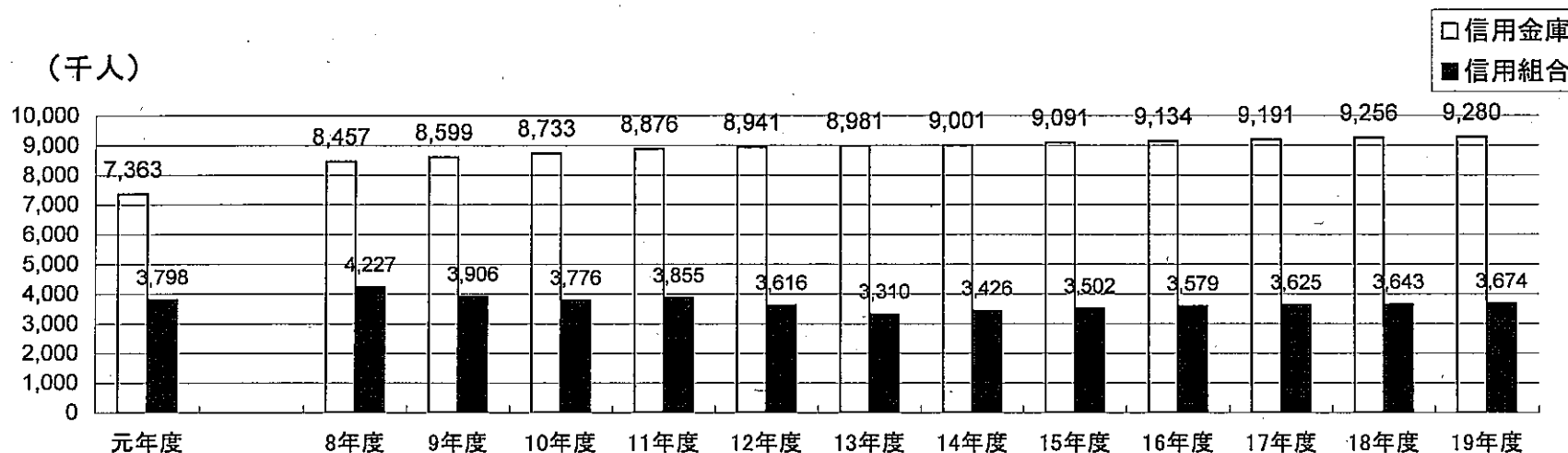
資産	負債
証券等	預金
貸出	自己資本
個別貸倒引当金 (△)	

①貸出の不良債権化で個別貸倒引当金が増加し、自己資本が低下

②担保価値の低下等により、さらに個別貸倒引当金が増加し、自己資本が低下

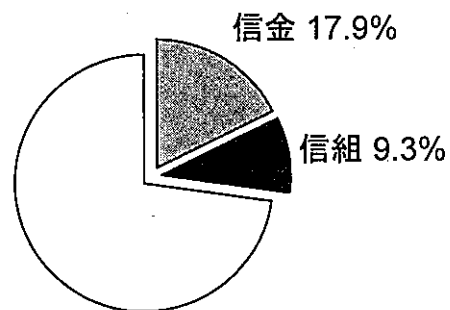
③自己資本比率の低下により、金融機関のリスクテイク能力も低下。結果として、新規貸出が困難に

協同組織金融機関（信金・信組）の会員・組合員数の推移



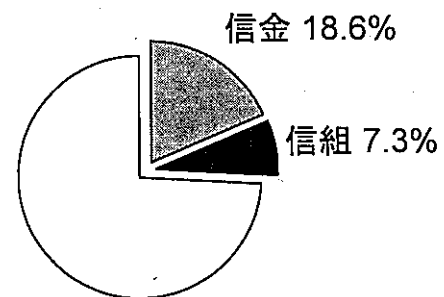
(参考) 全国世帯数に占める信金・信組の会員・組合員数のシェア

(元年度)



元年度については、平成2年国勢調査による全国世帯数(41,036千世帯)と比較。

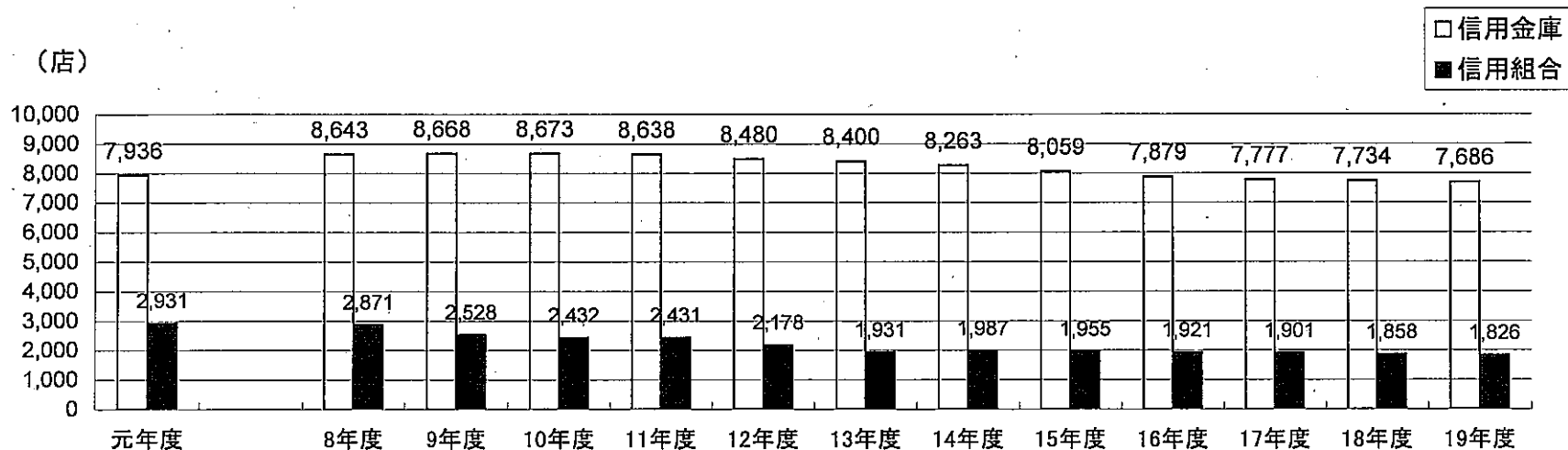
(17年度)



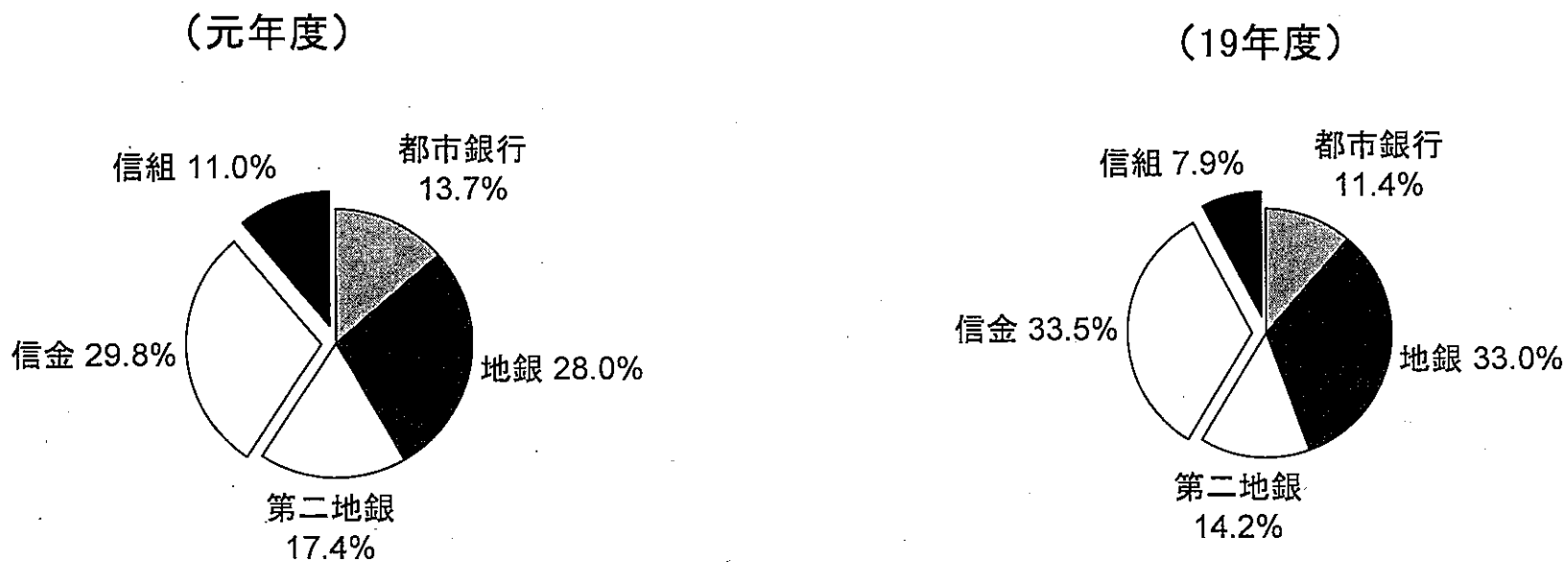
17年度については、平成17年国勢調査による全国世帯数(49,529千世帯)と比較。

(出典) 各業界団体公表資料等

協同組織金融機関（信金・信組）の店舗数の推移

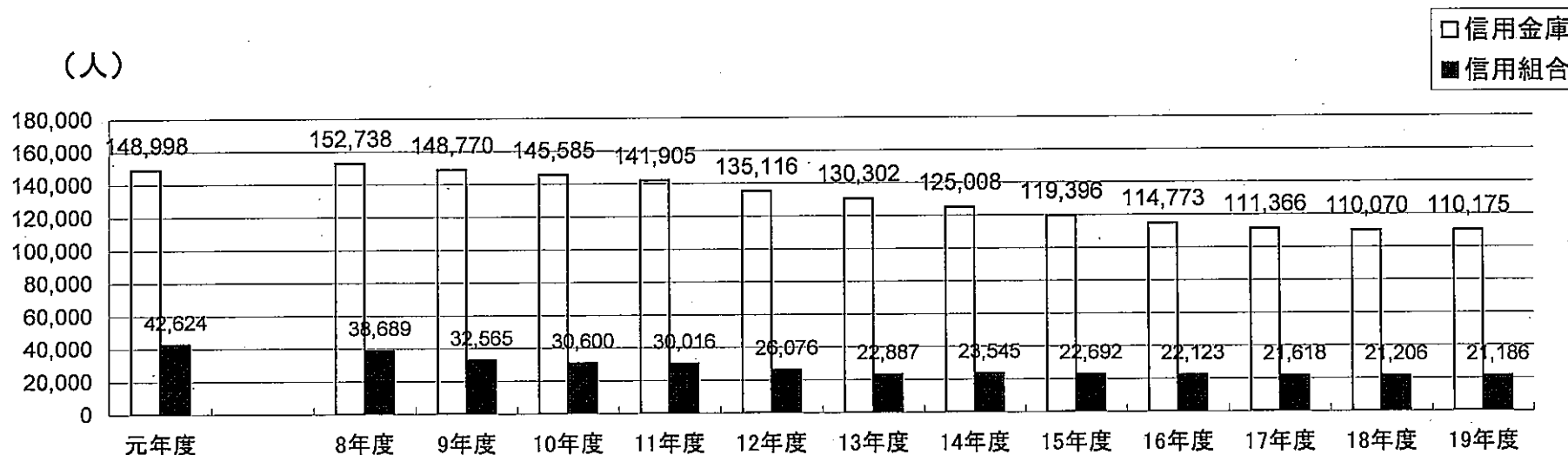


(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の店舗数シェア

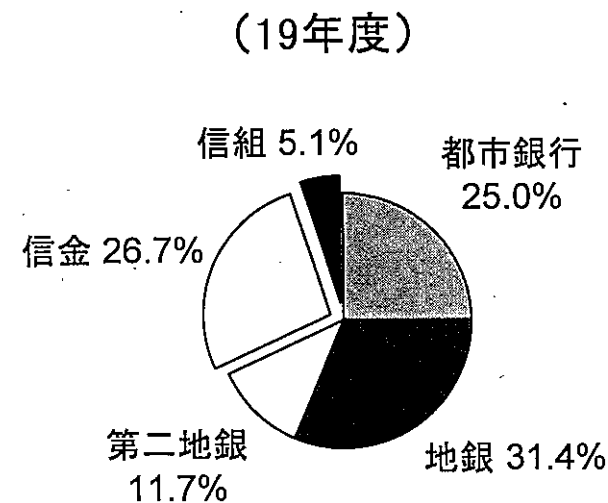
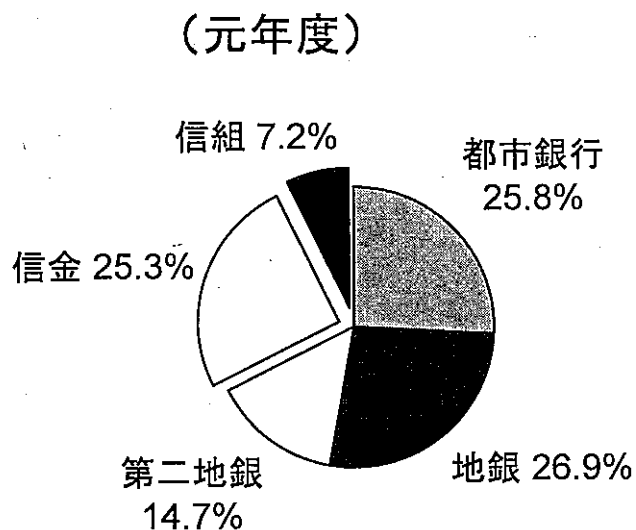


(出典) 各業界団体、金融機関公表資料

協同組織金融機関（信金・信組）の従業員数の推移



(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の従業員数シェア



(出典) 各業界団体、金融機関公表資料

本店所在地の現状（20年3月末）

（単位：金融機関数）

本店所在地	都道府県庁所在地	都道府県庁所在地以外	合 計
地方銀行	52 (80.0%)	13 (20.0%)	65 (100%)
第二地方銀行	39 (86.7%)	6 (13.3%)	45 (100%)
地域銀行計	91 (82.7%)	19 (17.3%)	110 (100%)
信用金庫	74 (26.3%)	207 (73.7%)	281 (100%)
信用組合	100 (61.0%)	64 (39.0%)	164 (100%)
うち地域信用組合	41 (40.6%)	60 (59.4%)	101 (100%)
信金・信組計	174 (39.1%)	271 (60.9%)	445 (100%)

地方におけるネットワークの状況（19年3月末現在）

（単位：店舗、％）

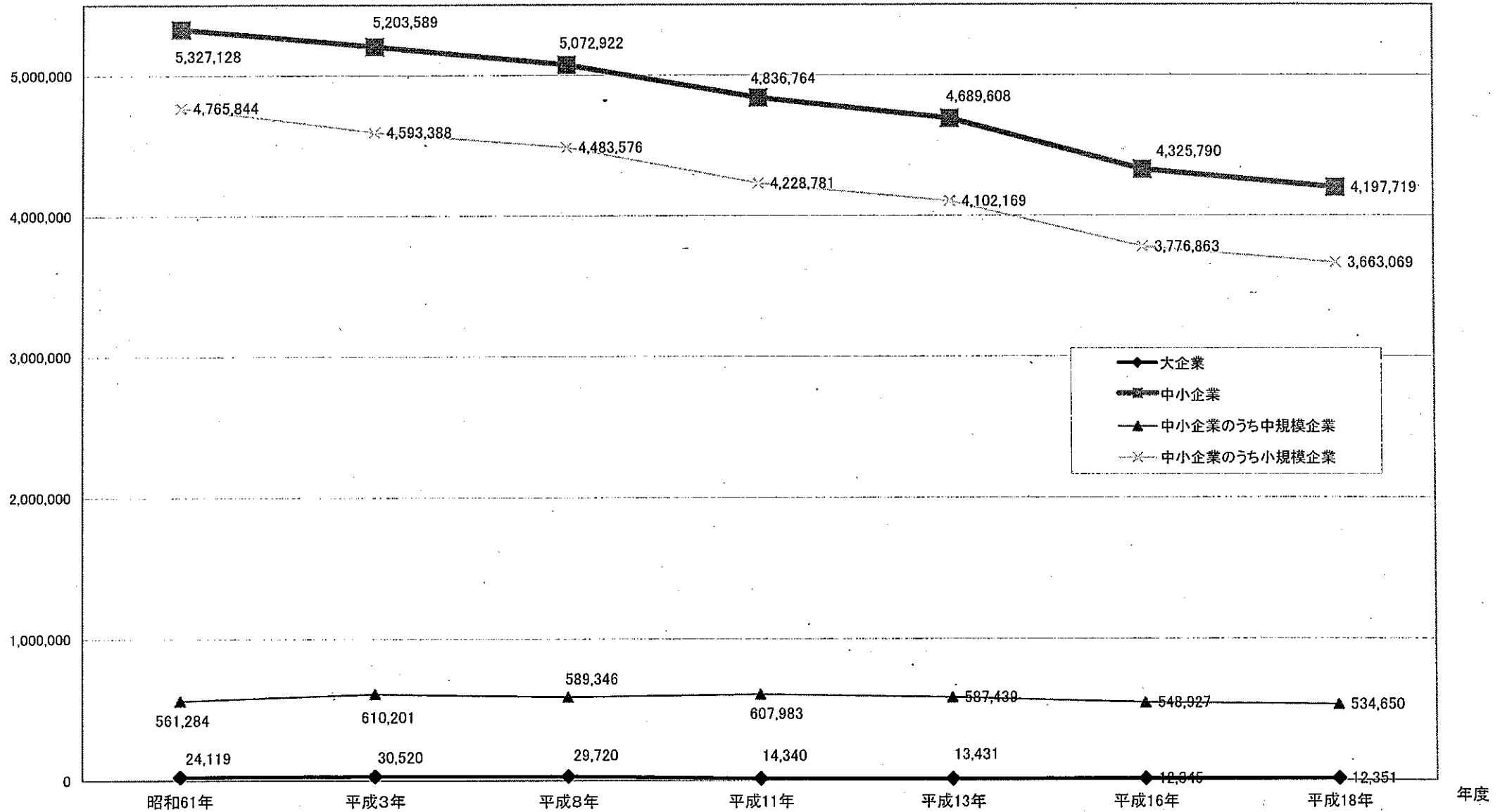
	全 国	青森県		高知県		北海道		兵庫県	
			八戸市		四万十市		帯広市		姫路市
全国銀行	13,381 (58.2)	211 (60.6)	42 (64.6)	142 (71.7)	4 (40.0)	421 (38.9)	10 (26.3)	401 (44.9)	26 (23.2)
地銀・第二地銀	10,695 (46.6)	210 (60.3)	42 (64.6)	139 (70.2)	4 (40.0)	400 (37.0)	9 (23.7)	258 (28.9)	14 (12.5)
信金・信組	9,592 (41.8)	137 (39.4)	23 (35.4)	56 (28.3)	6 (60.0)	660 (61.1)	28 (73.7)	493 (55.1)	86 (76.8)
合 計	22,973 (100.0)	348 (100.0)	65 (100.0)	198 (100.0)	10 (100.0)	1,081 (100.0)	38 (100.0)	894 (100.0)	112 (100.0)
(有効求人倍率)	1.05	0.44		0.49		0.52		0.94	

（注1） カッコ書きは、その地域に占める割合

（注2） 姫路市の計数は、18年12月末現在

企業数

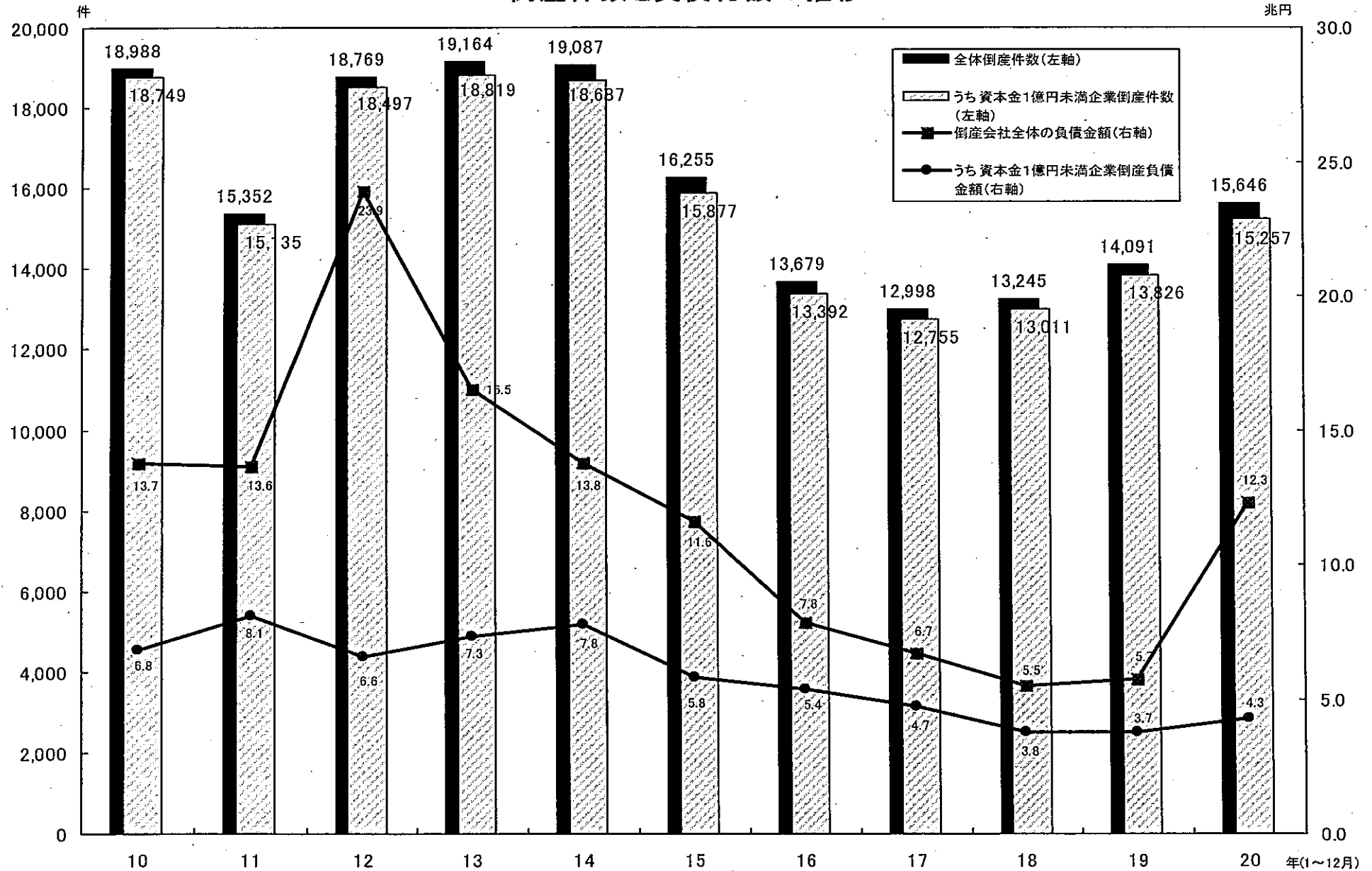
規模別企業数の推移



資料：総務省ホームページ「事業所・企業統計調査」再編加工。

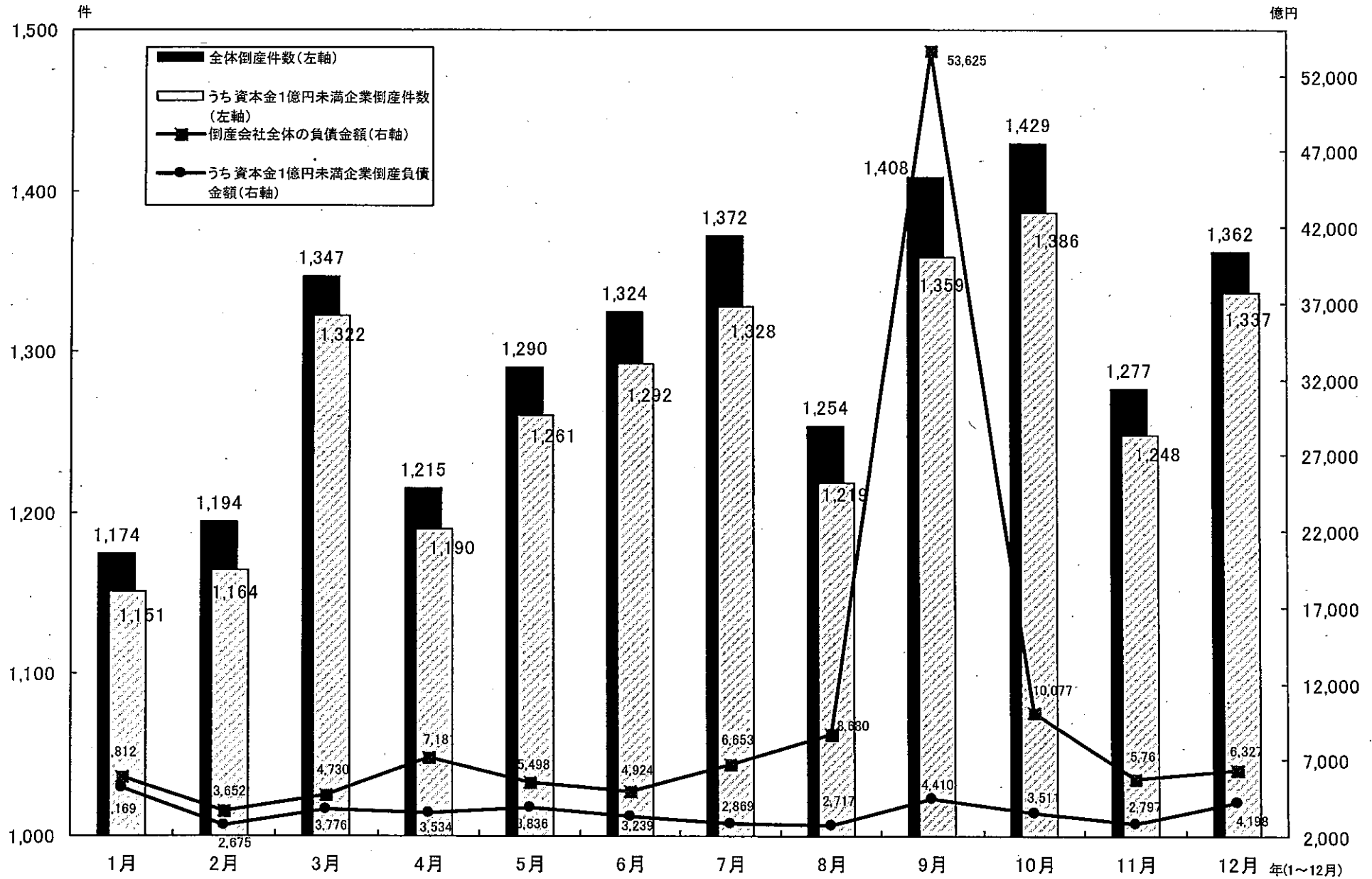
(注) 1. 昭和61年から平成3年までは「事業所統計調査」 2. 企業数=会社数+個人事業所 3. 1996年は、常用雇用者300人以下（卸売業は100人以下、小売業、飲食店、サービス業は50人以下）、資本金1億円以下（卸売業は3000万円以下、小売業、飲食店、サービス業は1000万円以下）の企業を中小企業とする。 4. 1999年以降は、中小企業基本法改正後の定義に基づき、常用雇用者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）、又は資本金3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5000万円以下）の企業を中小企業とする。 5. 小規模企業は中小企業のうち、常用雇用者20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）の企業とする。 6. 中規模企業数=中小企業数-小規模企業数

倒産件数と負債総額の推移



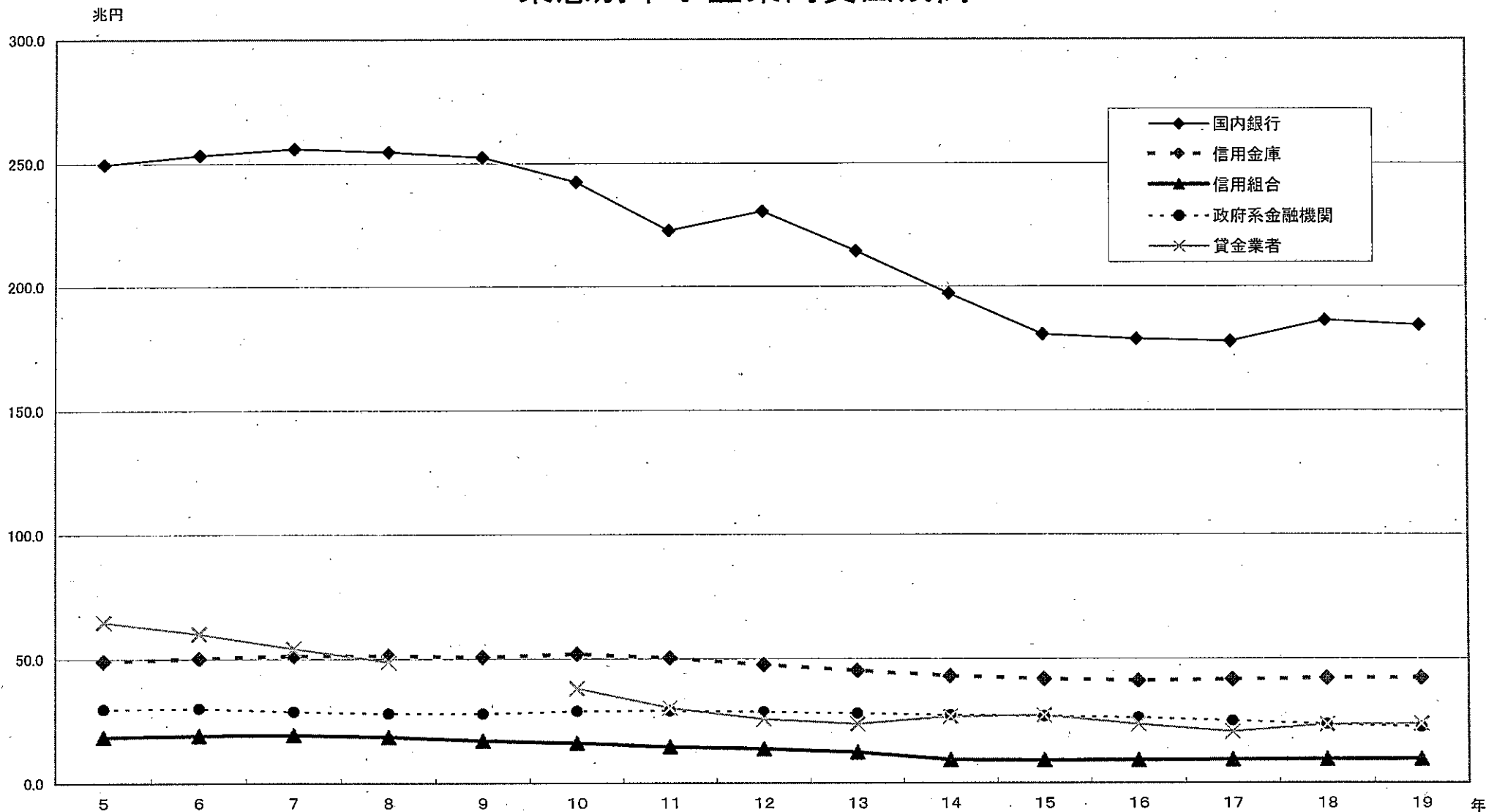
資料：中小企業庁ホームページ（2008年版 中小企業白書）ほかより再編加工。
 (注) 負債総額1,000万円以上の企業について集計。

倒産件数と負債総額の推移(平成20年月別)



資料：中小企業庁ホームページ「調査統計－倒産の状況」より再編加工。
 (注) 負債総額1,000万円以上の企業について集計。

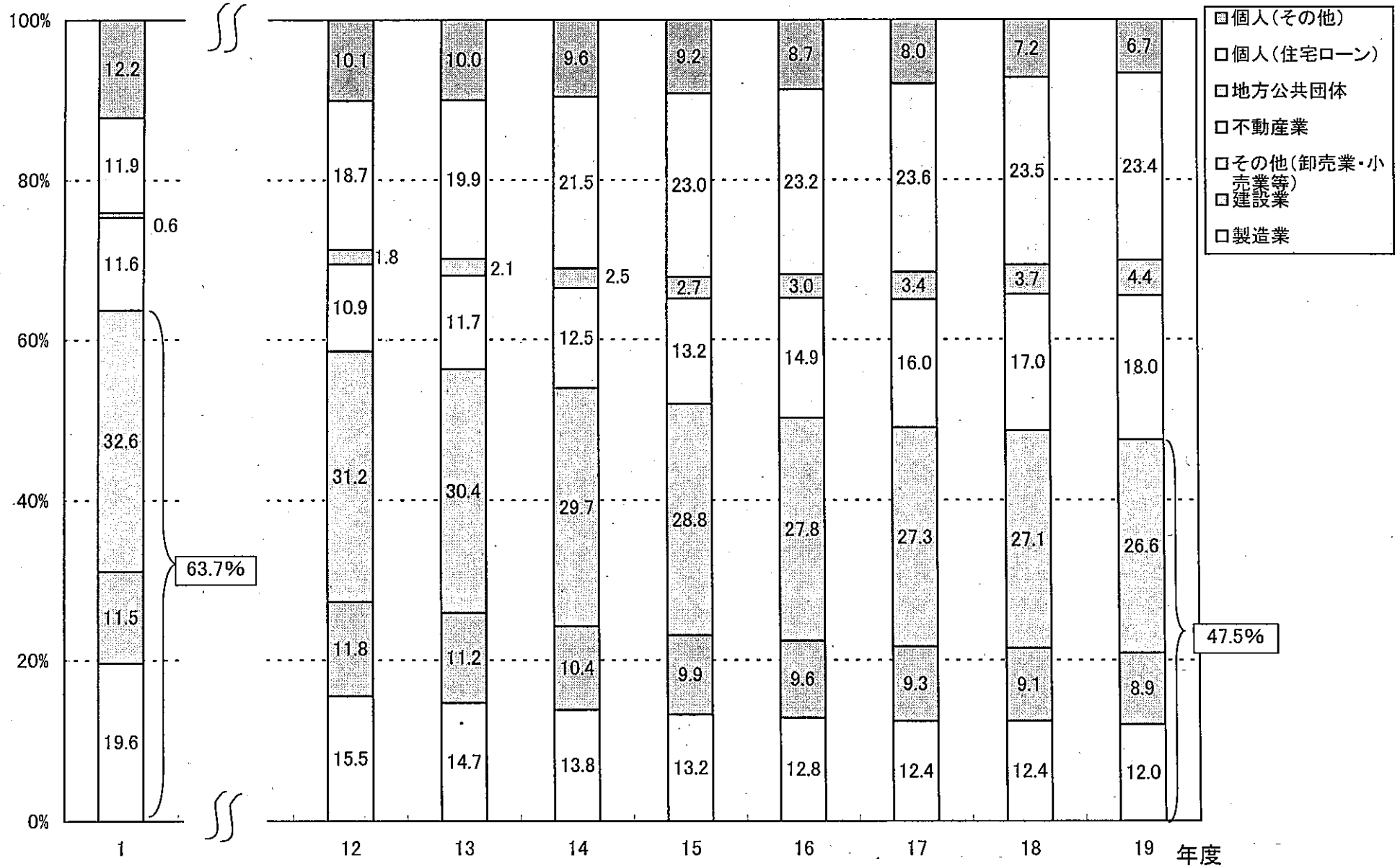
業態別中小企業向貸出残高



資料：中小企業庁ホームページ「2008年版中小企業白書—金融機関別中小企業向け貸出残高」ほかを再編加工。

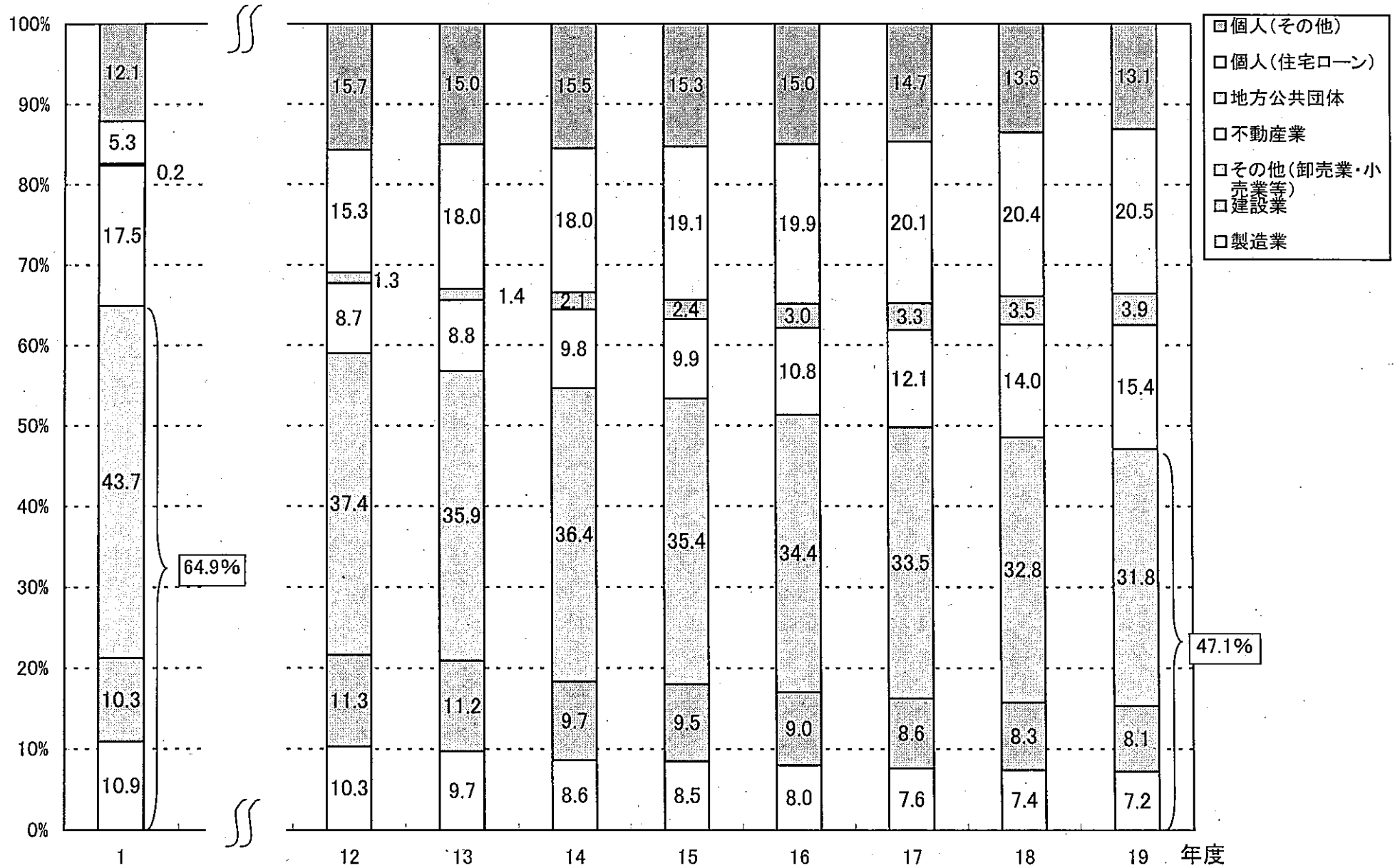
(注) 1. 中小企業向け貸出残高とは、資本金3億円<1億円>（卸売は1億円<3,000万円>、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円<1,000万円>）以下、または常用従業員300人（卸売業、サービス業は100人<サービス業は50人>、小売業、飲食店は50人）以下の企業（法人及び個人企業）への貸出しを指す。<>内は2000年3月以前の定義を指す。
 2. 信用金庫における中小企業向け貸出残高とは、個人、地方公共団体、海外円借款、国内店名義現地貸を除く貸出残高。3. 信用組合における中小企業向け貸出残高とは、個人、地方公共団体などを含む総貸出残高。4. 政府系金融機関=商工組合中央金庫+中小企業金融公庫+国民生活金融公庫 5. 各年12月の貸出残高及びその割合。6. 消費者金融は各年度末残高。10年3月末は集計されていない。

信用金庫の業種別貸出金残高シェア



参考：信金中金総合研究所ホームページ「信用金庫概況」（再編加工）、全国信用金庫協会調べ
 (注) 1. その他には卸売業・小売業・飲食店等の業種を含む。 2. 個人は主に住宅ローン及びカードローン。

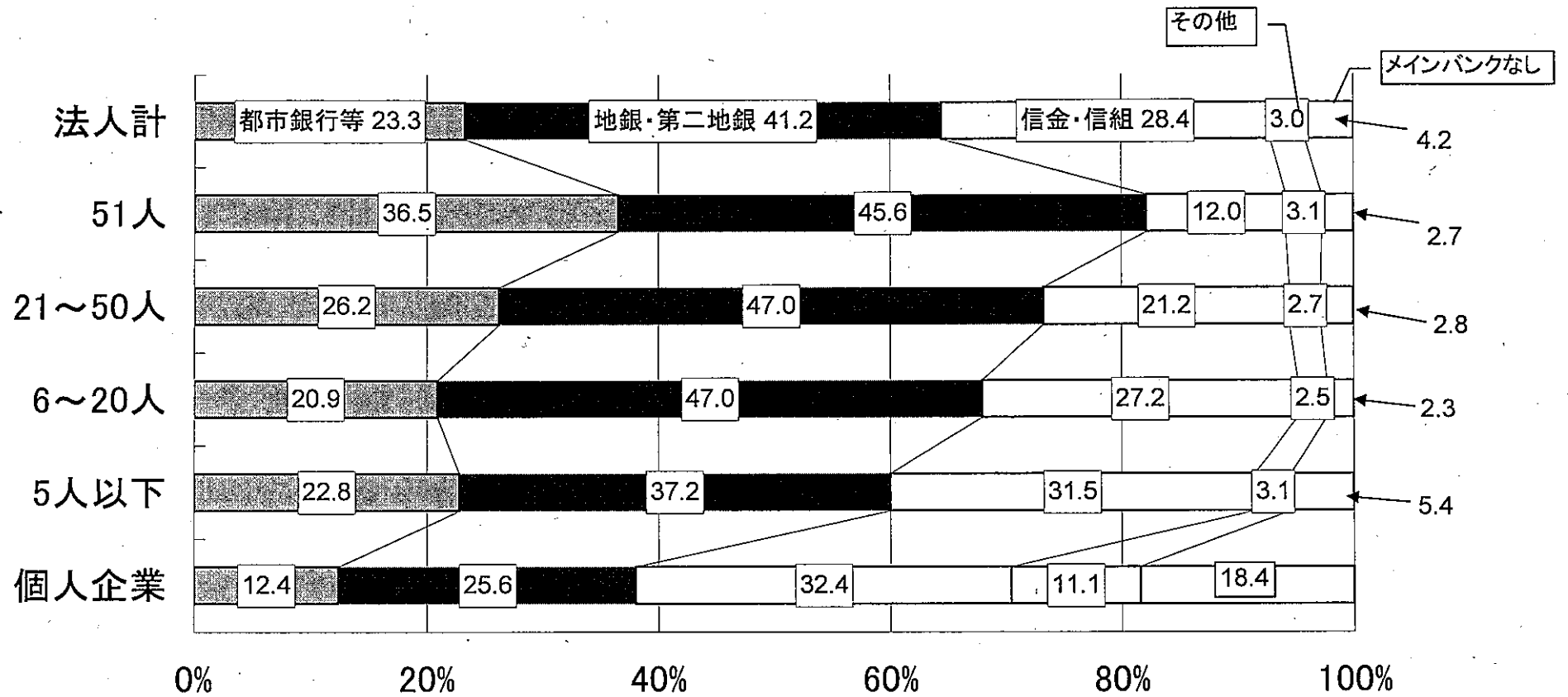
信用組合の業種別貸出金残高シェア



参考：全国信用組合中央協会調べ。

(注) 1. その他には卸売業・小売業・飲食店等の業務を含む。2. 個人は主に住宅ローン及びカードローン。

中小企業の取引金融機関（従業者規模別）

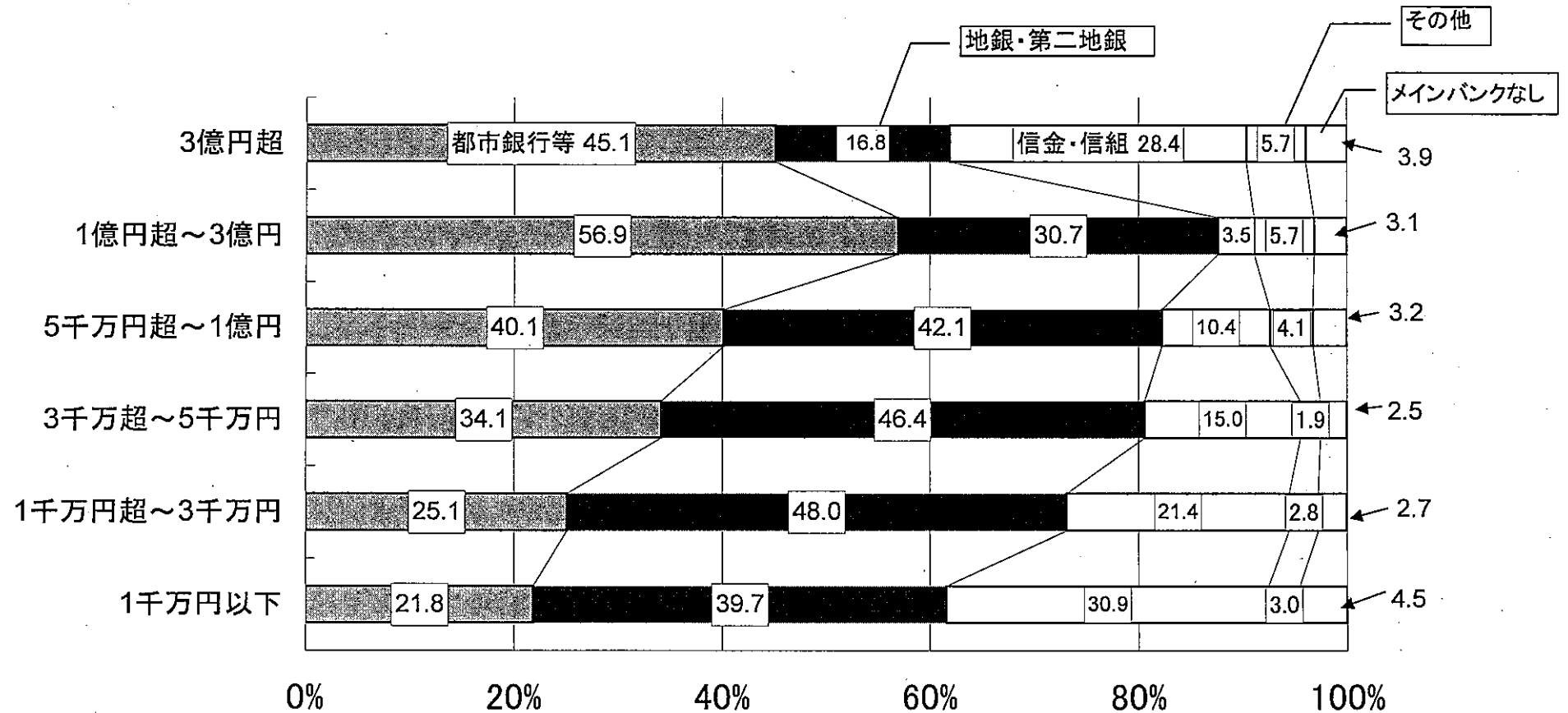


(出典) 中小企業実態基本調査 平成19年調査結果 (中小企業庁)

(注) 都市銀行等：都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等

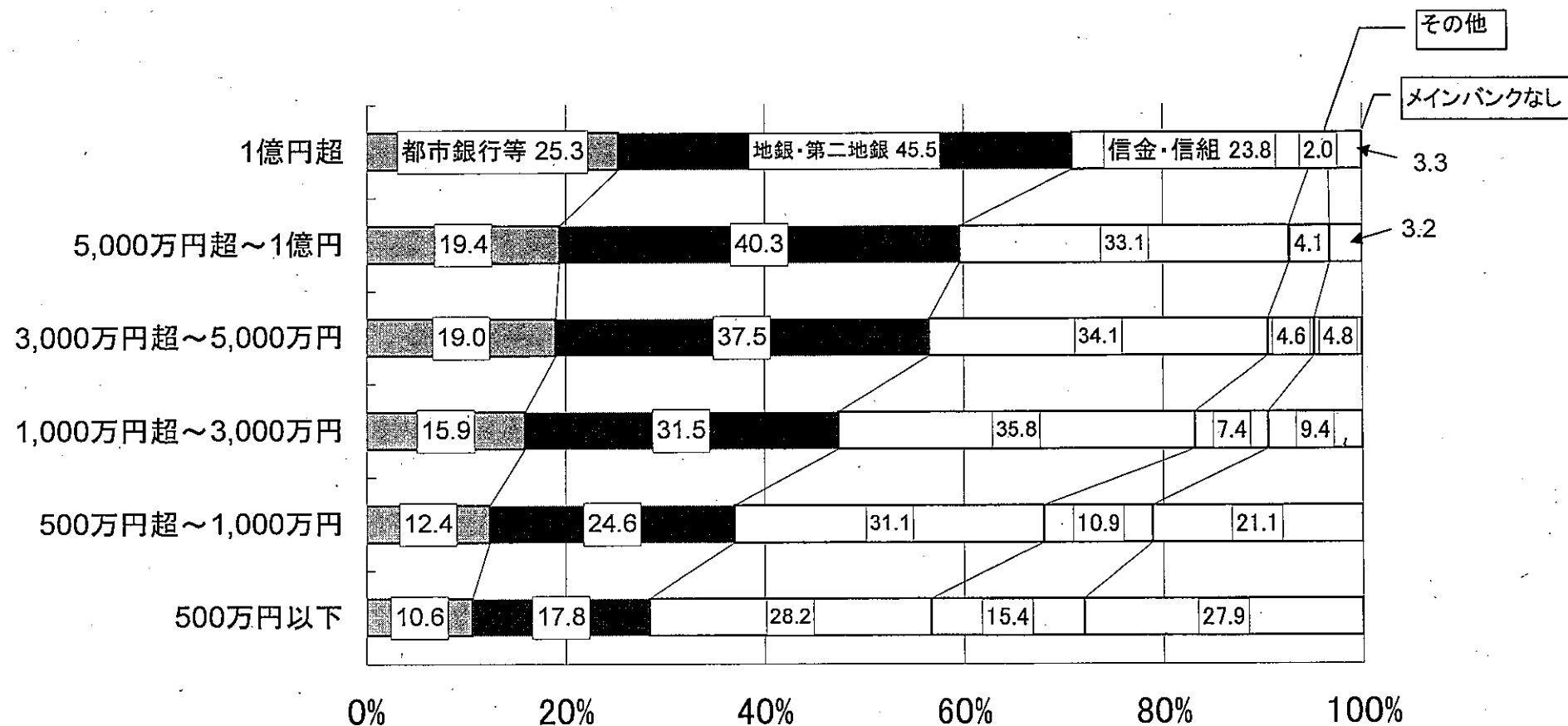
その他：政府系中小企業金融機関、政府系金融機関、農林系金融機関

中小企業（法人企業）の取引金融機関（資本金階級別）



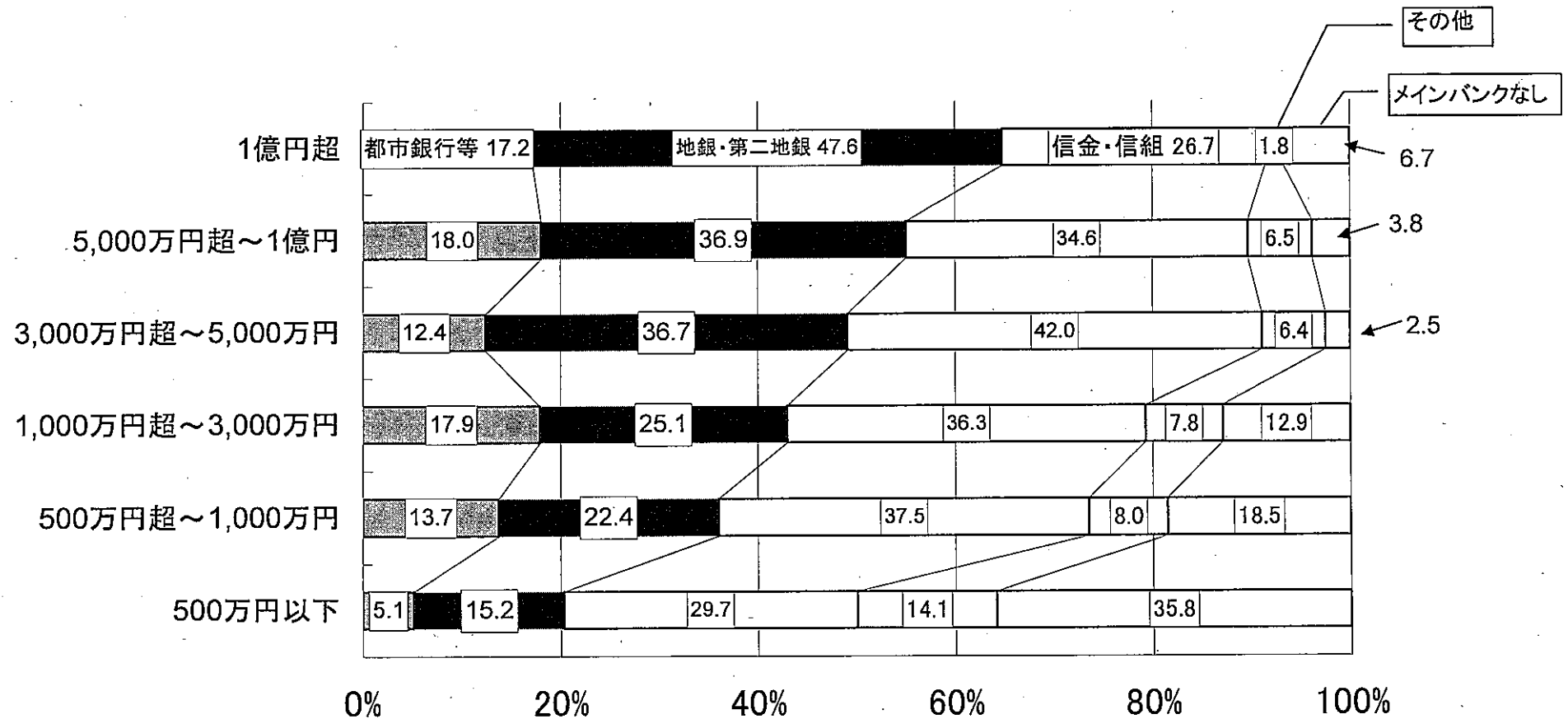
(出典) 中小企業実態基本調査 平成19年調査結果 (中小企業庁)
 (注) 都市銀行等：都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等
 その他：政府系中小企業金融機関、政府系金融機関、農林系金融機関

中小企業の取引金融機関（売上高別）



(出典) 中小企業実態基本調査 平成19年調査結果 (中小企業庁)
 (注) 都市銀行等：都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等
 その他：政府系中小企業金融機関、政府系金融機関、農林系金融機関

中小企業（小売業）の取引金融機関（売上高別）

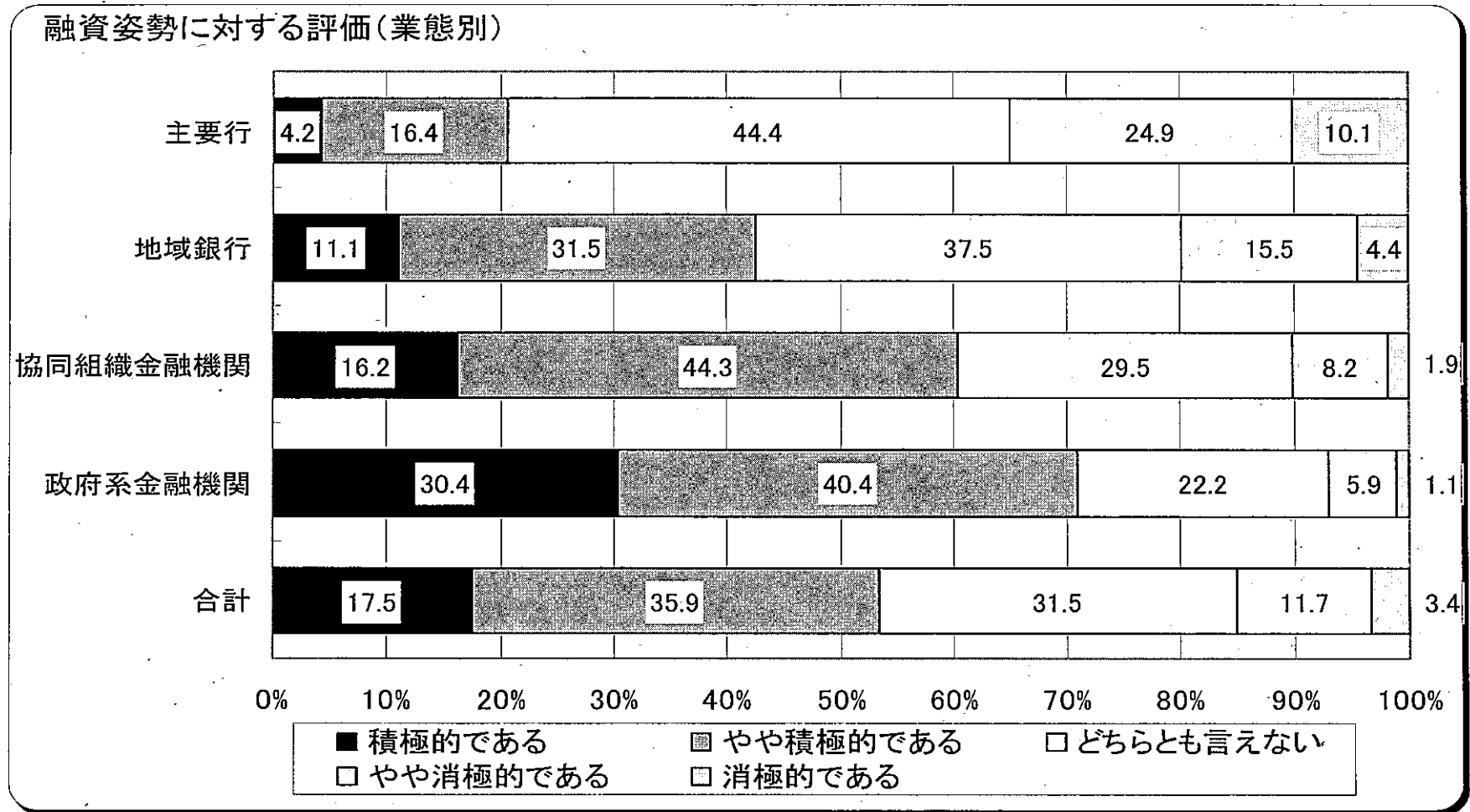


(出典) 中小企業実態基本調査 平成19年調査結果 (中小企業庁)

(注) 都市銀行等：都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等

その他：政府系中小企業金融機関、政府系金融機関、農林系金融機関

中小企業への融資姿勢に対する評価(業態別)

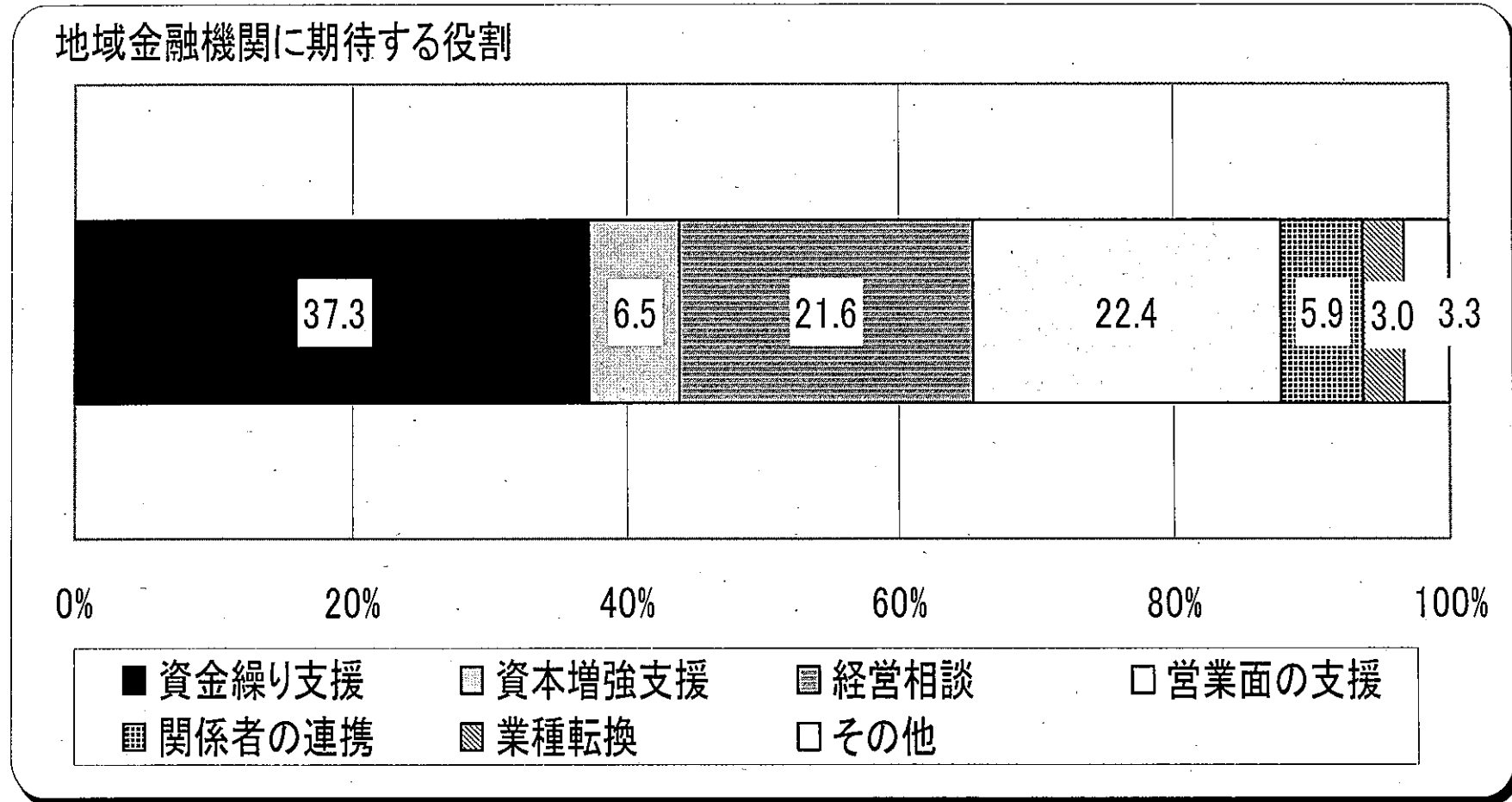


資料:金融庁公表資料(平成20年9月30日)

全国の財務省を通じて、各地域の商工会議所の経営指導員等469名を対象に聴き取り調査を実施。

(注)「合計」は各業態の回答を単純合計したもの。

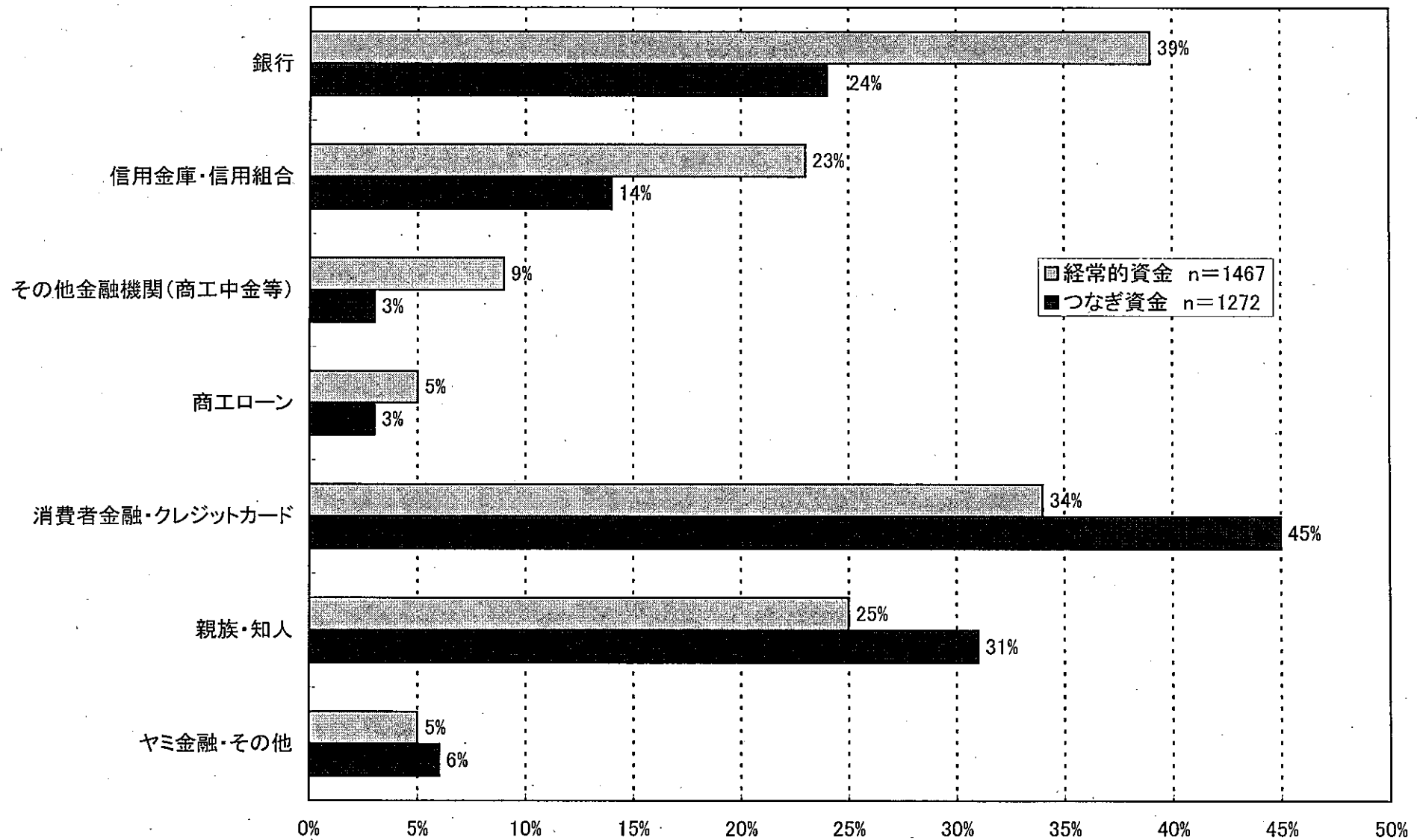
地域金融機関に期待する役割の具体的な内容



資料：金融庁公表資料(平成 20 年9月 30 日)

全国の財務局を通じて、各地域の商工会議所の経営指導員等469名を対象に聴き取り調査を実施。

直近1年間で零細企業主が利用した借入期間別の資金調達先(重複回答)

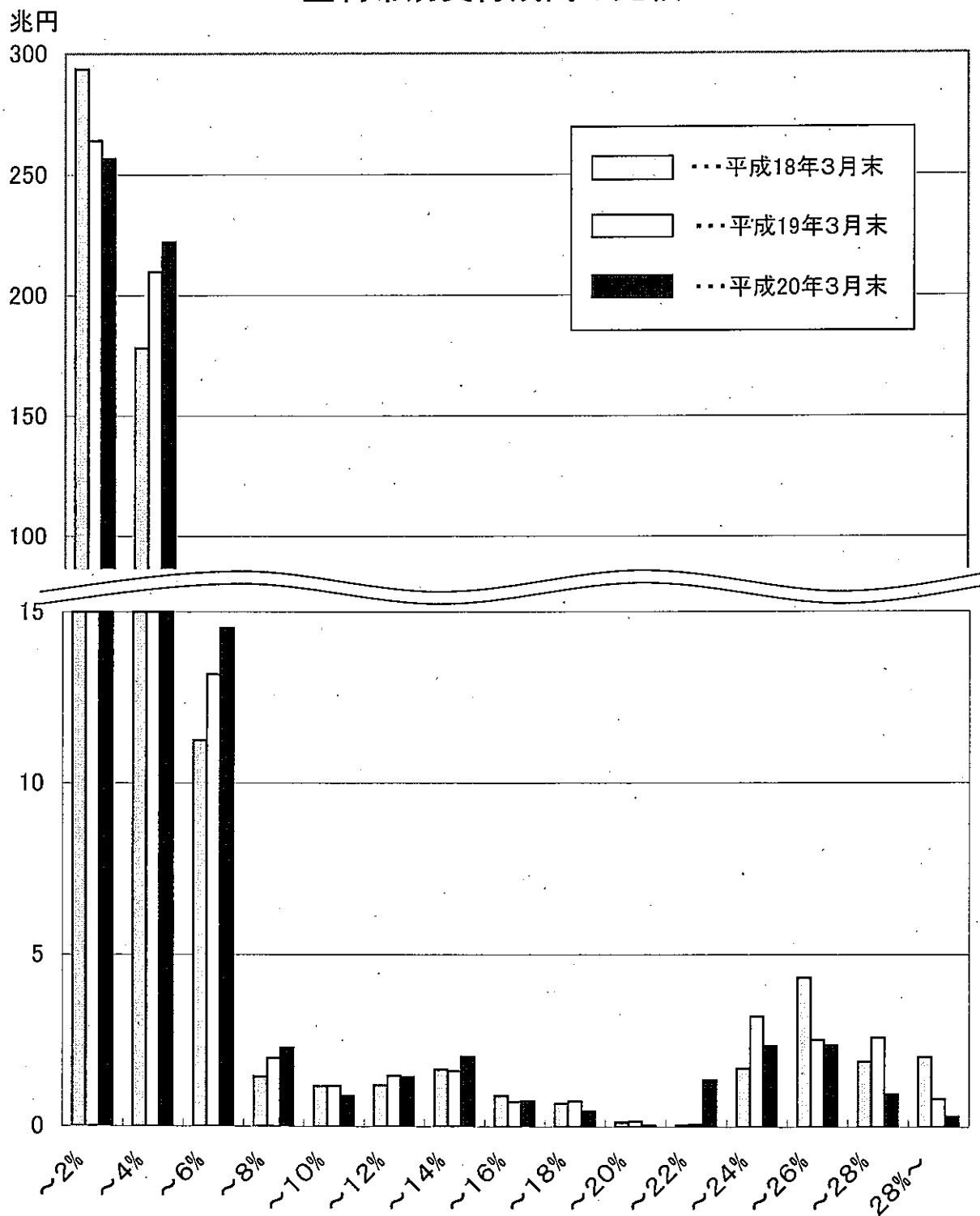


(注) 「調達する必要はなかった」とするサンプルを除外して集計。調査時点は2008年5月。

(資料提供) 東京情報大学准教授 堂下 浩氏

※上記の図は堂下准教授の論文「貸金3法改正後の課題」(参考資料参照)より

金利帯別貸付残高の比較



※1 グラフは、国内銀行（日本銀行と取引のあるもの）、信用金庫（城南信金除く）、信用組合、消費者向無担保貸金業者、事業者向貸金業者の貸付残高を合算したものです。

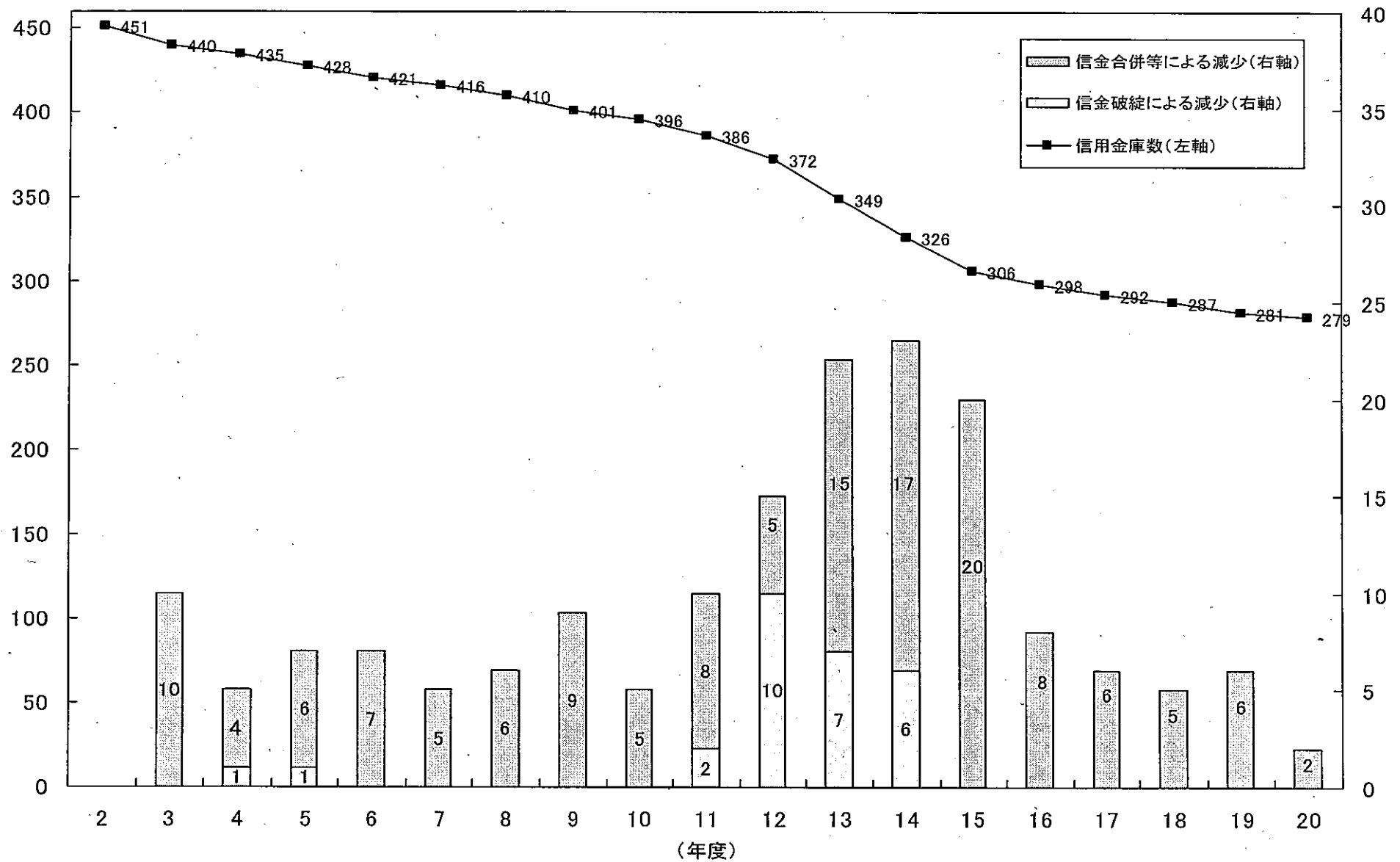
※2 国内銀行、信金、信組の金利帯別貸付残高は「%未満、%以上」により分類されているのに対し、貸金業者の金利帯別貸付残高は「%以下、%超」により分類されている点に留意。

出典：日本銀行統計、全国信用金庫財務諸表、全国信用組合決算状況、貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成

多重債務者に対する生活支援貸付の事例について

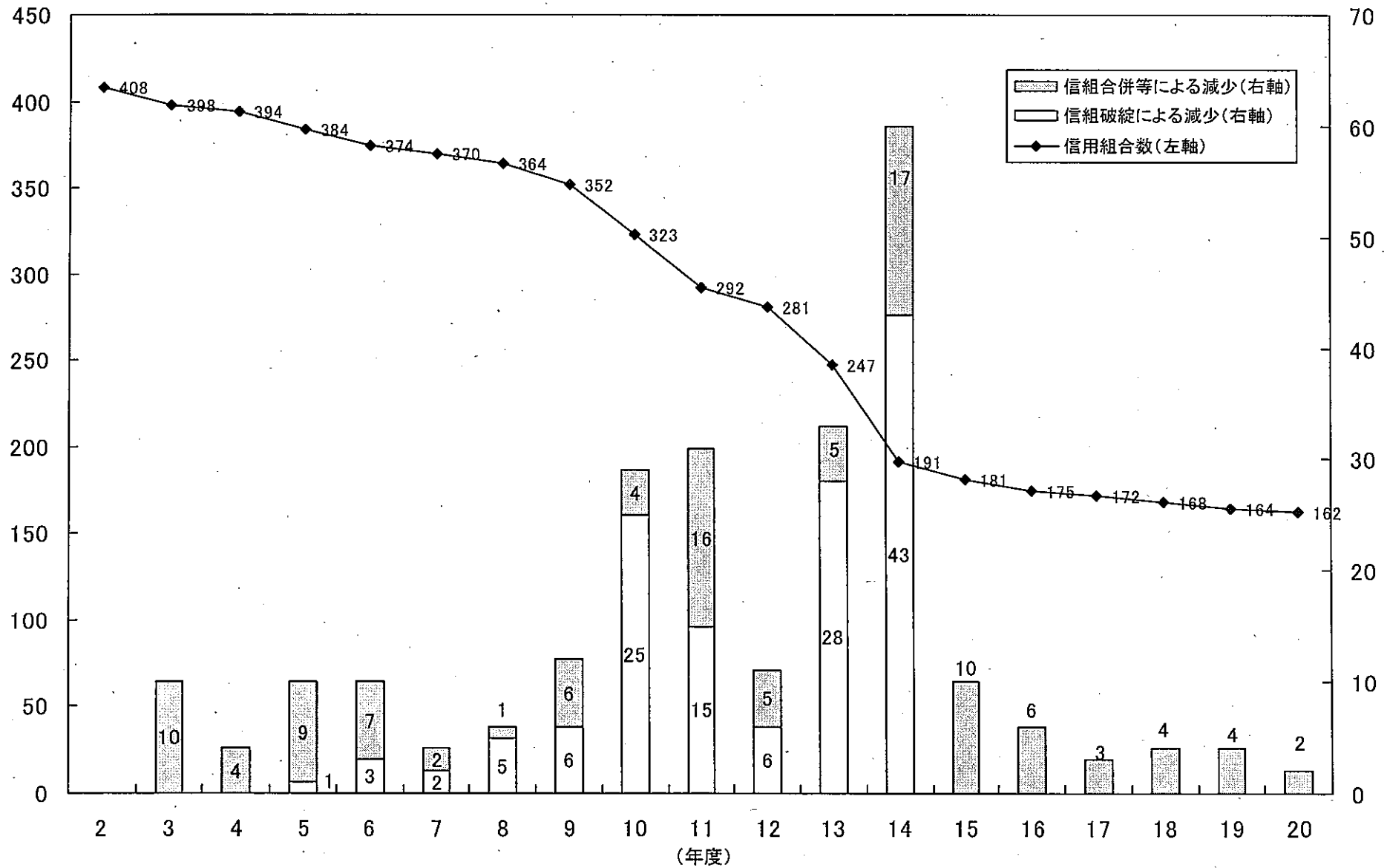
	岩手県信用生協 (消費者救済資金貸付制度)	グリーンコープ生協ふくおか (生活再生貸付事業)	グリーンコープ生協くまもと (生活再生貸付事業)
概要	岩手県内市町村が金融機関に資金を預託、金融機関から信用生協に融資を行い、信用生協が多重債務者に対して生活再生のためのカウンセリングを伴う融資を実行。弁護士会等とも連携。	生活費、借金返済のための資金の貸付を実施。定期的な面談により、債務者の家計管理をフォローする。 グリーンコープ生協ふくおかが福岡県との協働事業として開始。現在、山口、大分の各生協においても実施。	
貸付原資	組合員の出資金に加え、県内の9金融機関が県内34市町村の預託等に基づき、生協に融資。	組合員の出資金が原資。	組合員の出資金が原資。
貸付対象	組合員	組合員及び福岡県民 (福岡県との協働事業のため員外利用も可)	組合員
貸付条件	貸付限度額: 500万円 貸付利率: 9.41% (連帯保証人(原則として家族)を立てることが条件)	貸付限度額: 原則として150万円 貸付利率: 9.5% (連帯保証人(原則として家族)を立てることが条件)	貸付限度額: 原則として150万円 貸付利率: 9.5% (連帯保証人(原則として家族)を立てることが条件)
実績等	残高件数: 3,415件(2009年2月時点) 貸付残高: 47億9,941万円 貸倒れ率: 0.2~0.3%程度	貸付件数: 147件 貸付総額: 1億4,083万円 貸倒れ実績: なし (2006年8月~08年6月の累計)	・貸付件数: 16件 ・貸付総額: 1,080万円 ・貸倒れ実績: なし (2008年4月~09年2月の累計)

信用金庫数の推移及び減少理由内訳



(注)「平成19年度預金保険機構年報」ほか各種資料から作成。

信用組合数の推移及び減少理由内訳



(注)「平成19年度預金保険機構年報」ほか各種資料から作成。

協同組織金融機関（信金・信組）の破綻要因分析（平成3年度～平成14年度）

（単位：金融機関数）

	信用金庫・信用組合計						銀行（参考）	
		信用金庫		信用組合			経営に欠陥あり	
		経営に欠陥あり		経営に欠陥あり				
貸出債権の不良化	146	94	23	14	123	80	19	15
有価証券投資等の失敗	50	23	10	7	40	16	0	0
不正・不祥事件	9	4	2	1	7	3	0	0
合 計	161	102 (63.4%)	27	16 (59.3%)	134	86 (64.2%)	19	15 (78.9%)

（出典）預金保険研究第四号

（注1）要因は、複数該当している場合があるため、合計は一致しない。（ ）は「経営に欠陥あり」の件数の全体に対する割合。

（注2）「経営に欠陥あり」は、経営トップの責任追及が行われたもの等を区分。

地区規制と事業の範囲

○ 地区外における支店の設置

信用金庫・信用組合は、地区を限定された会員の相互扶助のために設立される協同組織金融機関であるとの趣旨から、会員・組合員へのサービスのために設置される支店についても、地区内に設置されている。この点は、指導監督上の措置としての対応。

○ 事後地区外

信用金庫の会員・信用組合の組合員の地区外転居による法定脱退事由が生じた場合の既存の貸付けについては、個々にやむを得ない事情もあることから、一括弁済を求めている。

○ 地区外の企業へのシンジケートローン

「地区」外の企業は、信用金庫・信用組合の「会員・組合員」ではないことから、法令上、そのような企業に対するシンジケートローンへの参加は、「員外貸付」に該当しない限り、認められない。

すなわち、会員・組合員以外の者であっても、次に掲げるような場合においては、貸付け等の総額の20%の範囲内において、貸付けを行うことが認められている（員外貸付）。

- ・ 預金等を担保とする貸付け
- ・ 大規模事業者となったことにより脱退した者への一定期間の貸付け（いわゆる「卒業生金融」・信用金庫のみ）
- ・ 会員・組合員以外の者で会員・組合員たる資格を有する者に対する貸付け（小口員外貸付・信用金庫 700 万円以下・信用組合 500 万円以下）

等

(参考条文)

信用金庫法 (抄)

(会員たる資格)

第十条 信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する個人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超える事業者を除くものとし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する法人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額を超える事業者を除くものとする。

- 一 その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者
- 二 その信用金庫の地区内に事業所を有する者
- 三 その信用金庫の地区内において勤労に従事する者
- 四 (略)

2 (略)

(信用金庫の事業)

第五十三条 信用金庫は、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 (略)
- 二 会員に対する資金の貸付け
- 三・四 (略)

2 信用金庫は、政令で定めるところにより、前項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対して資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この章において同じ。）をすることができる

3～1.1 (略)

信用金庫法施行令 (抄)

(会員以外の者に対する資金の貸付け等)

第八条 信用金庫が法第五十三条第二項の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。

- 一 会員以外の者に対しその預金又は定期積金を担保として行う資金の貸付け
- 二 金融庁長官の定める期間会員であつた事業者で法第十条第一項ただし書に規定する事業者となつたことにより脱退したものに対し、金融庁長官の定める期間内に行う資金の貸付け（償還期限が当該期間内に到来するものに限る。）及び手形の割引
- 三 会員以外の者で会員たる資格を有するものに対し、金融庁長官の定める金額の範囲内において行う資金の貸付け及び手形の割引
- 四～九 (略)

2 (略)

中小企業等協同組合法（抄）

（組合員の資格等）

第八条

1～3 （略）

4 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に規定する小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者その他これらに準ずる者として内閣府令で定める者で定款で定めるものとする。

5・6 （略）

（信用協同組合）

第九条の八 信用協同組合は、次の事業を行うものとする。

一 組合員に対する資金の貸付け

二～四 （略）

2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。

一～四 （略）

五 組合員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。次条第一項第二号において同じ。）

六～二十一 （略）

3 （略）

4 信用協同組合は、第二項第五号の事業については、政令で定めるところにより、第一項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

5～10 （略）

中小企業等協同組合法施行令（抄）

（信用協同組合の組合員以外の者に対する資金の貸付け等）

第十四条 信用協同組合が法第九条の八第二項第五号の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。

一 組合員以外の者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付け

二 組合員以外の者で組合員たる資格を有するものに対し、金融庁長官の定める金額の範囲内において行う資金の貸付け及び手形の割引

三～八 （略）

2 （略）

過去10年間の地区拡張等の実績

➤ 信用金庫

(単位：件)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
地区拡張の実績	17	15	8	20	19	17	23	54	25	11
地区拡張を主な目的とするもの	15	10	2	6	4	7	19	51	22	9
事業譲受を契機とするもの		2	4	8	4					
合併を契機とするもの	2	3	2	6	11	10	4	3	3	2

(注) 信用金庫における地区縮小の実績は、18年度に1件である。

➤ 信用組合

(単位：件)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
地区拡張の実績	14	15	3	23	20	7	4	15	7	8
地区拡張を主な目的とするもの	3	8	1	10	8	5	3	14	5	7
事業譲受を契機とするもの	11	3	1	11	9	1				
合併を契機とするもの		4	1	2	3	1	1	1	2	1

(注) 信用組合における地区縮小の実績は、17年度に3件である。

地区にかかる関連条文（信用金庫）

○ 信用金庫法（抄）

（定款）

第二十三条

3 金庫の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

三 地区

（内閣総理大臣の認可）

第三十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 定款を変更しようとするとき。

○ 信用金庫法施行規則（抄）

（定款の変更等の認可の申請等）

第十六条

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 定款の変更

イ 定款の変更が地区の拡張に関するものである場合には、現在の地区及び拡張しようとする地区の経済の事情に照らし、地区の拡張が必要であると認められ、かつ、当該金庫が当該地区において事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

ロ 定款の変更が地区の縮小に関するものである場合には、縮小しようとする地区における会員その他の顧客に係る取引が他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該地区における会員その他の顧客に著しい影響を及ぼさないものであること。

ハ 定款の変更がその他の事項に関するものである場合には、定款の変更が必要であると認められ、変更の内容が法、令及びこの府令の規定に違反しないこと。

地区にかかる関連条文等（信用組合）

○ 中小企業等協同組合法（抄）

（定款）

第三十三条 組合の定款には、次の事項（共済事業を行う組合にあつては当該共済事業（これに附帯する事業を含む。）に係る第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。）を記載し、又は記録しなければならない。

三 地区

（総会の議決事項）

第五十一条

- 2 定款の変更（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の認可については、第二十七条の二第四項から第六項までの規定を準用する。

（設立の認可）

第二十七条の二

- 5 行政庁は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。
 - 一 設立の手續又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。
 - 二 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行うのに適切でないと認められるとき。
 - 三 常務に従事する役員が金融業務に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。
 - 四 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適當でないと認められるとき。

○ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

V-5 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係

V-5-1-3 認可事項の審査に際しての留意点

(2) 地区の拡張に関する定款の変更

現在の地区及び拡張しようとする地区における金融その他の経済の事情に照らし、地区の拡張が必要であると認められ、かつ、当該組合が当該地区において事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができるか。

(3) 地区の縮小に関する定款の変更

縮小しようとする地区における預金者その他の債権者（以下「預金者等」という。）に係る取引が他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該地区における預金者等の利益の保護に欠けるおそれがないか。

協同組織中央機関について

(概要)

1. 信金中央金庫・全国信用協同組合連合会は、それぞれ、信用金庫法・中小企業等協同組合法に基づき、全国の信金・信組を会員・組合員とする協同組織中央機関。
2. 具体的な業務は、個別金融機関としての業務に加え、協同組織中央機関として、傘下信金・信組の余裕資金の効率運用、各種業務支援、資本増強制度の運用等を行っている。

信金中央金庫の概要

1. 総資産 : 26兆2,063億円
2. 純資産 : 7,289億円
3. 当期純利益 : 348億円
(有価証券運用利回り 1.40%)
4. 自己資本比率 : 15.75%
5. 職員数 : 1,054人

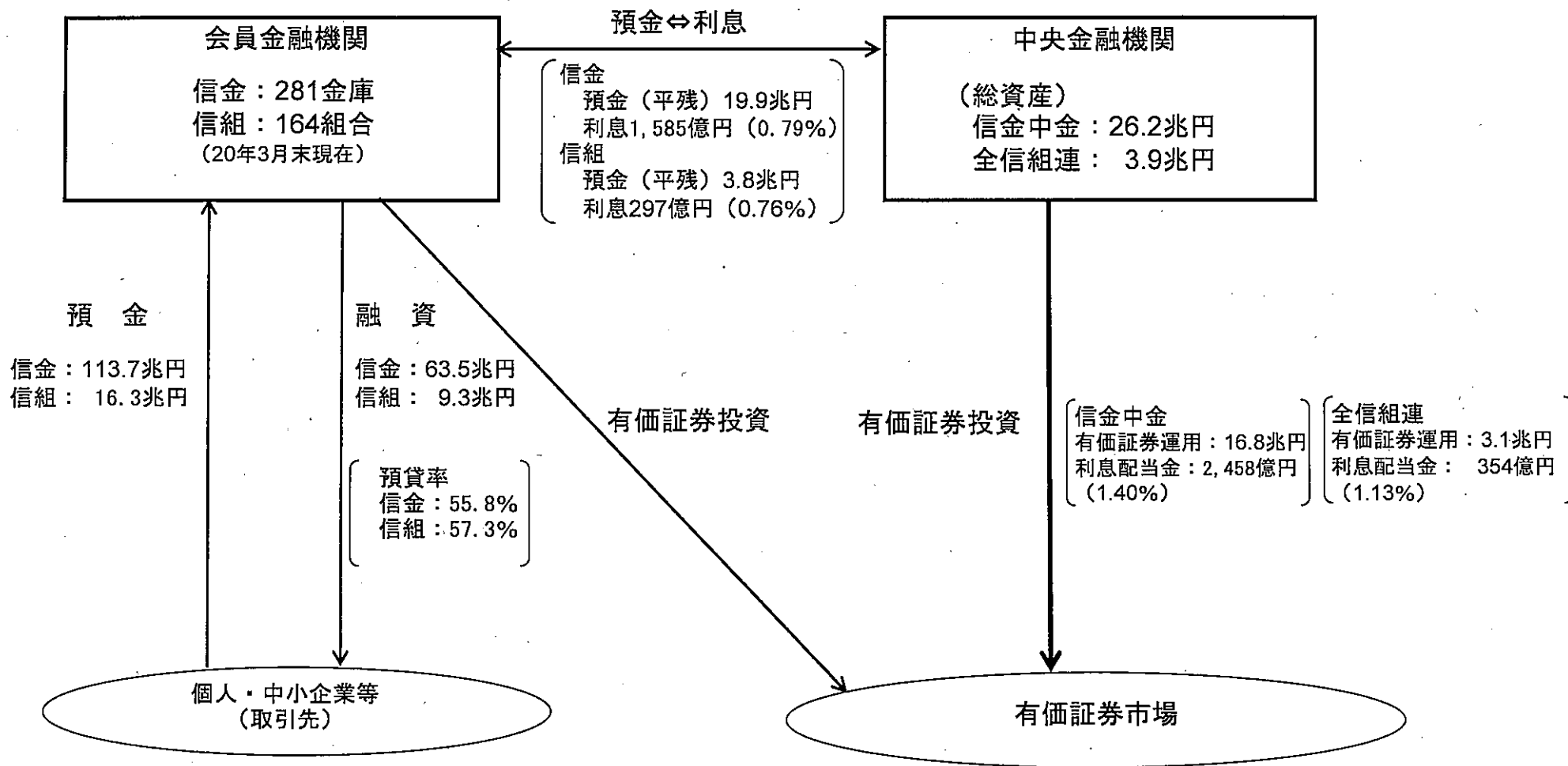
全国信用協同組合連合会の概要

1. 総資産 : 3兆9,039億円
2. 純資産 : 1,397億円
3. 当期純利益 : 52億円
(有価証券運用利回り 1.13%)
4. 自己資本比率 : 13.25%
5. 職員数 : 284人

(注)計数は20年3月末現在(単体)

(出典)各協同組織中央機関公表資料

協同組織中央機関の余資運用について



(注) 計数はいずれも20年3月期
 (出典) 各業界団体、金融機関公表資料

Ⅱ. 信用金庫・信用組合における地域密着型金融の取組みについて

地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の経緯

- 14年10月30日 「金融再生プログラム」を公表
- 15年 3月27日 金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表
- 15年 3月28日 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(第1次AP)を公表
- 16年12月24日 「金融改革プログラム」を公表
- 17年 3月28日 『「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理(座長メモ)」を公表
- 17年 3月29日 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17~18年度)」(第2次AP)を公表
- 19年 4月 5日 金融審議会金融分科会第二部会報告「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」を公表
- 19年 8月24日 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(基本的考え方)

—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保—

金融再生プログラム(14年10月30日公表)

「中小・地域金融機関(※)の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する」

(※) 地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

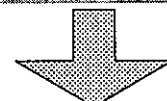


※「リレーションシップバンキング」＝長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル

金融審議会・金融分科会・第二部会報告『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』(15年3月27日公表)

《中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理の推進》

- 地域の中小企業とのリスクの共同管理やコストの共同負担を通じて、借り手と貸し手双方の健全性を確保し、リレーションシップバンキングの持続可能性(サステナビリティ)を保持していくことが基本
- 不良債権処理は、地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得のいく形で進められる必要
- 適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、一定期間内に不良債権処理の体制整備を含むリレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体策を実施することを基本に据えることが適当。具体的には、平成16年度までの2年間で地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も解決していくことが適当



アクションプログラム

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

《I. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

《II. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

⇒ 各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

※主要行と同様のオフバランス化手法を取ることの困難性(上記金融審議会第二部会報告より)

- ① 地域の中小企業には、抜本的な企業再生手法の選択肢、担保処分の流動性、人材等の利用可能性が限定的。また、小規模事業者の場合、生活と経営が一体的で処理自体が困難
- ② 中小・地域金融機関は経営改善指導や企業再生に関するノウハウが十分でなく、体制も未整備。無理な処理を強いると、本来再生可能な中小企業まで廃業・清算に追い込まれる恐れ
- ③ 雇用の円滑な流動化や人材活用等の環境整備がなされないままに急速な処理を進めた場合、失業の急増を招くなど、地域経済に重大な影響を与えかねない

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム

(平成 15 年 3 月 28 日 協同組織金融機関関連抜粋)

I. 中小企業金融の再生に向けた取組み

4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

(6) 地域集中リスクの軽減を図る観点から、協同組織中央機関に対し、個別金融機関のリスクを調整・吸収するための仕組みの検討を要請する。

II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

3. ガバナンスの強化

(2) 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上を図る観点から以下の対応を行う。

- ① 各金融機関に対し、平成 15 年度から半期開示の実施を要請する。
- ② 監査機能の強化を図るため、外部監査の実施対象の拡大等について検討する。
- ③ 総代会の機能を強化するため、総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等について、各業界団体に対し、平成 15 年度中の検討を要請するとともに、各金融機関に対し、平成 16 年度中の実施を要請する。
- ④ 中央機関に対し、個別金融機関に対する経営モニタリング、経営相談・指導機能の充実を図るよう要請する。

6. 地域の金融システムの安定性確保

(2) 協同組織金融機関の地域集中リスクを軽減し、健全性の確保に万全を期すため、中央機関に対し、資本増強制度の活用等、個別金融機関の経営基盤強化に向けた取組みを一層強化するよう要請する。また、中央機関に対し、流動性の面で問題が生じた場合には、政府・日銀との連携の下、最大限の努力を行うよう要請する。

新アクションプログラム(平成17~18年度)の経緯等

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(15年3月28日金融庁)

平成15~16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

金融改革プログラム(16年12月24日金融庁)

「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る。このため、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを…策定する」

金融審議会第二部会リレーションシップバンキングのあり方に関するWG
(17年2月7日以降6回及び地方懇談会2回(福岡市、大阪市))

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理(17年3月28日金融審議会第二部会リレーンクのあり方に関するWG)

《評価できる点》

- ・ 金融機関が地域において自ら果たす役割を再認識
 - ・ 融資姿勢や支援に向けた取組み状況は改善
 - ・ 地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備は進捗
- ⇒ 「集中改善期間」の金融機関の取組みについては一定の評価

《不十分な点》

- ・ 地域密着型金融の本質が必ずしも正しく理解されていない
- ・ 金融機関の計画が絵花的。取組み姿勢・実績にバラツキ
- ・ 事業再生への取組み、目利き能力等が依然として不十分
- ・ 利用者に対する情報開示が不十分 等

《新たなアクションプログラムに期待すること》

- (1) 地域密着型金融の継続的な推進
- (2) 地域密着型金融の本質を踏まえた推進
- (3) 地域の特性等を踏まえた「選択と集中」による推進
- (4) 情報開示等の推進とこれによる規律付け 等

新アクションプログラム(平成17~18年度)

平成17~18年度の2年間に、地域密着型金融の一層の推進を図る

Ⅰ. 事業再生・中小企業金融の円滑化

- (1) 創業・新事業支援機能等の強化
- (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
- (3) 事業再生に向けた積極的取組み
- (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等
- (5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- (6) 人材の育成

Ⅱ. 経営力の強化

- (1) リスク管理態勢の充実
- (2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上
- (3) ガバナンスの強化
- (4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化
- (5) ITの戦略的活用
- (6) 協同組織中央機関の機能強化
- (7) 検査、監督体制

Ⅲ. 地域の利用者の利便性向上

- (1) 地域貢献等に関する情報開示
- (2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備
- (3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
- (4) 地域再生推進のための各種施策との連携等
- (5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

⇒ 各金融機関は17年8月末までに「地域密着型金融推進計画」を提出・公表。また、半期毎に進捗状況を公表

地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム

(平成 17 年 3 月 29 日 協同組織金融機関関連抜粋)

1. 事業再生・中小企業金融の円滑化

(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

② 中小企業の資金調達手法の多様化等

○ 中小企業金融の円滑化等

協同組織中央機関に対し、中小企業金融の円滑化や協同組織金融機関における地域集中リスクの軽減等を図るため、貸出債権の流動化等に向けた取組みを要請する。【対協同組織中央機関】

2. 経営力の強化

(3) ガバナンスの強化

○ 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上

- 半期開示の内容充実について、業界団体に対し、検討を要請するとともに、各金融機関に対し、実施を要請する。【対協同組織金融機関、業界団体】
- 総代会に一般の会員・組合員の意見を反映させる仕組み等、総代会の機能強化に向けた取組みについて、業界団体に対し、これまでの取組みを踏まえた検討を要請するとともに、各金融機関に対し、実施を要請する。【対協同組織金融機関、業界団体】

地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム

(平成 17 年 3 月 29 日 協同組織金融機関関連抜粋)

2. 経営力の強化

(6) 協同組織中央機関の機能強化

○ 協同組織中央機関の機能強化

- 協同組織中央機関に対し、個別金融機関に対する経営モニタリングや経営相談・指導の機能を拡充するとともに、個別金融機関の経営力強化を図り健全性確保に万全を期すための資本増強制度を積極的に活用するよう要請する。また、流動性の面で問題が生じた場合には、政府・日銀との連携の下、最大限の努力を行うよう要請する。
【対協同組織中央機関】
- 協同組織中央機関に対し、人材の育成や確保等を図りつつ、個別金融機関の経営管理態勢を強化するための人的支援を要請する。【対協同組織中央機関】
- 協同組織中央機関及び各金融機関に対し、市場リスクや収益性確保への対応として、個別金融機関の市場リスク管理態勢等の強化に向けて取り組むとともに、協同組織中央機関が個別金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用に向けて取り組むよう要請する。【対協同組織中央機関、協同組織金融機関】

地域密着型金融（15～18年度 第2次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況の概要

I 地域金融機関（地域銀行、信金、信組、計566金融機関）から公表された実績のまとめ

1. 創業・新事業支援のための融資は、政府系金融機関等との協調融資は伸び悩んだものの、自前の創業等支援融資商品による融資が順調に増加するなど着実に進捗。

	< 15年度 >	< 16年度 >	< 17年度 >	< 18年度 >
・創業等支援融資商品による融資	1.9千件 179億円	⇒ 2.8千件 250億円	⇒ 5.4千件 603億円	⇒ 6.9千件 742億円
・政府系金融機関等との協調融資	0.3千件 374億円	⇒ 0.7千件 684億円	⇒ 0.8千件 987億円	⇒ 0.7千件 803億円

2. 経営改善支援により支援を行った債務者の改善実績は、各金融機関の取組みが既に一巡し、困難事案が多いなか、第1次アクションプログラムの実績と比べて微減。ビジネスマッチングの取組みは大幅に増加。

・経営改善支援取組み先のランクアップ率 (正常先除く)	<15～16年度(第1次AP)>	24.5%	⇒	<17～18年度(第2次AP)>	22.1%
・ビジネスマッチングの成約案件	6.2千件	⇒	10.4千件	⇒	15.9千件 ⇒ 24.0千件

3. 事業再生については、対象が小口、困難事案に拡大する中、中小企業再生支援協議会の活用件数は堅調に推移。再生手法の中ではDES（デット・エクイティ・スワップ）やDIPファイナンスが引き続き活用されている。

・中小企業再生支援協議会の再生計画策定先	201件 2,305億円	⇒	302件 3,422億円	⇒	380件 3,572億円	⇒	391件 2,803億円
・整理回収機構の支援決定先	3件 608億円	⇒	10件 631億円	⇒	22件 942億円	⇒	38件 1,176億円
・企業再生ファンドへの出資	109億円	⇒	168億円	⇒	169億円	⇒	162億円
・DES（債務の株式化）	29件 175億円	⇒	33件 261億円	⇒	24件 191億円	⇒	34件 256億円
・DDS（債務の資本的劣後ローン化）	7件 56億円	⇒	57件 281億円	⇒	64件 257億円	⇒	51件 166億円
・DIPファイナンス (法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給)	152件 566億円	⇒	188件 192億円	⇒	136件 160億円	⇒	563件 197億円

4. 担保・保証に過度に依存しない融資については、財務制限条項を活用した融資やシンジケートローンの組成金額が増加。また、動産・債権譲渡担保融資が幅広く普及しつつある中で、特に動産担保融資については、実績が少額ながらも急増。

・財務制限条項を活用した商品による融資	2.1千件 339億円	⇒	3.6千件 954億円	⇒	5.4千件 2,031億円	⇒	4.5千件 2,385億円
・シンジケートローンの組成	219件 2,993億円	⇒	420件 4,792億円	⇒	567件 5,245億円	⇒	635件 6,700億円
・動産・債権譲渡担保融資 (うち動産担保融資)	10.0千件 1,102億円	⇒	19.0千件 1,737億円	⇒	23.5千件 1,998億円	⇒	18.2千件 2,029億円
	(個別に把握せず)	⇒	(同左)	⇒	27件 47億円	⇒	153件 131億円

5. 地域の利用者利便向上、地域活性化については、地域の特性に応じた様々な取組みが行われる中、特に、PFI事業への融資が増加。

< 15年度 > < 16年度 > < 17年度 > < 18年度 >
 ・PFI事業への融資 22件 187億円 ⇒ 49件 409億円 ⇒ 71件 326億円 ⇒ 116件 625億円

《参考：地域金融機関が自主的に設定した数値目標の進捗状況》

地域金融機関が自主的に設定した数値目標のうち、進捗状況（実績）を公表している数値目標に関する達成度の自らの評価

○「目標を上回り達成」 約62% ○「目標を概ね達成」 約16% ○「目標の達成には至らなかった」 約22%

II 地域金融機関の取組みについての評価及び今後の課題

1. 地域金融機関における見方

総じて、自らの地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは着実に進捗しているとの積極的評価が多いものの、事業再生のスピードアップや目利き能力の向上、法令遵守態勢の強化、利用者への情報提供を課題にあげる金融機関もある。

2. 利用者における見方（取組み全体に対する評価）

利用者アンケートの結果によると、地域密着型金融の機能強化に向けた取組み全体に対する積極的な評価は半数を超えて更に増加する一方、消極的な評価は減少している。

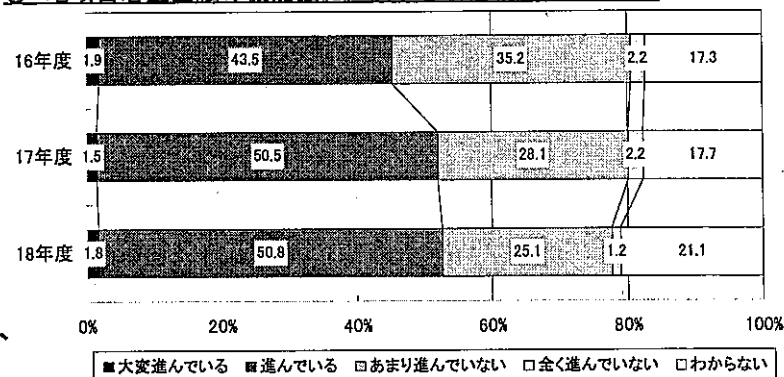
（積極的評価）

- ・経営相談等、特にビジネスマッチングへの取組みが積極的に行われている。
- ・財務諸表等の書面よりも、経営者自身や現場の動向等を重点的に評価し始めている。
- ・貸し渋り・貸し剥がしの問題はあまり聞かなくなった。
- ・数年前と比較すると、相当、地域経済の活性化や地域貢献に努力している。

（消極的評価）

- ・取組み姿勢は窺えるが、実感として変化が見られない。
- ・金融機関により取組み姿勢にバラつきがあり、また同一金融機関であっても、支店間・職員間の取組み姿勢にも格差がある。
- ・依然として担保・保証に依存しており、目利き能力が不足している。

○ 地域密着型金融の機能強化に関する取組みに対する評価



3. 利用者における見方（各施策に対する評価）

（1）事業再生・中小企業金融の円滑化への取組み

創業・新事業支援、経営相談・支援、顧客への説明態勢・相談苦情処理、人材育成の各項目は、いずれも積極的評価が消極的評価を上回っている。

しかしながら、担保・保証に過度に依存しない融資については、なお、若干ながら消極的評価が上回っており、事業再生への取組みについては、引き続き消極的評価が多い。

調査項目	創業・新事業支援機能等の強化	経営相談・支援機能の強化	事業再生への取組み	担保・保証に過度に依存しない融資等	顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化	人材の育成（※）
積極的評価	39.5 (24.5)	50.7 (33.5)	24.3 (18.5)	41.6 (20.4)	51.7 (27.6)	35.6 (34.3)
消極的評価	38.3 (48.6)	32.8 (45.5)	40.7 (44.8)	42.4 (61.2)	25.3 (43.7)	33.4 (33.3)

（単位：％、カッコ内は15年度分の調査結果（※は17年度分）。積極的・消極的評価の合計と100％との差は「分からない」との回答。以下同じ。）

（2）地域の利用者の利便性向上への取組み

情報開示については、積極的評価が消極的評価を上回っているものの、利用者満足度重視の経営確立については、なお、若干ながら消極的評価が上回っている。また、地域再生のための連携、地域貢献については、引き続き消極的評価が多い。

調査項目	地域貢献等に関する情報開示	地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立	地域再生推進のための各種施策との連携等（※）	地域貢献（金融活動を通じた地域経済への貢献等）の状況
積極的評価	42.4 (25.0)	44.5 (36.4)	25.3 (24.3)	32.9 (30.3)
消極的評価	35.3 (46.2)	45.5 (46.6)	39.7 (40.8)	43.9 (47.3)

III まとめ

地域密着型金融については、2次のアクションプログラムの4年間に、件数・金額を見ると、総じて着実に実績が上がっているが、利用者からは、事業再生への取組み、担保・保証に過度に依存しない融資、地域貢献等がなお不十分であるとの指摘がある。

先般とりまとめられた金融審議会報告書においては、「事業再生をはじめとした取引先企業の支援強化」「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」の3項目について、各金融機関に引き続き取組みを求めており、その際「利用者ニーズを的確に把握し、経営戦略へのフィードバックに繋げる」ことも必要としているところ。

これらを踏まえた各金融機関の一層の取組みを期待するとともに、当局としても必要なフォローアップを行ってまいりたい。

地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について
—地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を—
《金融審議会 金融分科会 第二部会報告 概要》

現状認識

《これまでの成果》

- 取組み件数・金額の実績は着実に向上。
- 基本的概念・個々の手法は浸透・定着。
- 不良債権比率は低下。「緊急時」から「平時」対応へ。

《不十分な点、課題》

- 金融機関の取組みは、二極化傾向。
- 事業再生、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等は不十分との評価。
- 収益向上に結びついているか途半ば。
- 例示項目がチェックリストと化し、その消し込みに留まっているとの指摘。
- 2年期限の計画、半期報告というプログラム形式が経営の自由度を制約、短期的に成果が上がる取組みを助長との批判。

《新たな環境》

- 主要行等との競争激化、ゆうちょ銀行、政策金融改革等の新しい動き。
- 少子高齢化、財政事情の悪化の下、地域産業の空洞化、中心市街地の空洞化、これらを通じた大都市と地域の二極化など、地域に多くの問題。
- 再チャレンジ支援の観点も踏まえ、地域経済の活性化を総合的に図っていく必要。「点」の事業再生を地域全体の「面的再生」につなげていくことが課題。

基本的考え方

- 地域密着型金融の必要性の確認
 - ・ 地域金融機関の生き残りのためには、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化が必要。
 - ・ コストを認識し、これに見合う収益獲得につながるよう顧客・地域ニーズの把握、「選択と集中」の徹底・深耕が不可欠。
- 地域金融機関は、地域の面的再生でも貢献可能
 - ・ 地域の情報ネットワークの要として、資金供給者としての役割に留まらず、情報・人材面でも果たせる役割あり。
 - ・ このニーズへの適切な対応は、収益獲得に向けたビジネスチャンス。

- 適切なコミットメント
 - ・ 地域貢献に際しては、コストを意識し、自らの収益にもつながる持続可能な貢献をすることが重要。

具体的取組み内容・推進体制

【具体的取組み内容】

- 金融機関に共通して取組みを求める内容としては、地域密着型金融の本質に係わる、
 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
 2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底
 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献の3点に限定。
具体的取組み方法は各金融機関に委ねる。
- 協同組織金融機関については経営力強化を引き続き求める一方、中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的な取組みを推進。
 - ・ 個別機関には、協同組織性を活かした取組み、地域への貢献・還元を期待。
 - ・ 中央機関・業界団体には、ネットワークを活かした他機関との連携、個別金融機関の余裕資金運用機能の一層の活用等を期待。

【推進体制】

- プログラム形式をとらず、監督指針に盛り込み恒久化。
- 画一的・総花的な計画策定・報告は求めず、日常の監督の中でフォローアップ。
- 自主的開示の促進とパブリック・プレッシャーを通じたガバナンス。
- 年1回程度の実績公表。取組み事例公表。
- 中央・地方両レベルでの関係機関・関係省庁との連携強化。

地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて

「地域密着型金融についての評価と今後の対応について」(概要) (金融審議会第二部会報告 平成19年4月5日)

- 地域密着型金融の必要性・基本的考え方
 - ・ 地域金融機関の生き残りのためには、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化が必要
 - ・ コストを認識し、これに見合う収益獲得につながるよう、顧客・地域ニーズの把握、「選択と集中」の徹底・深耕が不可欠
 - ・ 地域の面的再生でも貢献可能(資金供給者としての役割に留まらず、情報・人材面でも果たせる役割あり)
 - ・ 適切なコミットメント(地域貢献に際しては、コストを意識し、収益につながる持続可能な貢献が重要)
- 地域密着型金融の具体的内容
 - 金融機関に共通して取組みを求める内容として、地域密着型金融の本質に関わる以下の三点に限定。具体的取組みは金融機関に委ねる。
 - ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
 - ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
 - ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
- 地域密着型金融の推進体制
 - (1) 金融機関の態勢整備
 - ・ 収益向上に結び付けていくための内部態勢の整備、経営資源の「選択と集中」
 - ・ 地域の利用者ニーズに対応できる人材育成や活用、関係者との連携強化
 - (2) 金融機関への要請事項
 - ・ 取組みの重点事項・目標の経営中期計画等への明示、達成状況の公表
 - ・ 利用者ニーズの把握と経営戦略へのフィードバック
 - (3) 行政の関与のあり方
 - ・ 画一的な計画策定・報告は求めず、自主的に策定する経営計画の内容・進捗状況を、通常の監督の中でフォローアップ
 - ・ 年1回程度の実績公表、取組み事例公表
 - ・ 利用者の声の把握と結果公表
 - ・ 自主的開示の促進とパブリック・プレッシャーを通じたガバナンス(主要計数の開示要請、金融機関の取組み成果の発表機会提供等)
 - (4) 行政当局の態勢整備(中央・地方両レベルでの関係省庁との連携強化)

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正内容(概要) II-5 地域密着型金融の推進

1. 意義

(1) 経緯

- ・ 報告書において、これまでの成果等も踏まえ、地域密着型金融は、地域金融機関が引き続き取組みを進めていくべきものとの結論
- ・ 通常の監督行政の恒久的な枠組みで推進すべきとされたことから、地域密着型金融の推進について、監督指針に明確に記載

(2) 基本的考え方

⇒ 左記の報告書に記載されたものを改めて明示

2. 主な着眼点

(1) 態勢整備(金融機関の態勢面を検証)

- ・ 地域密着型金融を収益向上に結び付けていくための内部態勢整備
- ・ 経営資源の「選択と集中」の徹底状況
- ・ 推進の基本方針の開示(経営の中期計画等において明示されているか)及び職員への徹底の状況
- ・ 人材育成・活用、関係者との連携の状況
- ・ 利用者ニーズの把握と経営戦略へのフィードバック、利用者評価の業務への反映状況

(2) 具体的取組み(以下の三分野について、積極的に取組みを行っているか検証。具体的な手法については、報告書で示された項目は例示するに留め、金融機関の自主的判断に委ねる。)

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

3. 監督手法・対応

- 自由競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本とし、地域密着型金融が深化・定着するよう動機づけ、環境整備
- 個別手法の定量的な評価に終始せず、経営戦略全体における位置づけや取組みの深度等に十分留意

(1) 取組み状況の把握

- ・ 総合的ヒアリング・トップヒアリングによる定期的フォローアップ(自主的に策定する経営計画の内容及び進捗状況)
- ・ 年1回の実績とりまとめ公表
- ・ 利用者の声を把握する調査の年1回実施、結果公表

(2) 情報開示と市場規律を通じたガバナンス

- ・ 金融庁・財務局のホームページにおける主要計数及び取組み実績等の開示
- ・ シンポジウムを年1回以上、都道府県又は財務事務所単位で開催
- ・ 先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについて、年1回事例紹介や顕彰等を実施

信用金庫・信用組合の地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて

「地域密着型金融についての評価と今後の対応について」(概要) (金融審議会第二部会報告 平成19年4月5日)

(補論) 協同組織金融機関について

- 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしつつ、会員・組合員でもある取引先(小規模事業者)の身の丈・ニーズに合った地域密着型金融への取組みが必要。
- 具体的な取組みとしては、特に、
 - 目利き能力の向上、人材の育成
 - 身近な情報提供・経営指導・相談
 - 商工会議所、商工会、中小企業再生支援協議会等、他機関との連携に注力すべき。
- さらに、例えば、
 - 会員・組合員に対する相談機能を活かした予防策を中心に、目的別ローンなども活用した、多重債務者問題解決への一定の役割発揮、
 - 個人・小規模事業者の資金ニーズに対するきめ細やかな対応、
 - 企業的な規模拡大を目指さず、地域・生活に密着した活動を行っているコミュニティ・ビジネスやNPOへの支援・融資(マイクロファイナンス的な取組み等)、地域社会への貢献・還元、について、取組みを期待。
- 協同組織金融機関においては、一方で、不良債権比率が他業態に比して高い、預貸率が低下している、一部の業態では不祥事件により行政処分を受ける事例が多発している等の事実がある。
したがって、協同組織金融機関は、ガバナンスの強化、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化等、経営力の強化に向けた取組みが必要。
- 規模・マンパワーに制約がある個々の協同組織金融機関については、自ら態勢強化に努めるとともに、中央機関や業界団体による業務補完・支援が不可欠。中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的な取組みの推進を図ることも必要。

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正内容(概要) (信用金庫・信用組合関連部分)

1. 地域密着型金融の取組み

(1) 主な着眼点

中小企業再生支援協議会等との連携など、左記の報告書に記載された項目を主な着眼点として例示し、信用金庫・信用組合による地域密着型金融の取組みを検証。

(2) 監督手法・対応

定期的なヒアリングの機会を活用し、経営陣の地域密着型金融への取組み姿勢等についての的確に把握。

2. 経営力の強化に向けた取組み

(1) 主な着眼点

ガバナンスが相対的に弱いとの指摘や、不良債権比率が他業態に比して高い、預貸率が低下している等の事実を踏まえ、以下の点を主な着眼点とし、経営力の強化に向けた取組みを検証。

① 経営管理(ガバナンス)

② 信用リスク管理

- 中小・零細企業である取引先との長期的な密度の高いコミュニケーションの確保
- 中小企業再生支援協議会等の積極的な活用を含めた、的確な事業再生計画の策定

③ 市場リスク管理

- 仕組債等に対する適切なリスク管理態勢整備
- 中央機関による市場リスク等の管理に係る業務支援・補完機能の活用

➤ 中央機関について

傘下金融機関に対する市場リスク管理等に係る業務支援や、傘下金融機関からの余資運用・収益還元に係る取組み等を主な着眼点として記載し、傘下金融機関に対する経営力の強化に向けた業務支援・補完の取組み状況等を検証。

(2) 監督手法・対応

- 定期的なヒアリングの機会を活用し、経営力の強化に向けた取組み状況等についての的確に把握。必要に応じ、法令に基づく報告を求め等、監督上の対応を実施。
- 特に、法令等遵守の徹底の観点から、引き続き、法令違反や不祥事件等に係る監督上の措置を厳正に運用することを明記。
- 中央機関に対しては、傘下金融機関に対する業務支援・補完の状況等について、ヒアリング等により的確に把握。

信用金庫・信用組合の総会・総代会に関する取組み

		信用金庫 (287 金庫)	信用組合 (168 組合)
総会採用機関数		2 金庫	5 組合
総代会採用機関数		285 金庫	163 組合
【取組み】		<実施金庫数/総代会採用金庫数>	<実施組合数/総代会採用組合数>
総代	定年制	99/285	6/163
	重任制限	11/285	1/163
総代会制度	総代会制度の開示状況	284/285	151/163
	開示項目		
	総代会の仕組み	283/285	129/163
	総代候補者選考基準	256/285	41/163
	総代の選考方法	279/285	94/163
	総代会の決議事項	274/285	128/163
	総代の氏名	269/285	93/163
	総代会の模様	65/285	45/163
	総代の属性別構成比	42/285	19/163
	会員・組合員の属性別構成比	26/285	7/163
	会員・組合員の意見を反映させる仕組み		
実施項目 (※複数回答あり)			
	アンケートの実施	159/285	104/163
	モニター制度の導入・実施	16/285	5/163
	懇談会の実施	113/285	67/163
	総代会における報告 (会員・組合員の声を経営に反映したことについて説明を実施)	103/285	41/163

(注) 上記表における信用金庫数や信用組合数は平成 19 年 3 月末現在のもの。

(出典) 『「地域密着型金融推進計画」進捗状況 (平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月)』社団法人全国信用金庫協会、社団法人全国信用金庫協会調べ
『「地域密着型金融推進計画」進捗状況 (平成 17 年 4 月～平成 19 年 3 月)』社団法人全国信用金庫中央協会

A信用金庫及びB信用組合のディスクロージャーからみる総（代）会の項目

	A信用金庫	B信用組合
総（代）会制度	総代会制度採用	総代会制度採用
総代会制度採用の理由	会員数が多く総会の開催は事実上不可能であるため。	組合員数が多く、充実した審議により組合員の総意を適正に反映するため。
総代の任期	3年	3年
総代の定数	200人以上250人以内 ※平成20年7月4日現在:244人	110人以上150人以内 ※平成20年3月31日現在:149人
総代候補者選考基準	<ul style="list-style-type: none"> ①資格要件 <ul style="list-style-type: none"> ・会員であること ②適格要件 <ul style="list-style-type: none"> ・総代としてふさわしい見識を有している者 ・良識をもって正しい判断ができる者 ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者 ・その他総代選考委員が適格と認めた者 	組合員であること
総代選任方法	<ul style="list-style-type: none"> ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。 ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。 ③その総代候補者を会員が信任する。 	選挙区ごとにその選挙区に所属する組合員のうちから公平に選挙を行い選出
総代会議事内容	公表	公表
総代の氏名	公表	非公表

Ⅲ. その他

信金・信組の大口信用供与規制

👉 規制の概要【法律】

- ✓ 信用リスクの集中を避けるため、同一人に対する信用の供与等の額は、信金・信組の自己資本の額に一定の比率を乗じた額を超えてはならない。
- ✓ 但し、やむを得ない理由がある場合として、当局より承認を受けたとき等は、当該規制は受けない。

👉 規制比率【政令】

債務者本体 25% グループ40%

👉 監督上の対応【監督指針】

- ✓ 大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる信金・信組に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合は銀行法第24条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促す。
- ✓ 限度額超過の承認に当たっては、超過の解消に向けた計画を求めるとともに、定期的に計画の履行状況を報告させる。

協同組織金融機関に係る諸計数

(20年3月末)	信用金庫	信用組合	労働金庫	農協系統 (19年3月末)
1. 金融機関数	281 金庫	164 組合	13 金庫	農協：867 組合 信農連：36 機関
2. 預金量	113.7 兆円	16.3 兆円	14.9 兆円	農協：79.7 兆円 信農連：50.0 兆円
3. 貸出金 (貸出金利回り)	63.5 兆円 (2.63%)	9.3 兆円 (3.16%)	10.2 兆円 (2.35%)	農協：21.5 兆円 信農連：6.5 兆円
4. 預貸率	55.9%	57.5%	68.3%	農協：27.0% 信農連：12.9%
5. 不良債権比率 (不良債権額)	6.4% (4.5 兆円)	10.3% (1.0 兆円)	1.25% (0.1 兆円)	農協：5.3% (1.1 兆円) 信農連：2.5% (0.2 兆円)
6. 自己資本比率 (Tier1 額)	11.7% (5.9 兆円)	9.9% (0.8 兆円)	11.5% (0.8 兆円)	信農連：19.0% (2.4 兆円)
7. 会員・組合員数	9,280 千人	3,674 千人	184 千会員 (間接構成員は9,833 千人)	農協：9,323 千人

協同組織中央機関（単体）に係る諸計数

(20年3月末)	信金中金	全信組連	労金連	農林中金
1. 総資産	26.2兆円	3.9兆円	4.5兆円	61.2兆円
2. 預金 (傘下金融機関からの預け金)	18.6兆円 (17.7兆円) ○傘下信金の余裕資金について、信金中金への預け入れ義務はなし。 ○実際の傘下信金の余裕資金に係る信金中金への預け入れは約35%。	3.7兆円 (3.7兆円) ○傘下信組の余裕資金について、全信組連への預け入れ義務はなし。 ○実際の傘下信組の余裕資金に係る全信組連への預け入れは約50%。	3.9兆円 (3.5兆円) ○傘下労金の余裕資金について、労金連への預け入れ義務あり。(預金の11%以上) ○実際の傘下労金の余裕資金に係る労金連への預け入れは約75%。	38.8兆円 (33.9兆円) ○農協・信農連は、各上部機関への預け入れ義務あり。 〔農協→信農連2/3以上 信農連→農林中金1/2以上〕 ○この結果、余裕資金について、農協から信農連・農林中金への預け入れは約90%、同じく信農連から農林中金への預け入れは約65%となっている。
3. 有価証券残高 (有価証券運用利回り)	16.8兆円 (1.40%)	3.1兆円 (1.13%)	3.6兆円 (1.32%)	36.3兆円 (4.30%)
4. 自己資本比率	15.7%	13.2%	20.2%	12.5%
5. 資本増強制度の活用実績※	(累計) 57金庫、3,587億円 (残高) 30金庫、2,504億円	(累計) 41組合、541億円 (残高) 23組合、449億円	(累計) 1金庫、60億円 (残高) 1金庫、20億円	(累計) 信農連、農協 23件、516億円 信漁連、漁協 9件、142億円 (残高) 信農連、農協、23件 516億円 信漁連、漁協 9件 142億円 (注) 資本増強は、農林中金や信農連等が出資する(社)ジェイエイバンク支援協会等(基金)等が実施している。

※ 累計の機関数は延べ数

2008年10月のG7以降に講じた市場安定化・金融円滑化のための主な措置

2008年 10月10日	○ G7が行動計画を発表
10月14日	○ 中川財務・金融担当大臣談話を発表 ・ 自社株買い規制の緩和(府令改正・施行) ・ 取引所による空売り情報開示の拡充
10月15日	・ 銀行等保有株式取得機構及び預金保険機構が保有する株式の市中売却の一時凍結 ・ 中小企業金融の円滑化に関する中川大臣と金融機関代表者との意見交換会
10月16日	・ 金融円滑化「大臣目安箱」を設置
10月24日	・ 金融機能強化法等改正案を国会に提出(12月12日:成立, 12月16日:公布, 12月17日:施行) ・ 保険業法改正案を国会に提出(12月12日:成立, 12月16日:公布・施行)
10月27日	○ 総理より中川大臣・与党政調幹部へ指示 ・ 従業員持株会による株式取得の円滑化(日本証券業協会に要請) ・ 銀行の株式保有制限の弾力的運用(Tier I 自己資本を超えた場合でも、承認により保有を認める) ・ 「空売り規制の強化について」を発表 - 売付けの際に株の手当てがなされていない空売りの禁止(10月28日:政令改正, 10月29日:府令改正・告示制定, 10月30日:施行) - 一定規模以上の空売りポジションの報告・公表(10月28日:政令改正, 10月31日:府令改正・告示制定, 11月7日:施行)
10月28日	・ 企業会計基準委員会が、公正価値(時価)の算定方法に関する実務対応報告を公表 - 日本公認会計士協会から各監査法人に周知 - 金融庁は、20事務年度検査基本方針を改定
10月29日	・ 信用保証協会の緊急保証制度開始を受け、中小企業金融円滑化の要請文を发出
10月30日	○ 「生活対策」を決定(新しい経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)
11月7日	・ 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置 - 監督指針及び検査マニュアルを改定 - 中川大臣より検査・監督担当官に対し、当該施策の趣旨の徹底を文書にて指示 - 各金融団体に対し、条件緩和への対応を含め、中小企業の実態を踏まえた柔軟な対応に関する要請文を发出 ・ 銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化(その他有価証券の評価損益の取扱いを一部変更)を発表(11月13日:告示案の公表及びパブリックコメントの募集, 12月12日:公布・施行)
11月15日	○ 金融・世界経済に関する首脳会合において首脳宣言を発表
11月18日	○ 中川金融担当大臣談話を発表 ・ 自社株式取得に係るインサイダー取引規制に関するQ&Aを公表(11月25日:Q&Aを追加) ・ 空売りに係る確認手続等の明確化(府令改正案の公表及びパブリックコメントの募集, 12月12日:公布, 12月16日:施行) ・ 機関投資家等による適切な貸株運用の確保等に向けた周知
12月3日	・ 中小企業金融の円滑化に関する中川大臣、二階大臣等と金融機関代表者との意見交換会
12月5日	・ 企業会計基準委員会が、金融商品の保有目的の変更に関する実務対応報告を公表
12月12日	○ 金融担当大臣談話「改正金融機能強化法の成立にあたって」を発表 ・ 中小企業金融の円滑化等に資する取組みとしての自己資本比率規制の一部改正(中小企業向け与信の信用保証協会枠の別枠化)を発表(12月26日:公布・施行)
12月17日	・ 年末金融の円滑化に向けた中川大臣等と金融機関代表者との意見交換会 ・ 「金融審議会金融分科会第一部会報告～信頼と活力ある市場の構築に向けて～」等を公表
12月19日	○ 「生活防衛のための緊急対策」を決定(経済対策閣僚会議)

[ホーム](#)[サイト内検索の利用方法](#)

平成20年10月17日

金融庁

財務省

金融円滑化「大臣目安箱」について

金融庁、財務省では、中小企業金融円滑化に向けた監視を強化するため、下記のとおり、「貸し渋り・貸し剥がし」等の金融機関(民間金融機関及び政策金融機関)の融資に関する大臣直通の情報受付窓口(「大臣目安箱」)を開設しました。

- 大臣目安箱にいただいた情報は、そのまま大臣に届けられます。
- それと並行して、具体的な情報を金融機関側に開示しても構わない場合は、金融庁又は財務省より当該金融機関に伝達し、内部チェックを要請します。また、いただいた情報は、金融庁又は財務省において情報として活用し、検査・監督に反映させていきます。

記

- 名称 : 金融円滑化「大臣目安箱」
- 開設日 : 平成20年10月16日(木)
- 専用電話番号 : 03-3501-2100 (平日9時30分-17時)
(17日朝開通)
- Eメール : 金融庁又は財務省のホームページから大臣目安箱に進み、所定のフォーマットに御記入下さい。
- 郵送先 : (銀行、信用金庫、信用組合等の関係)
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1
金融庁 金融サービス利用者相談室 金融円滑化「大臣目安箱」係 と明記してください。
- (政策金融機関の関係)
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
財務省 大臣官房政策金融課 金融円滑化「大臣目安箱」係 と明記してください。
- 郵送にて情報提供される場合は、[こちらをクリックし、留意事項](#)をご覧ください。
- FAX : 宛先:金融円滑化「大臣目安箱」係 と明記してください。
銀行、信用金庫、信用組合等の関係 : 03-3506-6699
政策金融機関の関係 : 03-5251-2200
- FAXにて情報提供される場合は、[こちらをクリックし、留意事項](#)をご覧ください。
- 受付内容 : 以下の金融機関の融資に関する情報等

- 銀行、信用金庫、信用組合等
- 政策金融機関

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

総務企画局政策課

(内線3167・3168)

総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

(内線9541)

財務省 Tel 03-3581-4111(代表)

大臣官房政策金融課

(内線6306)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government

Copyright(C) 2009 金融庁 All Rights Reserved.

貸出条件緩和債権の見直しについて

1. 金融機関が柔軟に条件変更（返済期間延長・金利減免等）に応じることは、借り手企業の資金繰り・経営改善、金融機関の信用リスク軽減に資する。
2. 条件変更を行った債権は、原則として「貸出条件緩和債権（不良債権）」に該当し、結果的に不良債権比率や引当率が上昇することとなるため、金融機関が柔軟な条件変更に応じにくいとの事情がある。
3. しかし、他方、監督指針では、その例外として、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」が策定されていれば、条件変更が行われた場合でも「貸出条件緩和債権（不良債権）」としない取扱いとなっている。

この「抜本的な計画」の要件としては、「概ね3年後の当該債務者の債務者区分が正常先となること」が求められているが、中小企業においては、リストラの余地も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかるという特性がある。

※「概ね3年後」については、「債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない」としており、金融庁としても適切な対応を促しているところ。

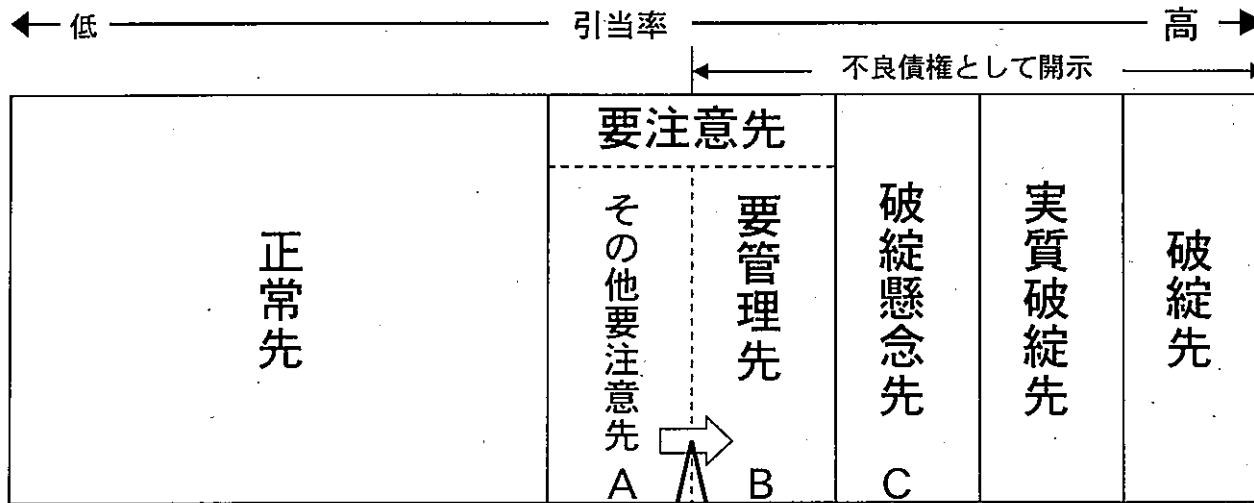
4. このような中小企業の特性を踏まえ、3. の例外的取扱いの要件を以下のとおり見直すこととし、監督指針及びマニュアル別冊について必要な改定を行う。

計画期間が概ね5年以内で、計画終了後正常先となること

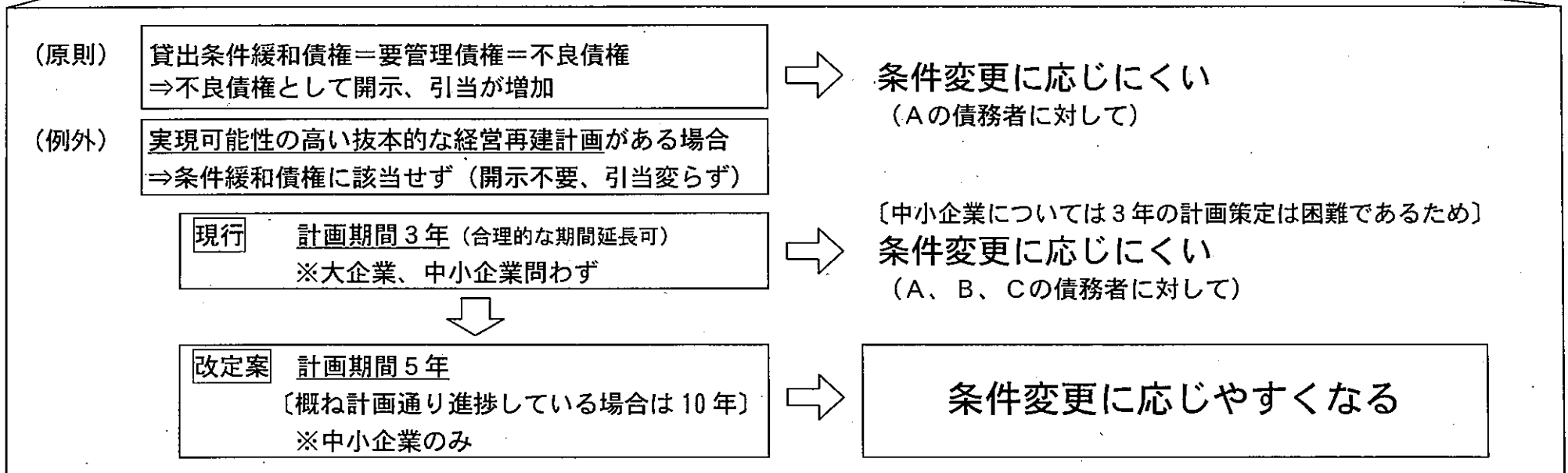
- ・計画期間が5～10年で、概ね計画通り進捗している場合も含む
- ・計画期間終了後に自助努力により事業の継続性を確保できれば、要注意先であっても差し支えない

5. これにより、金融機関がより柔軟に条件変更に応じることを通じ、中小企業金融の円滑化に資することが期待される。

～貸出条件緩和債権の見直しについて～



貸出条件緩和
(返済期間延長、金利減免等)





Financial Services Agency

[ホーム](#) > [所管の法令・ガイドライン等](#) > [事務ガイドライン等の一部改正に関する報道発表](#) >

平成20年11月7日

金融庁

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置

金融庁では、中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置として、別紙1の内容に関して、各監督指針を別紙2～4、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を別紙5のとおり改正し、別紙3～5について本日付で各財務(支)局及び沖縄総合事務局へ発出しました。

また、これに併せて、金融担当大臣から検査・監督担当官に対して、今回の改定内容を踏まえた監督指針及び金融検査マニュアル等の適切な運用を徹底するよう、別紙6のとおり文書で指示を行いました。

なお、今回の改正は現下の金融情勢を踏まえて、公益上緊急に行うべきものであることから、意見公募手続は実施していません。

本改正は、平成20年11月7日から適用されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)

検査局総務課、監督局総務課

(別紙2～4・6について、内線3369、3308)

(別紙5・6について、内線 2517、2595)

- (別紙1) [中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置\(概要\)](#) (PDF:88K)
- (別紙2) [「主要行等向けの総合的な監督指針」一部改正\(新旧対照表\)](#) (PDF:93K)
- (別紙3) [「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」一部改正\(新旧対照表\)](#) (PDF:93K)
- (別紙4) [「保険会社向けの総合的な監督指針」一部改正\(新旧対照表\)](#) (PDF:93K)
- (別紙5) [「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」一部改定\(新旧対照表\)](#) (PDF:375K)
- (別紙6) [「中小企業の特長や経営実態を踏まえた検査・監督の徹底について」\(大臣による指示文書\)](#) (PDF:100K)

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置

融資条件（貸出条件）の緩和を行っても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画があれば貸出条件緩和債権には該当しないとの取扱いについて、以下のとおり監督指針及び検査マニュアルを改定。

金融機関がより柔軟に条件緩和に応じることができるような環境を整備する。

(1) 監督指針

○ 現状

抜本的な経営再建計画について「概ね3年後の債務者区分が正常先となること」を要件として記載。

○ 今回の改定では、

- ・ 中小企業は経営改善に時間がかかるとの特質を踏まえ、「概ね3年」について企業の規模に応じた延長が認められる旨記載。
- ・ その具体的な取扱いは金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を参照すべき旨記載。
- ・ その他、経営再建計画のより柔軟な策定を可能とするための所要の改正を実施。

(2) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕

- ・ 今回の改定では、中小企業については、上記の「概ね3年後に正常先」を「概ね5年（5年～10年で計画通りに進捗している場合を含む）後に正常先（計画終了後に自助努力により事業の継続性を確保できれば、要注意先であっても差し支えない）」に緩和。

平成20年11月7日

検査・監督担当官 殿

金融担当大臣 中川 昭一

中小企業の特性や経営実態を踏まえた検査・監督の徹底について

中小企業の経営環境は大変厳しい状況にあり、金融機関においては、借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮することが求められている。

こうした中、今般、中小企業向け融資に関し、貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いを拡充するため、監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改定することとした。

金融庁及び財務（支）局の各検査・監督担当官は、検査・監督の現場において、今回の改定内容を踏まえ、監督指針及び金融検査マニュアル等の適切な運用を徹底されたい。また、中小企業向け融資において、金融機関が条件緩和への対応を含め、借手企業の経営実態や特性を十分踏まえて柔軟に対応することにつながるよう、適切な検査・監督に一層努められたい。



Financial Services Agency

[ホーム](#) > [大臣談話・講演等](#) > [平成20年分](#) >

平成20年12月12日

金融担当大臣談話 (改正金融機能強化法の成立にあたって)

1. 本日、改正金融機能強化法が国会で成立しました。ここに至るまでの関係各位のご尽力に対し、深く感謝申し上げます。
2. これまで、金融システムの安定性強化に万全を期す観点等から、自己資本比率規制の一部弾力化、貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いの拡充、緊急保証制度の開始に伴う信用保証協会と金融機関との一層の連携の要請等、様々な措置を講じてきました。

金融庁としては、地域経済及び中小企業の状況がさらに厳しさを増す中、金融機関が適切かつ積極的な資金供給を行い、借り手企業が期待する金融仲介機能を十分果たしていけるよう、あらゆる努力を傾注してまいります。

3. 本日成立した改正金融機能強化法については、来週中には施行すべく、政令・内閣府令等の整備を一気呵成に進めます。また、全国各地で金融機関向けの説明会を開催し、本制度について周知を図るとともに、関係団体等に対し、本制度の活用を検討について積極的に呼びかけを行ってまいります。

また、この機会に、金融機関の自己資本比率規制についても、信用保証協会による保証付融資の取扱いなどにつき、実態に即した見直しを行います。

これらは、金融機関が安心して資金供給できる環境を更に整備するものです。

4. これらの措置も踏まえ、各金融機関におかれては、改めて中小企業向け融資への積極的な取組みに尽力されるよう、強く期待します。
5. 金融庁としては、金融機関及び利用者の皆様のご理解とご協力を得ながら、これらの措置を真に実効あるものとするため、引き続き、全力で取り組んでまいります。

金融機能強化法(現行)

今般の見直し

目的:国の資本参加による金融機能の強化
⇒ 地域における経済の活性化が図られるよう、金融機関に国が資本参加

1. 申請:平成20年3月末まで(期限切れ)

⇒ 下記の経営強化計画を提出

- 収益性・効率性等の数値目標、目標を達成するための方策
- 信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- 責任ある経営体制の確立
- 【自己資本比率が基準値未満の場合】経営責任及び株主責任の明確化
- 【抜本的な組織再編成を行わない場合】目標未達成の場合の経営責任

申請期限を平成24年3月末まで延長

「中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」とする

「従前の経営体制の見直し等、責任ある経営体制の確立」とする

制度上一律には求めない

従前の経営に関する分析結果によっては、経営責任の明確化が求められる場合がある。

2. 国の資本参加の基準

- 収益性・効率性等の向上が見込まれること
 - 地域における金融の円滑化が見込まれること
 - 公的資金の回収が困難でないこと
 - 適切な資産査定がなされていること
 - 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと
- (抜本的な組織再編成を行わない場合、さらに以下の要件を満たす必要)
- リストラ等事業再構築の措置が講じられていること
 - 地域で自力資本調達を行うこと

「地域における中小企業に対する金融の円滑化等が見込まれること」とする

制度上一律には求めない

3. 事後チェック

- 半期ごとに経営強化計画の進捗状況を提出
- 当局がフォローアップ(必要に応じ監督上の措置を講じる)

【現行】

【単体としての中央機関への資本参加】

- 信金中金・全信組連・労金連・農林中金・信農連・信漁連・水加連自体の金融機能に着目し、上記1.の経営強化計画を提出の上、上記2.の基準を満たした場合には、申請を行った中央機関に対する国の資本参加が可能

【個別の協同組織金融機関に対する中央機関経由の資本参加】

- 中央機関(信金中金・全信組連・労金連)が傘下の協同組織金融機関に対する資本増強の支援(優先出資の引受け等)として保有することとなる当該優先出資等の信託受益権等について、個別の協同組織金融機関が経営強化計画を提出の上、上記2.に準ずる基準を満たした場合には、国が当該信託受益権等を買収することが可能

【新設】

協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関(信金中金・全信組連・労金連・農林中金)に対して予め国が資本参加することを可能とする枠組みを新たに設ける

(注)国が参加した資本は、傘下の協同組織金融機関の資本支援に活用できるとともに、中央機関の健全性の強化にも活用できる

財源

- 預金保険機構が借入金、債券発行で調達した資金により資本参加
- 預金保険機構の資金調達に対して政府保証(平成20年度予算:保証枠2兆円)

個別の銀行・協同組織金融機関

協同組織金融機関の中央機関

協同組織金融機関の中央機関への資本参加の枠組み

1. 申請

⇒ 下記の協同組織金融機能強化方針を提出

- 協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関における収益性及び業務の効率の向上に向けた方策
- 資本支援を行う協同組織金融機関に対する経営指導の方針
- 公的資金を有効に活用するための体制
- 中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- 協同組織中央金融機関における従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立

2. 国の資本参加の基準

- 協同組織金融機能強化方針が協同組織金融機関全体で提供する金融機能の発揮を促進するために適切なものであること
- 協同組織金融機能強化方針の円滑かつ確実な実施が見込まれること
- 公的資金の回収が困難でないこと
- 適切な資産査定がなされていること
- 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

3. 事後チェック

- 半期ごとに協同組織金融機能強化方針の実施状況等について報告・公表（中央機関から支援を受けた協同組織金融機関の名称についても公表）
- 当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置を講じる）

金融機能強化法改正の概要 【個別の金融機関への資本参加スキーム(既存スキーム)】

法律改正のポイント

1. 目的

- 金融機能の強化を通じて地域における経済の活性化が図られるよう、金融機関に対して国が資本参加

2. 金融機関による申請

(申請期限：平成24年3月末)

- 国の資本参加を申請する金融機関は下記を記載した経営強化計画を策定・提出
 - ① 収益性・効率性等の目標、目標達成のための方策
 - ② 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立
 - ③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

(注) 従来とは異なり、金融機関の経営責任等の明確化(申請時に自己資本比率が基準値未満のケースや資本参加後に経営の数値目標未達成のケース)は制度上一律には求めない。
ただし、従前の経営に関する分析結果によっては、経営責任の明確化が求められる場合もある。

3. 国による資本参加の決定

- 下記の基準を満たす場合に国が資本参加
 - ① 収益性・効率性等の向上が見込まれること
 - ② 地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化等が見込まれること
 - ③ 公的資金の回収が困難でないこと
 - ④ 適切な資産査定がなされていること
 - ⑤ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

4. 事後チェック

- 金融機関が半期ごとに当局に対し計画の履行状況を報告(原則として公表)
- 当局がフォローアップ(必要に応じ監督上の措置)

政令・内閣府令・監督指針の改正ポイント

金融機関による申請

- 経営改善の目標
 - ・ コア業務純益又はコア業務純益ROAが計画の始期より上昇
 - ・ 業務粗利益経費率が計画の始期より低下
- 経営責任
 - ・ 従前の経営に関する分析の結果、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化等の方策を記載
- 信用供与の円滑化
 - ・ 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を策定し、中小規模事業者等向け貸出比率の水準を維持・向上させるための方策及び中小規模事業者等向け貸出残高の見込み等を記載

国による資本参加の決定

- 自己資本比率が基準値未満の金融機関について、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には国の資本参加の基準を満たさないことを明確化
 - 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策についての審査の着眼点を明確化
- <従来、合併等を伴わない場合に加重されていた「地域での自力資本調達を行う」との要件は制度上求めない>

事後チェック

- 経営改善の状況
 - ・ 収益性などについて目標未達成の場合の役員退任を一律には求めない(但し、目標を下回った場合等の理由・改善策について報告徴求。必要に応じ業務改善命令の発動を検討)
- 信用供与の円滑化の状況
 - ・ 中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が計画の始期を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
 - ・ 2期連続で下回った場合は、原則として業務改善命令の発動を検討

金融機能強化法改正の概要 【協同組織金融機関の中央機関への資本参加スキーム(新設スキーム)】

法律改正のポイント

1. 目的

- 協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関（信金中金・全信組連・労金連・農林中金）に対して予め国が資本参加

2. 中央機関による申請

（申請期限：平成24年3月末）

- 国の資本参加を申請する中央機関は下記を記載した協同組織金融機能強化方針を策定・提出
 - ① 協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関における収益性及び業務の効率の向上に向けた方策
 - ② 支援対象となる協同組織金融機関に対する経営指導の方針
 - ③ 公的資金を有効に活用するための体制
 - ④ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
 - ⑤ 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立

3. 国による資本参加の決定

- 下記の基準を満たす場合に国が資本参加
 - ① 方針が協同組織金融機関全体で提供する金融機能の発揮を促進するために適切なものであること
 - ② 方針の円滑かつ確実な実施が見込まれること
 - ③ 公的資金の回収が困難でないこと
 - ④ 適切な資産査定がなされていること
 - ⑤ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

4. 事後チェック

- ・ 中央機関が半期ごとに当局に対し協同組織金融機能強化方針の進捗状況を報告（原則として公表）
- ・ 当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置）

政令・内閣府令・監督指針の改正ポイント

中央機関による申請

- 公的資金を有効に活用するための体制
 - ・ 傘下の協同組織金融機関への資本支援が中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に資することを中央機関で審査するための体制等を記載
- 信用供与の円滑化
 - ・ 業界全体として、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針
 - ・ 資本支援を行った傘下の協同組織金融機関の中小規模事業者等向け貸出比率及び残高の水準を維持・向上させるための方策を盛り込んだ「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を記載
- 経営責任
 - ・ 従前の経営に関する分析の結果、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化等の方策を記載
- その他
 - ・ 農林中央金庫については公的資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制を記載

国による資本参加の決定

- 自己資本比率が基準値未満の中央機関について、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には国の資本参加の基準を満たさないことを明確化
- 資本支援を行った傘下の協同組織金融機関に対し、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化の状況についてフォローアップ・指導を行うこととなっているか等、審査の着眼点を明確化

事後チェック

- 公的資金の返済の可能性
 - ・ 収益性などについてチェック。2事業年度連続で収益性の指標が方針の始期を下回り、かつ目標を3割以上下回った場合等には、その理由・改善策について報告徴求。返済原資の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
- 信用供与の円滑化
 - ・ 業界全体としての、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針の実施状況についてフォローアップ
 - ・ 中央機関が資本支援した各協同組織金融機関の合算ベースでの中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が当該資本支援の始期の合算ベースでの水準を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
 - ・ 2期連続で下回った場合は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則として業務改善命令の発動を検討

金融機能強化法関係の政令・内閣府令等の改正（案）のポイント

I 個別の金融機関への資本参加（既存スキーム）

個別の金融機関の金融機能に着目して、国が資本参加するスキーム

1. 金融機関による申請

国の資本参加を申請する金融機関は、下記の事項を盛り込んだ経営強化計画を策定・提出

(1) 経営改善の目標【府令】

<収益性>

（従 来）「コア業務純益ROA」*₁の上昇程度が業態の上位3割以内
⇒（改正案）「コア業務純益」*₂又は「コア業務純益ROA」が計画の始期より上昇

*₁「コア業務純益ROA（Return on Asset）」＝コア業務純益／総資産

*₂「コア業務純益」＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益

<効率性>

「業務粗利益経費率」*₃が計画の始期より低下（従来と同様）

*₃「業務粗利益経費率」＝（経費－機械化関連費用）／業務粗利益

<不良債権処理>

（従 来）「不良債権比率」が計画の始期より低下

⇒（改正案）目標から削除

※ 但し、責任ある経営体制の確立に関する事項に、「リスク管理（不良債権の適切な管理を含む）の体制の強化のための方策」を追加

(2) 信用供与の円滑化【府令】

（従 来）「中小規模事業者等向け貸出比率」*₄の見込みを記載（注）

⇒（改正案）「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を策定し、以下の事項を記載

①「中小規模事業者等向け貸出比率」の水準を維持・向上させるための方策

②「中小規模事業者等向け貸出残高」の見込み

（注）このほか、「経営改善支援先割合」*₅も記載（従来と同様）

*₄「中小規模事業者等向け貸出比率」

＝中小企業者又は地元事業者に対する貸出残高／総資産

*₅「経営改善支援先割合」＝経営改善支援先／取引先

(3) 経営責任【府令】

自己資本比率が基準値未満の金融機関は、以下の事項を記載

- ① 従前の経営に関する分析結果の内容
- ② 当該分析結果の内容に基づく経営管理体制の改善を図るための方策（経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理体制の抜本的な改善を図るための方策を盛り込む）

2. 国の資本参加の基準

- 国の資本参加の要件から地域における自力資本調達を削除【政令】
- 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策についての審査の着眼点を追加【監督指針】
- 自己資本比率が基準値未満の金融機関について、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合は、国の資本参加の基準を満たさないこととするなど、審査の着眼点を明確化【監督指針】

3. 事後チェック

金融機関が半期毎に当局に対し計画の履行状況を報告。当局はこれを公表し、必要に応じて以下の監督上の措置を講じる。

(1) 経営改善の状況【監督指針】

- (従 来) 計画の終期において目標未達の場合、役員退任
 ⇒ (改正案) 計画の終期において収益性が目標を3割以上下回った場合又は効率性が計画の始期を下回った場合は、その理由・改善策について報告徴求。必要に応じ業務改善命令の発動を検討

(注) 抜本的な組織再編成を伴う場合の取扱いに合わせて使い勝手を良くするもの

(2) 信用供与の円滑化の状況【監督指針】

- (従 来)
- ・ 中小規模事業者等向け貸出比率が計画の始期を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
 - ・ 2期連続で下回った場合は、原則として業務改善命令の発動を検討
- ⇒ (改正案)
- ・ 中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が計画の始期を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
 - ・ 2期連続で下回った場合は、原則として業務改善命令の発動を検討

II 協同組織金融機関の中央機関への資本参加（新設スキーム）

協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関に予め国が資本参加するスキーム

1. 中央機関による申請

国の資本参加を申請する中央機関は、下記の事項を盛り込んだ協同組織金融機能強化方針を策定・提出

(1) 信用供与の円滑化【府令】

- イ) 業界全体として、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針
- ロ) 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を策定し、傘下の協同組織金融機関に資本支援を行った場合において、当該機関の中小規模事業者等向け貸出比率又は残高の水準を維持・向上させるための方策を記載

(2) 公的資金を有効に活用するための体制【府令】

中央機関における以下の点を審査するための体制等について記載

- ・ 傘下の協同組織金融機関への資本支援が、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に資すること
- ・ 傘下の協同組織金融機関への資本支援に係る資金の回収可能性
- ・ 資本支援の申込みをした傘下の協同組織金融機関において適切な資産査定が行われていること

(3) 経営責任【府令】

個別の金融機関への資本参加と同様の記載

(4) その他【政令】

- ① 剰余金の処分の方針
- ② 財務内容の健全性等の確保のための方策
- ③ （農林中央金庫については）公的資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制

2. 国の資本参加の基準

➤ 公的資金の回収可能性のメルクマールとして、以下の要件を規定（個別の金融機関への資本参加と同様）【政令】

- ① 国が取得する優先出資又は貸付債権が譲渡困難でないこと
- ② 中央機関において概ね 15 年以内に返済原資が積み上がること
⇒ 返済可能性を確保するため、中央機関が方針に以下の事項を記載

していること等、審査の着眼点を明確化【監督指針】

- ・収益性、業務効率性向上のための方策
- ・上記方策を実施するために達成すべき経営改善の目標（収益性・業務の効率）

- 中央機関が、資本支援を行った傘下の協同組織金融機関に対し、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化の状況についてフォローアップ・指導を行うこととなっているかなど、審査の着眼点を明確化【監督指針】
- 自己資本比率が基準値未満の中央機関については、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合は、国の資本参加の基準を満たさないこととするなど、審査の着眼点を明確化（個別の金融機関への資本参加と同様）【監督指針】

3. 事後チェック

中央機関が半期毎に当局に対し方針の記載事項の履行状況を報告。当局はこれを公表し、必要に応じて以下の監督上の措置を講じる。

(1) 公的資金の返済可能性【監督指針】

2事業年度連続で、①収益性が方針の始期を下回り、かつ、目標を3割以上下回った場合、又は②効率性が方針の始期を下回った場合は、その理由・改善策について報告徴求

概ね15年以内の返済原資の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ業務改善命令の発動を検討

(2) 信用供与の円滑化【監督指針】

- ・上記1.(1)イ)の方針を半期ごとにフォローアップ
- ・中央機関が資本支援した各協同組織金融機関の合算ベースでの中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が当該資本支援の始期の合算ベースの水準を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
- ・2期連続で下回った場合は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則として業務改善命令の発動を検討

貸金3法改正後の課題

ヤミ金被害や零細企業への影響監視を

高リスクの資金供与が急減

2006年12月、多重債務対策を目的とする貸金3法（貸金業法・利息制限法・出資法）が国会を通過した。上限金利は遅くとも2010年までに29・2%から20%に引き下げられるが、これを見越して貸金業者は与信基準の厳格化を進め、相対的にリスクの高い顧客層への資金供与量が急減している。図1は大手消費者金融7社による残高（月末）と新規成約率（月間）の推移を示したものである。貸金3法の国会通過後、残高と新規契約率は

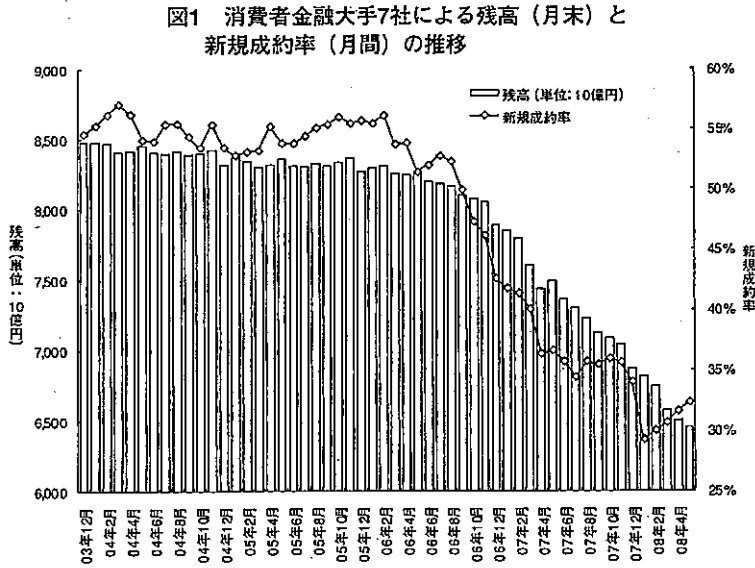


図1 消費者金融大手7社による残高（月末）と新規成約率（月間）の推移

理由として、法改正により審査の厳格化が進み、信用リスクの高い利用者が市場から排除された結果と考えられる。

横這いから減少へと一気に転じた。審査の厳格化により新規成約率は55%近傍から30%程度まで落ち込み、残高も8兆5千億円から6兆4千億円に減少した。

アンケート結果が示す現実

①銀行カードや親族等からの借入急増
信用収縮が進む消費者金融市場を資金需要者側から把握するために、筆者らは2008年5月と2007年5月に利用者アンケート調査を実施した。本稿では両年度の調査を比較分析し、消費者金融利用者の属性や債務行動に

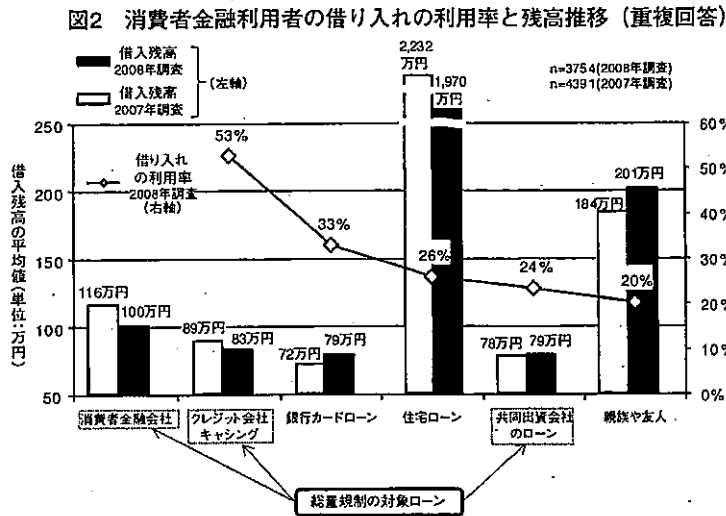


図2 消費者金融利用者の借り入れの利用率と残高推移（重複回答）

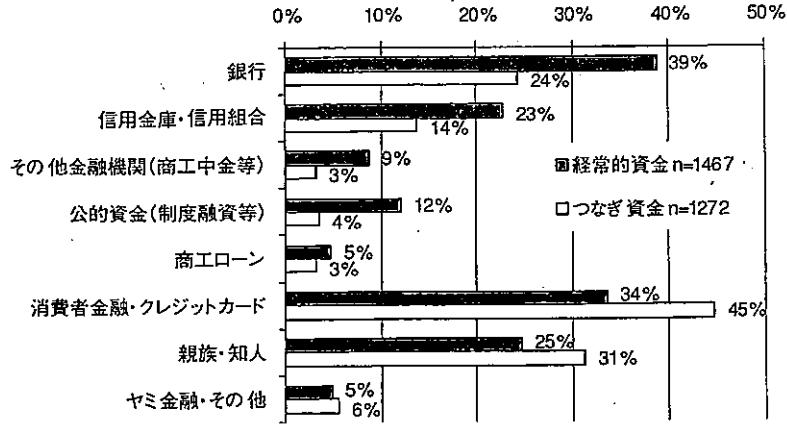
同様の現象は、消費者金融利用者が利用している借入平均残高の変化からも示される。図2は消費者金融利用者

関する速報値を報告する。本調査では消費者金融の現在利用者による借入残高や家計などを調べた。08年と07年の調査結果を比較すると、現在利用者の個人年収は平均値で07年の397万円（n=3873）から08年では435万円（n=3349）に上昇。同様に世帯年収も583万円（n=4390）から656万円（n=3709）に上昇。また、預貯金額は126万円（n=4349）から317万円（n=3703）に上昇した。前年に比べ利用者の個人年収、世帯年収、そして預貯金額が軒並み上昇した

が他に借り入れているローン利用率（08年）と、その利用者の借入平均残高の変化（07年と08年）を示したものである。同図によると、消費者金融会社からの借入残高の平均値は116万円から100万円に減少。また、消費者金融と同様に総量規制の対象であるクレジットカードカード会社キャッシングの借入残高も89万円から83万円に減少。また、住宅ローンに至ってはわずか1年間ですら197万円から197

東京情報大学准教授
堂下 浩

図5 直近1年間で零細企業主が利用した借入期間別の資金調達先 (重複回答)



注意: 「調達する必要はなかった」とするサンプルを除外して集計。

借入を増やしたと考えられる。次に、ヤミ金融との接触状況について調べた。図4は消費者金融会社への金融申込時の対応別に調べ、その割合を07年と08年と比較した結果である。07年と08年を比較すると、ヤミ金融と接触する割合は「断られた」人で26%から32%に、「希望額の融資を受けられなかった」人で27%から34%に、そして「保証人や担保を求められた」人で42%から54%にそれぞれ上昇した。今日、多重債務者も含めた個人を狙ったヤミ金融被害の増加を懸念する報道が見られるが、本調査結果は信用収縮が急速に進む中、ヤミ金融被害が増加傾向にあることを裏付けた。従前、筆者はヤミ金融接触者の特徴としてバランスの欠いた心理能力を挙げてきた。しかし、必要

に迫られた資金需要者がやむなくヤミ金融と接触する事例も増えたと推測できる。
 ③中小零細企業の資金繰りも硬直化
 事業者金融分野における法改正の影響として中小零細企業の資金繰り悪化による倒産急増を危惧する報道が顕著になってきた。そこで、筆者らの研究グループは零細企業の貸金利用実態を把握するためにアンケート調査を行った。図5は直近1年間で資金調達を行った従業員5人以下の零細企業が利用した調達先を、「経常的資金」と「つなぎ資金」に分けて集計した結果である。同図によると、経常的資金の調達先として、銀行が39%、消費者金融・クレジットカードが34%、親族・知人が25%と上位を占める。また、つなぎ資金の調達先としては、消費者金融・クレジットカードが45%、親族・知人が31%、銀行が24%となる。

0万円に減少した。一方で、この1年間で残高を逆に増やした借入先が銀行カードローンと親

図3 「希望通りの融資を受けられなかった人」が講じた資金使途別の対応(重複回答)

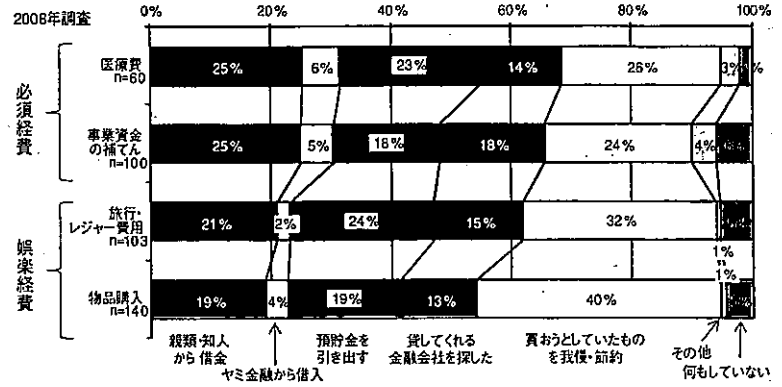
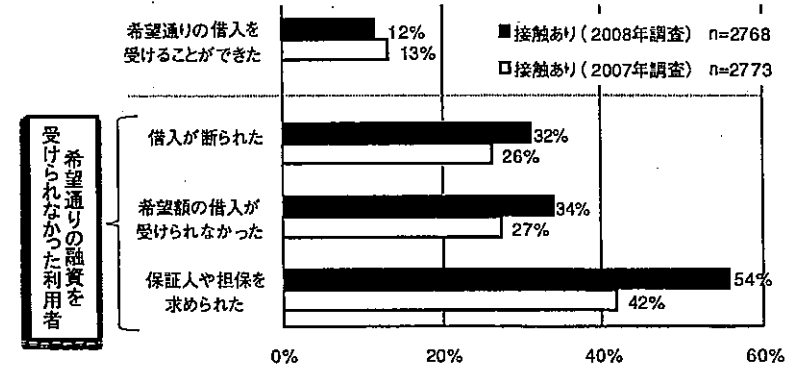


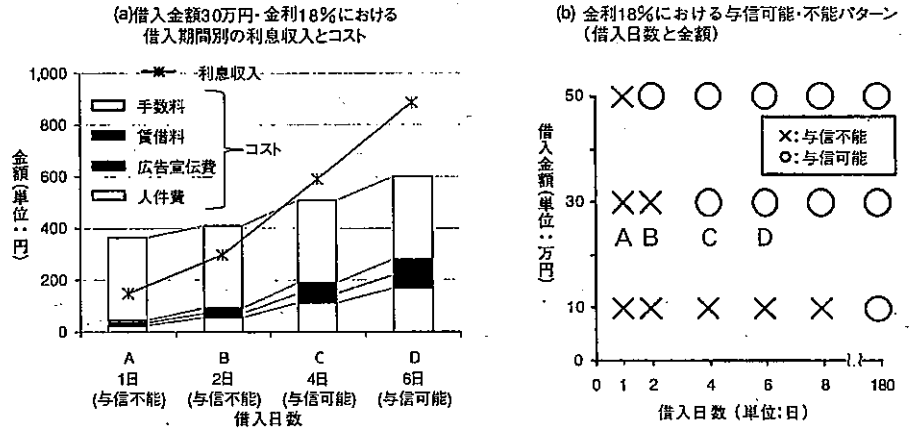
図4 申込時の対応別ヤミ金融と接触した割合の2008年と2007年比較(重複回答)



族や友人からの借り入れである。特に、親族や友人からの借入残高は18万4千円から201万円で急増した。

②融資拒絶後はヤミ金融に接触か
 アンケート調査では直近1年間に消費者金融へ融資を申し込んだ結果、「希望通りの融資を受けられなかった人」を抽出し、その資金使途と融資拒絶後に講じた対応を尋ねた。その結果、利用者の債務行動を必須経費と娯楽経費に分けると、融資拒絶後の対応に差が見られた。図3は「希望通りの融資を受けられなかった人」が融資拒絶後に講じた対応の分布である。同図によると、必須経費である「医療費」と「事業資金の補てん」では、「親族・知人からの借金」、「ヤミ金融からの借入」の割合が高くなる。一方、娯楽経費である「旅行・レジャー・資金費用」と「物品購入」では、「買おうとしていたものを我慢・節約」の割合が高い。我慢・節約で対応できない必須経費を賄うために、消費者金融会社から与信枠を圧縮された利用者はその代替として親族・知人やヤミ金融からの

図6 与信不能となる少額短期融資（「貸し倒れなし」、「仕入れコストなし」と仮定）



注意: 実際には、貸出残高に対して貸倒れ率8~10%、仕入れコスト2~4%程度が上乘せされる。

細企業では消費者金融やクレジットカードが経常的資金とつなぎ資金の両面において広く利用されていることが分かる。これは少ない人員での事業上、審査書類作成に資源を割けない分、金利は高いものの機動性を重視して消費者金融やクレジットカードを利用していると考えられる。

今日、貸金業者による貸し渋りに最も直面しているのが零細企業主であるといわれているが、筆者らの利用者調査でも、同様の現状が明らかになってきている。したがって、原材料費が高騰する中、零細企業主の与信枠が圧縮されたことで資金繰りに硬直性が増し、倒産に至るケースも増えたと想像できる。

信用収縮の影響も分析を

そもそも利息制限法には信用リスクとは別次元で信用収縮を引き起こす欠陥を内包している。利息制限法では「10万円以上、100万円未満の融資」における上限金利は18%となるが、例えば30万円の融資が実行された場合、貸金業者は利用者が4日以上にわたって借り入れない限り、利益を出すことができない。図6(a)は借入金額30万円・金利18%での借入期間別の利息収入とコストの関係を示したものである。同図では、融資期間で4つのケース(A・1日、B・2日、C・4日、D・6日)に分けて、利息収入とコストの関係を示した。ケースCとDでは利息収入がコストを上回り与信は可能となるが、ケースAとBでは利息収入がコストを下回り与信不能となる。

次に、図6(b)では金利18%で与信が不能となる取引条件を「×」、可能な

取引条件を「○」で示した。例えば、金利18%で30万円を1日間貸し付ける場合(図6(a)のA)、上記理由により与信不能となる。そして、金利18%で30万円を4日間貸し付ける場合(図6(a)のC)、利息収入はコストを上回り与信可能となる。

試算にあたり「貸し倒れなし」、「仕入れコストなし」との前提であるが、実際には大手消費者金融会社の場合、貸出残高に対して貸倒れ率は8~10%、仕入れコストは2~4%程度である。したがって、現実の市場において与信不能となる条件はさらに厳しいはずである。本来、少額短期の借入は

社会的ニーズが最も多い。しかし上記の通り、厳格な金利規制は少額短期の貸付けを与信不能としている。これも信用収縮の一因として働いている。

今後、法改正による信用収縮の影響についてアンケートやインタビュー調査を通して多面的な角度から把握に努めたい。

- 1 今後の詳細分析を進める過程で、数値を含め調査結果の変更があり得る。
- 2 nはサンプル数(回答者数)を示す。以下、同様。
- 3 ヤミ金融に接触したものの、実際には借入を行わなかった利用者を「ヤミ金融接触者」に含めた。



どうもと・ひろし
1964年生まれ。早稲田大学理工学部卒。米テキサス大 MBA(経営学修士)を取得。三菱総合研究所、ジャフコなどを経て、東京情報大学総合情報学部准教授。早稲田大学客員教授。総合情報学博士。

- 4 例えば、「毎日新聞(千葉)」「多重債務相談」件数、昨年度3542件で過去最高。背景に闇金融業者急増(2008年6月20日)など。
- 5 堂下浩「消費者ローン利用者の行動分析」『地銀協月報』全国地方銀行協会、2007年10月。
- 6 2007年度の企業倒産件数は比較可能な2001年度以降で最多となった(帝國データバンク)。
- (i) 「資金供給者アンケート調査」。時期…2008年7月、対象…専業大手消費者金融会社7社。なお、新規成約率は大手7社の新規申込数と契約件数から算出。
- (ii) 「消費者金融の利用に関する調査」。時期…2008年調査は08年5月に実施(2007年調査は07年5月に実施)、方法…インターネット調査、対象…調査機関に登録している20歳以上の一般消費者。関に登録している20歳以上の一般消費者。
- (iii) 「零細企業による貸金利用調査」。時期…2008年調査は08年5月に実施(2007年調査は07年5月に実施)、方法…インターネット調査、対象…調査機関に登録している20歳以上の個人事業主と会社経営者。